

第5次宇都宮市総合計画
改定基本計画（後期基本計画）

平成25年3月

宇都宮市

< 目 次 >

第1章 策定の趣旨	1
第2章 総合計画の構成と基本計画の期間	2
1 総合計画の構成	
2 基本計画の期間	
第3章 社会経済の見通しと市民意識の現状	4
1 社会経済の見通し	
2 市民意識の現状	
第4章 時代潮流とまちづくりの重点課題	12
1 時代潮流	
2 まちづくりの重点課題	
第5章 まちづくりの目標	19
第6章 都市空間形成の方針	21
1 基本認識	
2 基本方針	
第7章 まちづくり戦略プロジェクト	27
第8章 分野別計画	61
第9章 計画の着実な推進に向けて	147
1 各施策分野における個別計画の策定	
2 総合計画実施計画と行政評価, 中期財政計画, 予算の連携	
3 指標を用いた計画の達成状況の把握	

第1章 策定の趣旨

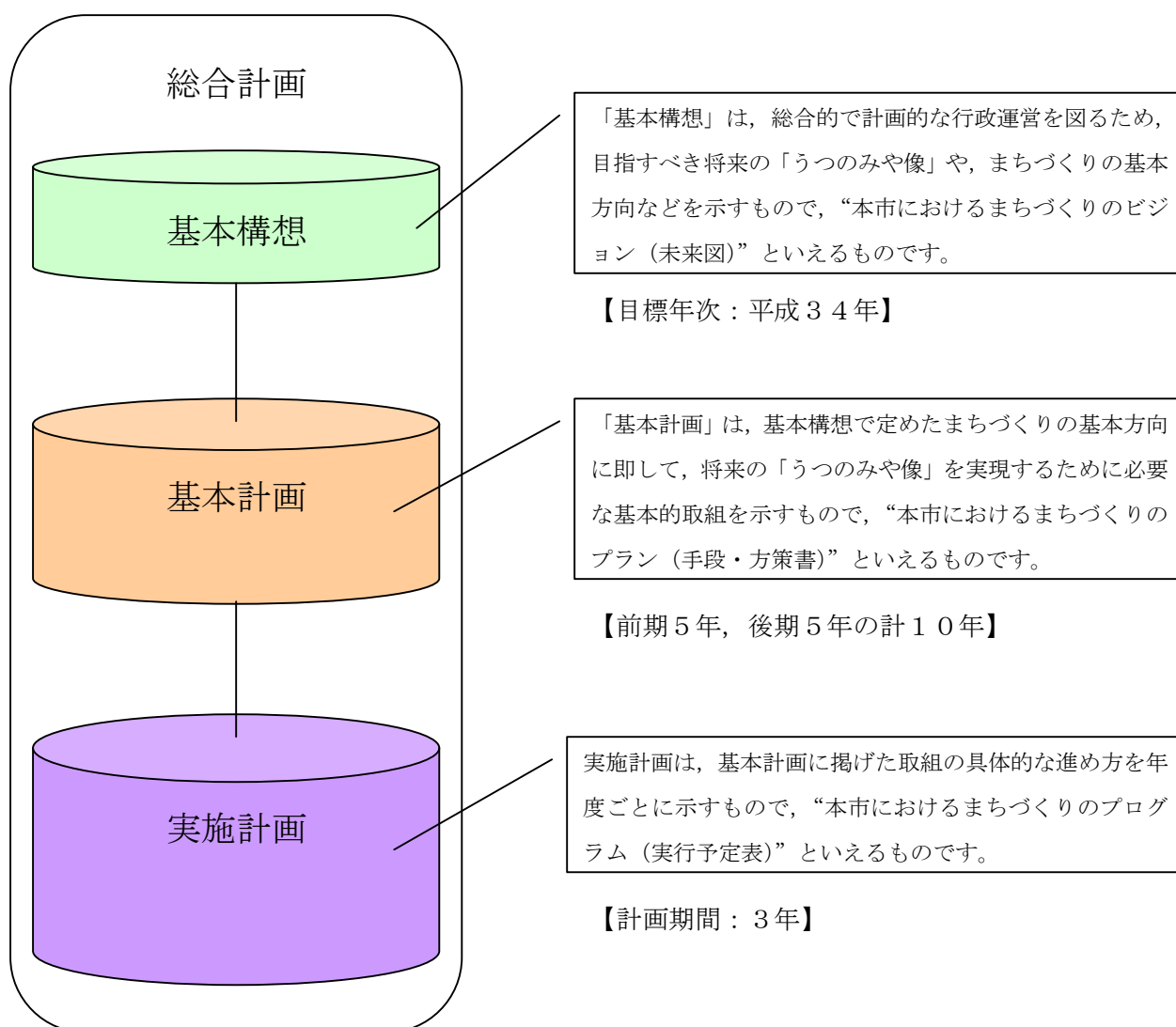
本市では、平成19年度に第5次宇都宮市総合計画を策定し、平成34年を目標年次とする第5次宇都宮市総合計画基本構想に掲げる都市像「らしいいきいき まちキラキラ つながる人 ★ 夢のみや うつのみや」の実現に向け、まちづくりの基本方向に沿って、基本計画（前期5年、後期5年の計10年、平成20年度から平成29年度）に取り組んできました。

平成24（2012）年度に基本計画の前期5年が終了することから、後期5年の計画の具体化を図るため、その改定を行うものです。

第2章 総合計画の構成と基本計画の期間

1 総合計画の構成

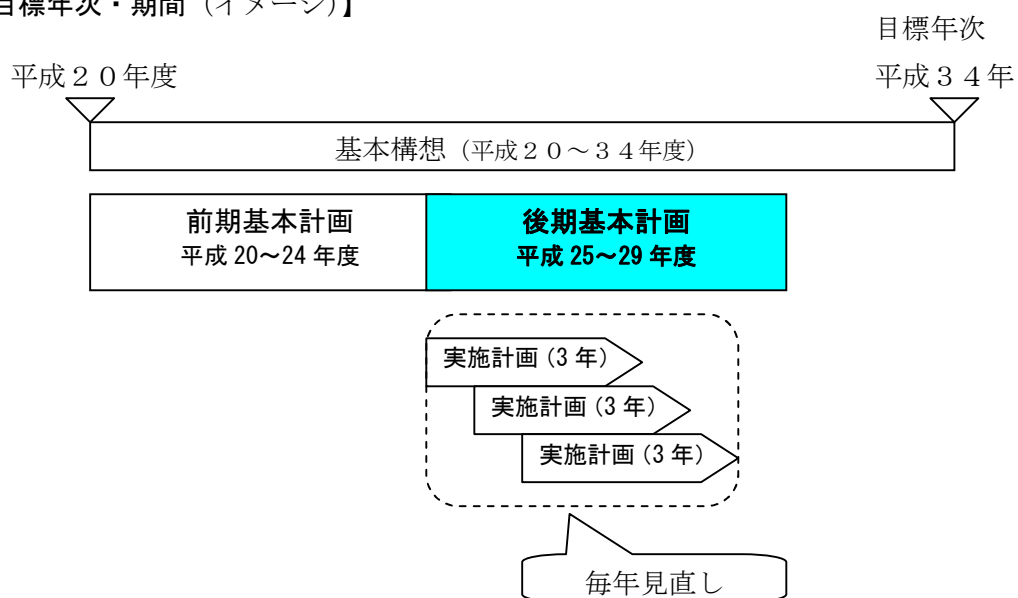
第5次宇都宮市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。



2 基本計画の期間

後期基本計画の期間は、平成25（2013）年度から平成29（2017）年度までの5年間とします。

【目標年次・期間（イメージ）】



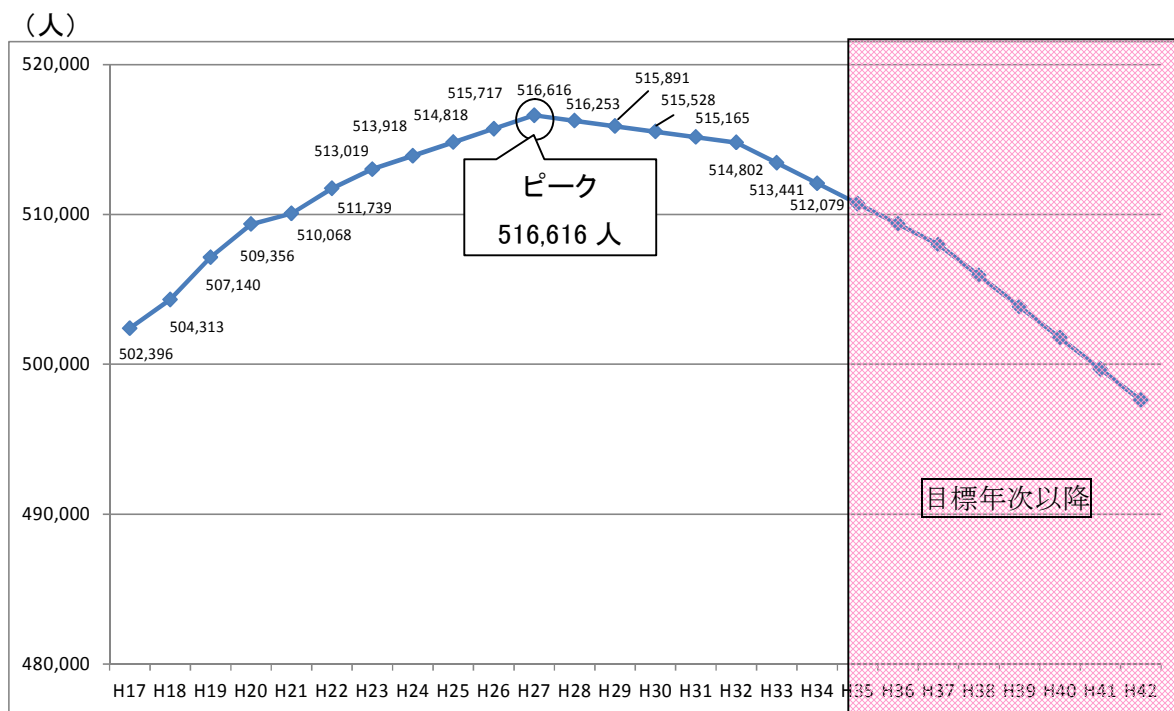
第3章 社会経済の見通しと市民意識の現状

1 社会経済の見通し

(1) 総人口

本市の総人口は、平成22（2010）年国勢調査では、511,739人となり増加が続いていますが、平成27（2015）年に、約51万6千人でピークを迎えた後、人口減少に転ずるものと見込まれます。

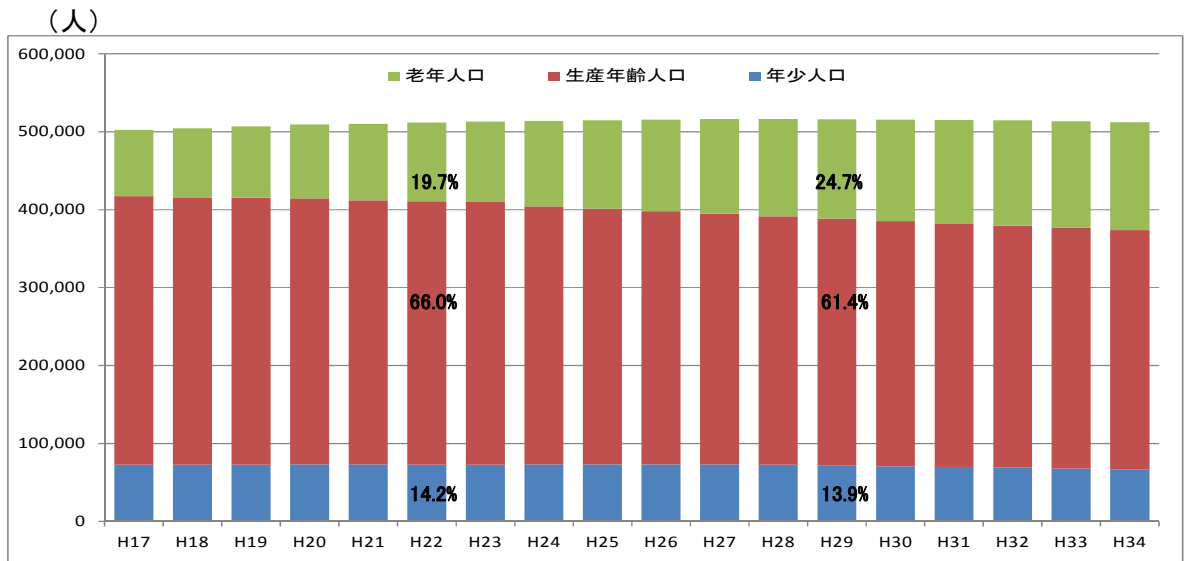
【総人口の推移】



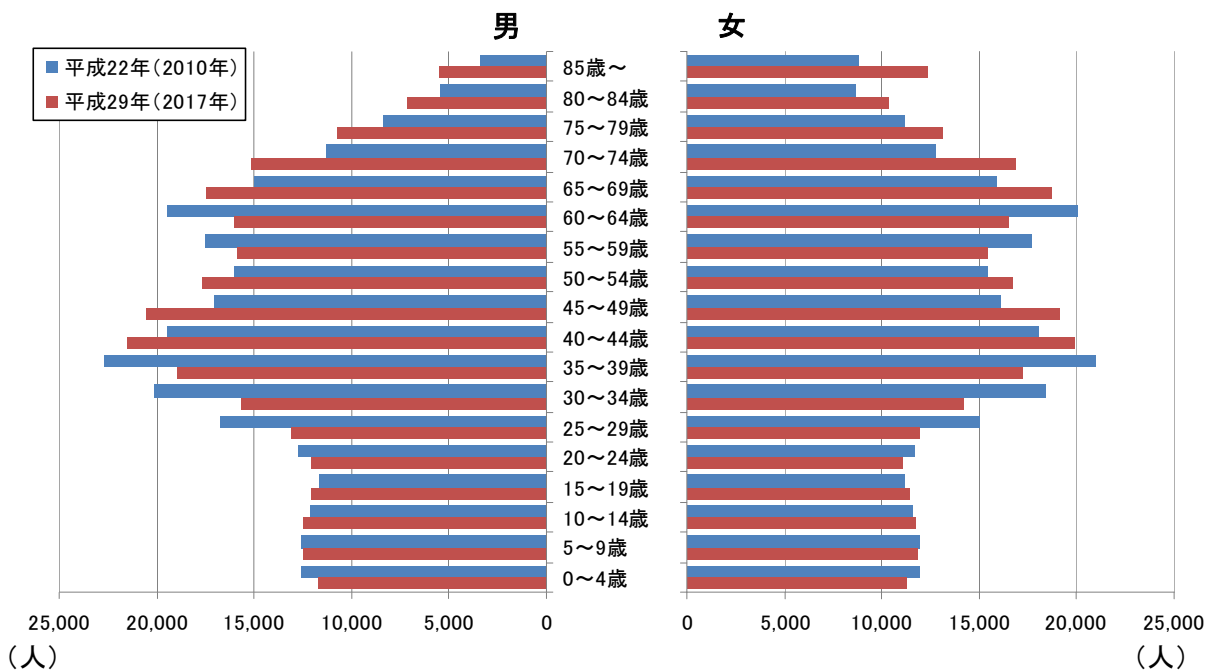
(2) 年齢別人口

本市の年齢別人口は、少子・高齢化の進行により、老年人口（65歳以上）の構成比は、平成22（2010）年の19.7%から、平成29（2017）年には24.7%へ高まる一方で、年少人口（0歳～14歳）は、14.2%から13.9%へ、生産年齢人口（15歳～64歳）は、66.0%から61.4%へと、それぞれ構成比が低下するものと見込まれます。

【年齢別人口の推移】



【人口ピラミッド】

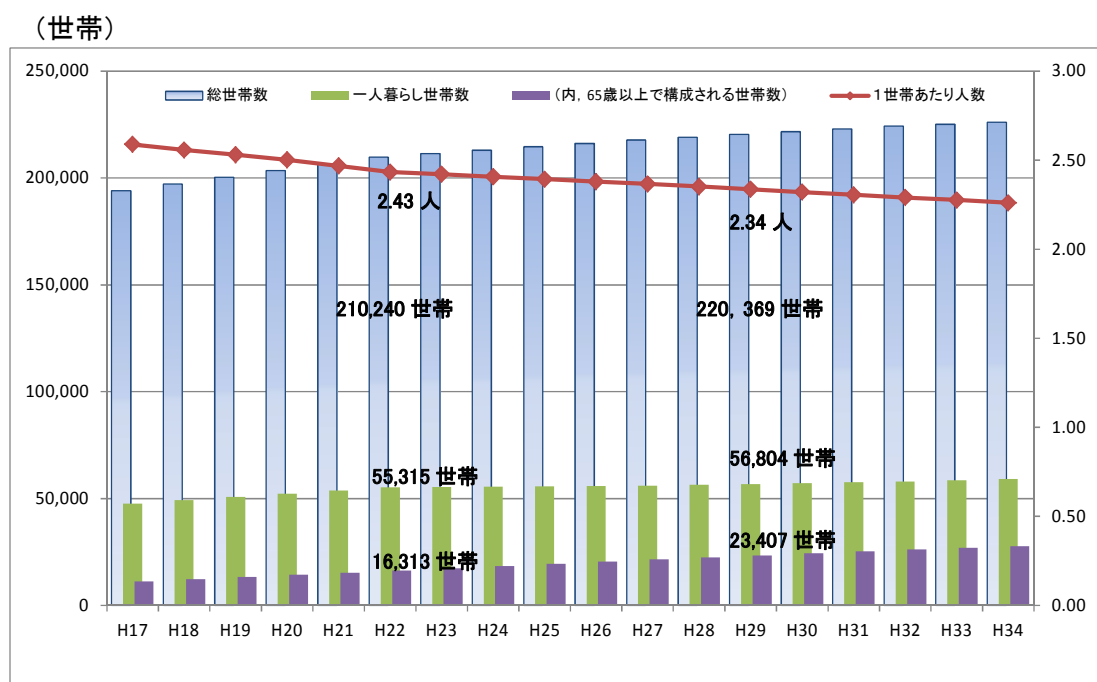


(3) 世帯数・一世帯当たり世帯人員数

本市の世帯数は、平成22（2010）年の210,240世帯から、平成29（2017）年には220,369世帯へ増加すると見込まれます。

また、一世帯当たりの人員数は、2.43人から2.34人へ減少することが見込まれます。このうち、一人暮らし世帯は、平成22（2010）年の55,315世帯から、平成29（2017）年には56,804世帯と増加し、特に、65歳以上の一人暮らし世帯は、16,313世帯から23,407世帯と約1.4倍に増加するものと見込まれます。

【世帯数・一世帯当たり世帯人員の推移】

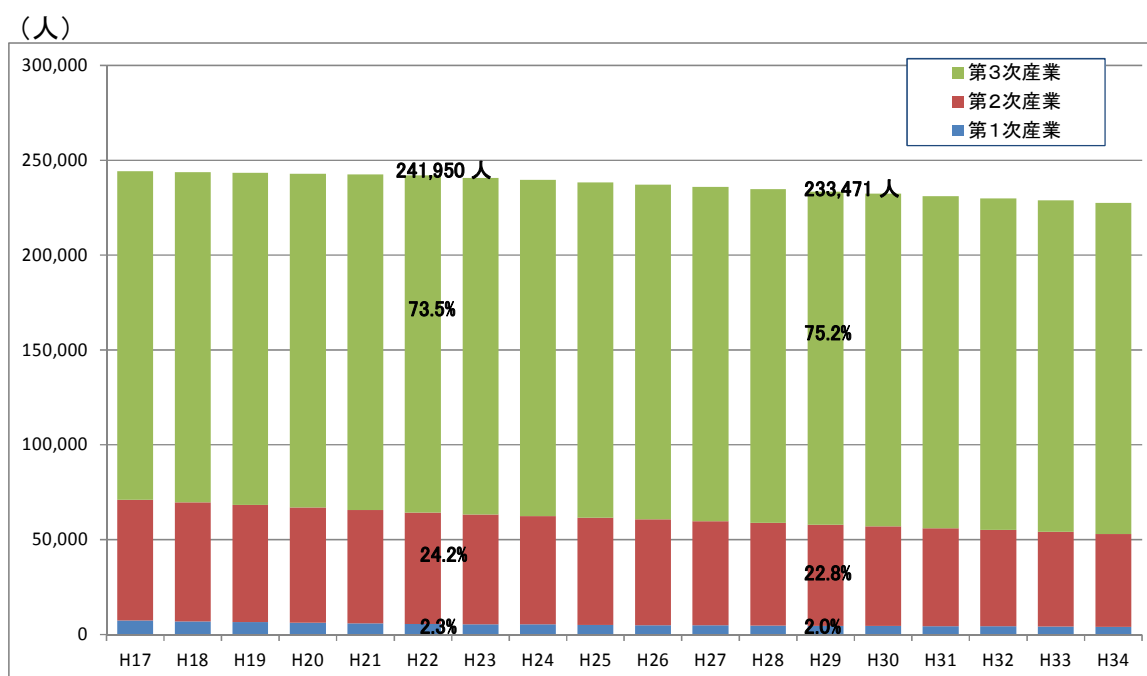


(4) 就業人口

本市の就業人口は、平成22(2010)年の241,950人から、平成29(2017)年には233,471人となり、全体的に減少するものと見込まれます。

また、産業別就業人口の構成比は、第1次産業では、平成22(2010)年の2.3%から、平成29(2017)年には2.0%へ、第2次産業は24.2%から22.8%へとそれぞれ微減し、第3次産業は73.5%から75.2%へと微増するものと見込まれます。

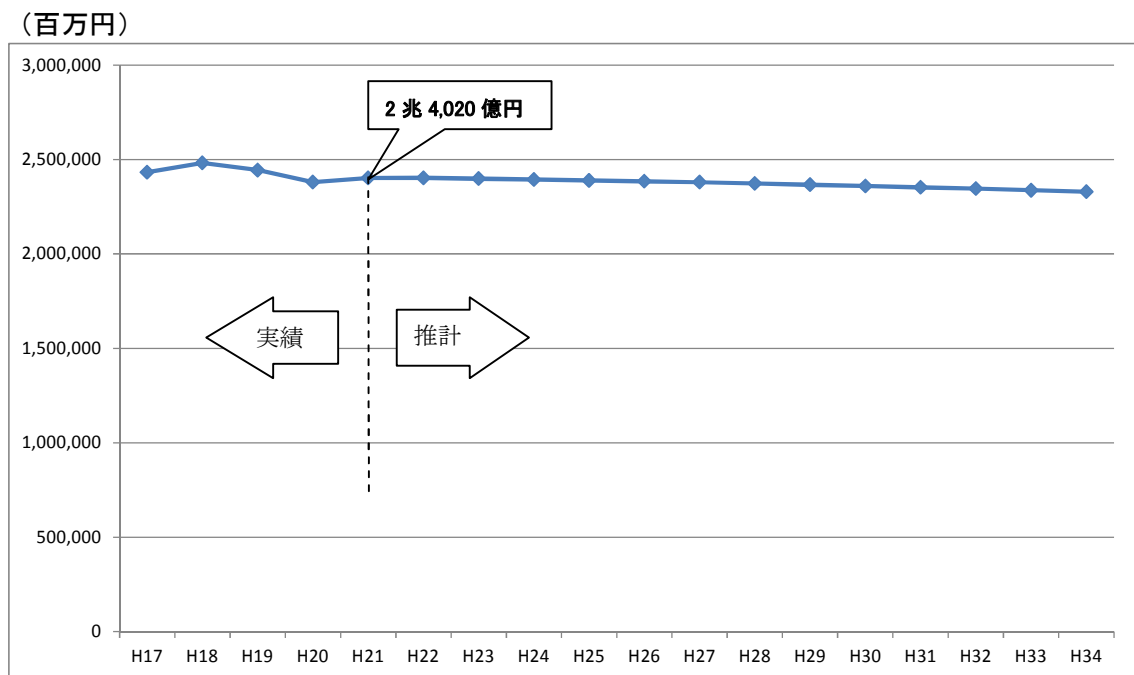
【就業人口・構成比の推移】



(5) 市内総生産

本市の市内総生産額は、平成21(2009)年には、約2兆4,020億円に達しましたが、今後は1人あたりの市民所得は同程度で推移するものの、就業人口の減少などに伴い、市内総生産額は、緩やかに減少するものと見込まれます。

【市内総生産の推移】



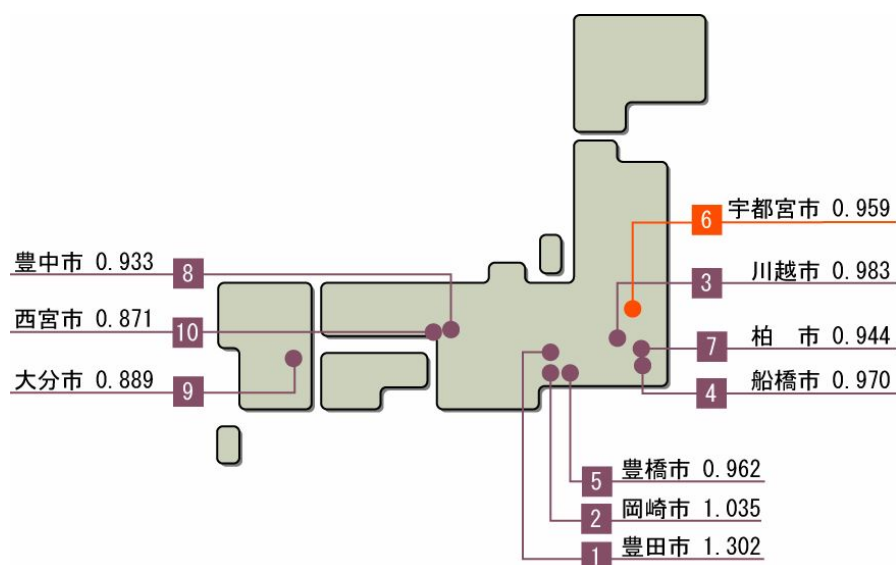
(6) 財政

全国の多くの地方自治体が、高齢化の進行による扶助費の増加、人口減少による産業・経済面での活力低下などに伴い、深刻化する財政状況の中で厳しい都市経営を余儀なくされています。

このような中、平成23年度決算において、本市の財政力指数(※1)は、中核市41市中6位、経常収支比率(※2)は24位、自主財源比率(※3)は4位に位置しています。また、財政健全化法において、財政判断の基準となる四つの指標(※4)いずれも、健全化基準を下回っています。

今後とも、歳入面においては、自主財源の根幹をなす市税の確保はもとより、広告収入など、新たな収入の確保に取り組みながら、市政運営に必要な財源を確保し、歳出面においては、施策・事業の優先化・重点化を図るとともに、市債残高の抑制や基金の涵養など、健全な財政運営のために設定した財政指標の目標値の達成に向けて取り組むことにより、持続可能で健全性の高い財政運営が確保できると見込まれます。

【財政力指数ランキング（中核市）】



※1 財政力指数・・・地方交付税法の規定により算出される指数で、標準的な行政活動に必要な財源を、どれくらい自力で調達できるかを表すもの。

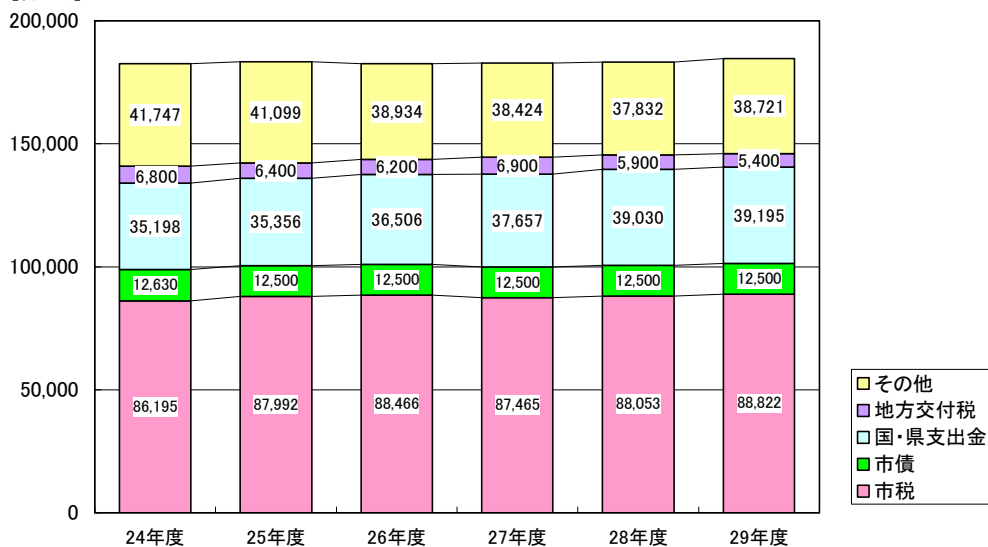
※2 経常収支比率・・・毎年度継続的に収入があり自由に使い方を決定できるお金（経常一般財源）のうち、どれくらいのお金が扶助費など、節減することが困難な経費（経常的経費）に使われているかを示す比率。

※3 自主財源比率・・・歳入全体に対する自主財源（市税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入など）の占める割合であり、財政基盤の安定性や行政活動の自律性を確保するためには、この割合が高いことが望ましいとされる。

※4 四つの指標・・・実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率

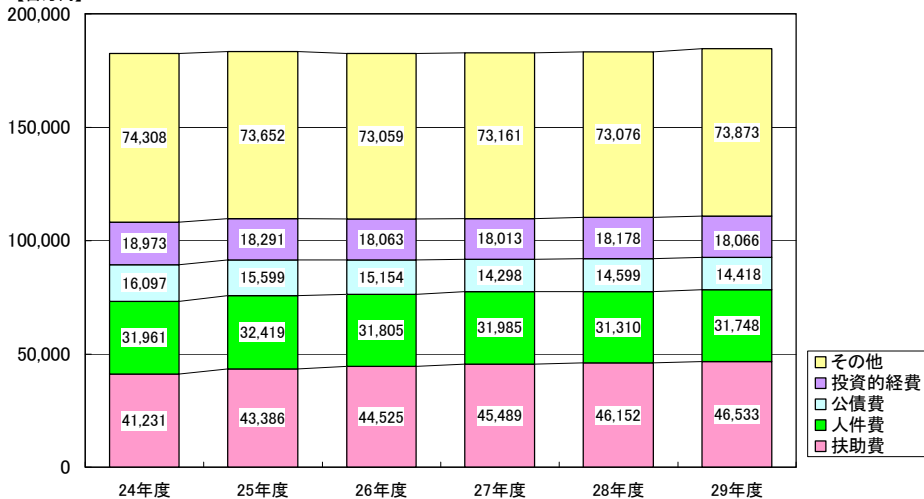
【一般会計収入の見通し】

【百万円】



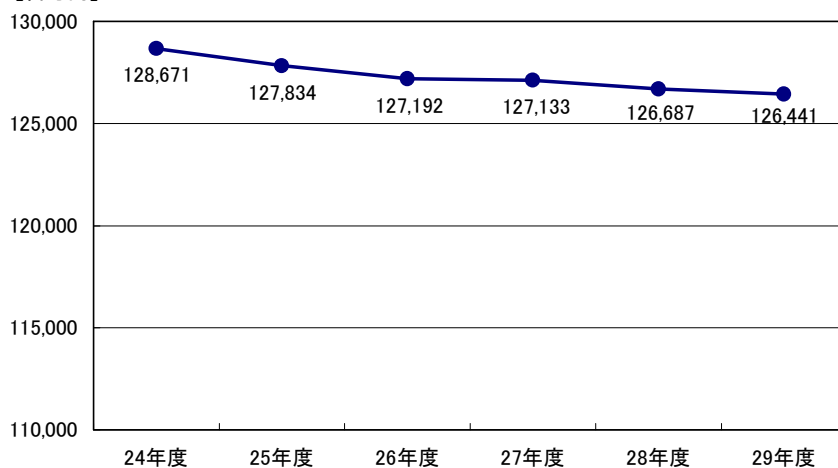
【一般会計歳出の見通し】

【百万円】



【普通会計市債残高の見通し】

【百万円】



(平成24年7月策定「宇都宮市中期財政計画」より)

2 市民意識の現状

本市では、第5次宇都宮市総合計画基本計画の25の基本施策について市民の満足度を調査しています。その結果、基準年度（平成19年度）と比較した市民満足度は、11の基本施策（44.0%）が上向き、10の基本施策（40.0%）が同水準、4の基本施策（16.0%）が下向きとなっています。

【基本施策の満足度の推移】

施策の大綱（柱） ：6	番号	大分類（基本施策） ：25	H19 (基準)	H20	H21	H22	H23	達成率	
			満足度	満足度	満足度	満足度	満足度	基準年度比 (H23-H19)	満足度の推移 (H19~23)
I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	1	保健・医療サービスの質を高める	40.3	41.8	48.6	53.0	56.0	15.7	
	2	高齢期の生活を充実する	33.1	28.2	31.8	32.4	40.1	7.0	
	3	障がいのある人の生活を充実する	20.3	14.8	15.6	19.0	22.9	2.6	
	4	愛情豊かに子どもたちを育む	27.7	32.2	34.6	35.8	43.6	15.9	
	5	都市の福祉力を高める	27.9	23.6	26.4	25.7	32.9	5.0	
	6	日常生活の安心感を高める	33.3	37.9	43.6	48.9	48.9	15.6	
II 市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために	1	生涯にわたる学習活動を促進する	36.1	30.6	36.5	36.7	39.4	3.3	
	2	信頼される学校教育を推進する	30.8	32.6	34.1	32.8	39.4	8.6	
	3	個性的な市民文化・都市文化を創造する	35.4	30.1	35.6	35.5	36.4	1.0	
	4	生涯にわたるスポーツ活動を促進する	30.0	30.2	28.4	29.1	31.1	1.1	
	5	健全な青少年を育成する	17.5	14.0	14.4	15.9	21.9	4.4	
III 市民の快適な暮らしを支えるために	1	脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	34.8	35.2	38.7	48.8	47.3	12.5	
	2	良好な水と緑の環境を創出する	69.6	59.2	65.0	65.7	65.5	-4.1	
	3	上下水道サービスの質を高める	67.2	58.9	66.8	68.6	68.2	1.0	
	4	快適な住環境を創出する	55.5	59.6	62.0	52.8	56.6	1.1	
IV 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために	1	地域産業の創造性・発展性を高める	22.1	14.3	13.6	13.6	16.5	-5.6	
	2	商工業の活力を高める	22.0	14.2	10.8	7.8	12.9	-9.1	
	3	農林業の付加価値を高める	28.4	18.1	25.4	24.8	27.5	-0.9	
	4	魅力ある観光と交流を創出する	20.2	18.5	19.8	21.5	28.9	8.7	
V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために	1	機能的で魅力のある都市空間を形成する	30.8	31.5	34.0	32.3	32.1	1.3	
	2	円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する	30.6	30.3	32.4	30.9	31.2	0.6	
	3	高度情報化の恩恵を享受できる環境づくりを推進する	54.5	55.2	47.9	45.9	49.6	-4.9	
VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために	1	市民が主役のまちづくりを推進する	29.1	25.1	25.0	24.6	28.2	-0.9	
	2	行政経営基盤を強化する	19.7	17.2	19.0	15.4	19.4	-0.3	
	3	市民の相互理解と共生のこころを育む	32.8	28.7	27.2	30.5	32.4	-0.4	

【注】・それぞれの市民満足度が「+2%より上の場合：基準年度より上向き」、「±2%以内の場合：基準年度と同水準」、

「-2%より下の場合：基準年度より下向き」とした。

・「そう思う」、「どちらかというと思う」、「どちらかというと思わない」、「そう思わない」、「わからない」の選択枝のうち、「そう思う」、「どちらかというと思う」市民の割合の合計を“満足度が高い”とした。

第4章 時代潮流とまちづくりの重点課題

1 時代潮流

(1) 第5次宇都宮市総合計画基本構想における時代潮流

第5次宇都宮市総合計画基本構想では、「少子・超高齢社会、人口減少の時代」、「地球環境問題の深刻化の時代」、「ボーダーレス社会の進展の時代」、「人間回帰の時代」、「分権型社会の進展の時代」の五つを時代潮流の変化としてとらえています。

ア 少子・超高齢社会、人口減少の時代

日本の総人口は、平成17年に戦後始めてマイナスに転じ、人口減少時代が現実のものとなりました。また、20%を超える高齢化率は、今後も上昇を続けると見込まれ、後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回り、その構成比を高めていく傾向にあります。

さらには、「超少子化国」と呼ばれる水準となった合計特殊出生率や、今後も減少傾向が続くと見込まれる年少人口などから、一層、少子・高齢化が進行することが予測されます。

こうしたことに伴い、労働力人口の減少や社会保障費の増大がさらに深刻化する一方で、豊富な経験、知識、社会への貢献意欲をもった高齢者も増加します。

このため、子どもについては、子育て、子育て環境の充実がますます必要になるとともに、高齢者については、”支えられる世代”というこれまでの固定観念にとらわれず、いわゆる「アクティブシニア」の人々が、地域づくりの主役の一人として活躍できる環境づくりが重要になるなど、子どもから高齢者まで、健康で快適に生き生きと暮らせる社会環境づくりを進めていくことが求められます。

また、都市づくりについては、既にある社会資本の有効活用を図るとともに、まちの魅力づくりや高度な都市機能の集積などにより、人々が集い、活発に交流する、人口減少時代にあっても揺るぎのない、持続的な発展が可能な都市を形成することが求められます。

イ 地球環境問題の深刻化の時代

20世紀の社会経済は、先進国において物質的な豊かさをもたらしましたが、温室効果ガスの大量排出による地球温暖化や、大量生産・大量消費による地球資源の枯渇などの地球環境問題をも生み出し、それらへの対応は、国際的な課題として、今後ますます大きなものとなっていきます。また、これらの問題は、市民の日常生活や事業

者の活動などとも深く関わっていることから、地域レベルでの取組の強化も、一層大きな課題となっていきます。

このため、行政のみならず市民や事業者が、身近な暮らしや活動の中で地球規模での環境問題をとらえ、一人ひとりがその当事者として、地球環境問題の解決を強く意識し、二酸化炭素の排出削減による地球温暖化の防止や、3 R (※) の推進による「循環型社会」の構築に向けて、ひとや環境にやさしい交通システムや都市構造への転換など、あらゆる分野において継続的・横断的な取組を実践することで、恵み豊かな自然環境を守り維持して、将来世代に引き継いでいくことができる「持続可能な社会」を形成することが求められます。

※3 R・・・リデュース (Reduce) : 廃棄物の発生抑制, リユース (Reuse) : 再使用, リサイクル (Resycle) : 再生利用
の三つの取組のこと。

ウ ボーダーレス社会の進展の時代

近年、市民や事業者の活動はますます広域化しており、こうした状況に対応できる都市を築いていくためには、現在の行政区域の枠を越え、広域的な圏域における各自治体の機能分担を視野に入れたまちづくりが重要性を増してきます。また、経済構造や雇用形態など社会経済の面でも、一層ボーダーレス化が進んでいきます。

特に情報技術の革新は、市民の暮らしや事業者の活動、さらには都市のありように大きな影響を与え、地球規模での多様な交流を促進する情報通信ネットワークは、場所や時間にとらわれない、新しい生活様式や社会経済活動を可能にしていきます。

また、中国等、アジア経済の台頭やバイオテクノロジーなど新技術の開発は、世界的な規模で影響を与え、それらは国境を越え、地域産業にも波及していきます。

さらには、世界的な人口増加や開発途上国の経済発展等に伴う農作物の需要拡大、水資源の不足などにより、国際的な食料問題が顕在化する中、国内や地域内における食料自給率の向上が求められるなど、地域産業としての農業の位置付けは、ますます重要性を増していきます。

このため、情報通信基盤の整備による市民生活の利便性の向上や産業面での知的生産性の向上、さらには、地域産業としての商・工・農林業の基盤や競争力の強化など、社会経済におけるボーダーレス化への対応が求められます。

エ 人間回帰の時代

心の豊かさを重視する成熟社会においては、市民の価値観は多様化し、自らがそれぞれの生活様式に応じた「もの」や「サービス」を選択し、余暇活動や学習活動にいそむなど、「生活の質の向上」に対する欲求がさらに高まっています。

一方、社会においては、自己利益の追求や社会的なつながりの希薄化など、「社会」より「個人」を重視する傾向が強まる中、改めて、他人への思いやりや社会との協調

が重要視されています。このことは今、家庭や地域社会での「きずな」の大切さが改めて注目されていることとも密接に関係しており、こうした温かみで人間的な「つながり」、「きずな」を再生することが、子育てや子育ての問題、高齢者への対策、地域の安全・安心の確保など、さまざまな地域課題に対応していくうえでの重要な要素となっていくと見られます。

また、都市のあり方においても、これまでの経済性・効率性の追求がもたらした“画一的なまちづくり”への反省から、都市が人間の営みの場としてとらえ直され、「生活の質の向上」を基本として、潤いや個性を重視する方向へと変化しています。

このため、個人や団体、組織、地域コミュニティ等における「きずな」や「信頼関係」、さらには、「人間関係」等の社会的ネットワーク、いわゆる「社会関係資本」(ソーシャル・キャピタル)を形づくり、日常生活におけるさまざまな問題や地域の課題に対応していくことが求められます。

また、環境との調和のもと、地域の特性を生かした都市アメニティがつくり出され、市民の郷土への愛着や誇りを培う都市の文化を備えている、成熟した「まち」、人々が社会とのつながりを持ちながら多様な価値を認め合い、互いに助け合える「まち」、子どもから高齢者まで誰もが暮らしやすい、人間の身の丈に合った「まち」など、「ひと」を中心に据えた都市づくりが求められます。

オ 分権型社会の進展の時代

地方自治においては、自治的活動の主な担い手であるコミュニティ組織、さらにはボランティア団体やNPOなどの市民活動組織が、社会的要請や役割の拡大などから、「公共」の領域を担う主体の一つとして、ますますその活躍の場を広げています。

そうした中で、まちづくりの各主体が、適切な役割分担のもと、互いに連携・協力し合うパートナーシップによるまちづくりが一層重要となっています。

また、「地方自治体」においては、自主・自立を基本に、自らの判断と責任のもと、地域の活力や力強い活動を維持・向上させるとともに、各々の創意工夫によって、地域の実情に応じたまちづくりを進めていくことがますます重要となっています。

このため、パートナーシップの前提となる情報の共有化や、活動環境の充実など、市民自治の充実・強化にこれまで以上に力を注ぐとともに、地方分権改革のさらなる進展や、国や地方の役割分担の抜本的な改革として、自立的で活力のある地方圏の実現を目指す「道州制」導入の議論などを視野に入れながら、自治能力のさらなる向上を図り、ますます高度化・複雑化する行政課題に的確に対応していくことが求められます。また、北関東の中核都市、首都圏における主要都市の一つとしてふさわしい、高度な都市機能、広域的な圏域での拠点性や中枢性、独自の文化を備えた、魅力や風格あるまちづくりが求められます。

(2) 改定基本計画（後期基本計画）期間中に顕著になると考えられる社会潮流の変化

今回の改定に当たり、第5次宇都宮市総合計画基本構想の時代潮流の中でも、とりわけ、後期計画期間中において顕著になると考えられる社会潮流の変化などを、次のとおりとらえました。

ア 人口減少局面への突入と人口構造の変化

本市の人口は、平成27年（2015）年をピークとし、人口減少に転ずるものと見込まれます。また、生産年齢人口は減少傾向にあり、その一方で高齢者数の増加、子どもの減少など人口構造が変化し、地域の活力の低下が懸念されます。

このようなことから、高齢者が元気に安心して生活でき、地域の活力維持の担い手として活躍できる環境づくりや、仕事と家庭が両立でき、安心して子どもを産み育てられる環境づくり、さらには、安定維持が可能な福祉等の構築が求められます。

イ 家族や地域の変容

本市は近年、単身世帯の割合が上昇傾向にあるとともに、未婚率についても上昇傾向にあり、家族や地域との関わりが変化し、地縁・血縁関係の希薄化や社会的孤立、地域コミュニティの活力の低下などが懸念されます。

このようなことから、市民や団体、企業、NPO、行政など、さまざまな主体がそれぞれの強みを生かして相互に補完し合いながら、社会的な課題に対応していくことや、共生の意識を持って良好な人間関係が構築できる、家族や地域を支える人材が求められます。

ウ 地域産業・経済を取り巻く状況の変化

本市の市内総生産は増加傾向にありましたが、平成20年から減少に転じています。さらに、本市の中心商業地においては、歩行者・自転車の通行量は減少傾向にあり、事業所数や売場面積の減少とあわせて、空き店舗が慢性的に存在するなど、地域産業を取り巻く状況が変化しています。

このようなことから、本市が持続的に発展していくため、高い生産性や付加価値、競争力などを生み出すことのできる産業やその担い手となる人材、賑わいや活力を生み出す交流人口・定住人口の増加が求められています。

エ 安全・安心で環境にやさしい都市づくりへの要請の高まり

本市では、東日本大震災による市内の住宅や道路、公共施設などに大きな被害を受けた教訓などから、すべての市民が安全で快適に暮らすことのできる住環境の形成、災害にも強く、環境に配慮した都市基盤の形成など、安全・安心で、環境にやさしい都市づくりが求められています。

2 まちづくりの重点課題

第5次宇都宮市総合計画基本構想では、これからの本市のまちづくりを進めるに当たっての重点課題として、「子育て支援の充実」、「高齢者の生活の質の向上」、「安全で安心な生活環境の創出」、「環境調和型社会の構築」、「総合的な交通体系の確立」、「魅力ある拠点の創造」、「都市の個性づくりと発信」、「次代を築く人材の育成」、「産業力の強化」、「地域が主体となったまちづくり」を設定しています。

(1) 子育て支援の充実

少子化が進み、将来を担う世代の減少が懸念される中、核家族化や地域社会の人間関係の希薄化、産婦人科医・小児科医の不足など、子育て環境がますます厳しさを増しており、子育てに関する市民ニーズも多様化しています。こうした社会環境を踏まえ、親の子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、安心して子どもを生き育て、親もともに成長することができる環境を創出することが急務となっています。

(2) 高齢者の生活の質の向上

高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加に加え、地域社会で高齢者を支える連携体制が十分ではない中で、介護を必要とする高齢者が増加しています。その一方で、団塊の世代の大量退職に伴い、豊富な経験、知識、技術をもった高齢者が地域へ戻ってきています。こうした社会環境を踏まえ、高齢者が生きがいを持ち、自己実現を果たしながら、心豊かに元気に暮らしていけるよう、高齢者の生活の質の向上を図ることが急務となっています。

(3) 安全で安心な生活環境の創出

本市においても、刑法犯の認知件数が比較的多い傾向にありますが、一方で、市民の防犯意識は高まってきています。また、近年、災害や食の安全に関する問題が多発し、防災への関心や食品の安全などに対する不安感が大きくなっており、対応力の強化が求められています。こうした社会環境を踏まえ、地域が一体となって、市民が心安らかに暮らせる、安全で安心な生活環境を創出することが急務となっています。

(4) 環境調和型社会の構築

地球規模の環境問題が一層深刻化している中で、ごみ問題や地球温暖化に対する市民の意識が高まってきています。こうした中で、日常生活や社会経済活動が地球規模の環境問題に大きく関わっていることや、日ごろの小さな取組の積み重ねが、大きな問題の解決にもつながることを、市民一人ひとりが強く意識して、環境に配慮した行動を主体的に実践する、環境調和型の社会を構築していくことが急務となっています。

(5) 総合的な交通体系の確立

高齢化の進行や環境問題の深刻化などから、クルマに過度に依存した社会からの転換が求められる中で、本市では、公共交通基盤が必ずしも十分に整備されているとはいえない状況にあります。こうした社会環境や持続可能な都市のあり方を踏まえ、誰もが移動しやすい交通環境を創出できるよう、公共交通ネットワークの構築を中心とした、総合的な交通体系を確立することが急務となっています。

(6) 魅力ある拠点の創造

本市は、歴史的・地理的条件により、古くは日光街道と奥州街道の「追分の地」として栄え、現在に至るまで、交通の要衝都市として発展してきており、国土幹線として東西軸を形成する北関東自動車道も、間もなく全線開通(※)を迎えます。都市の個性の創出や地方都市の活力の向上が求められる中で、こうした恵まれた条件や社会環境を生かし、50万都市にふさわしい、人・もの・情報が活発に交流する高度な都市機能を備え、広域的な中心性や中枢性をさらに高めた、魅力と活力のある拠点を形成することが急務となっています。

※北関東自動車道…平成23年3月全線開通

(7) 都市の個性づくりと発信

本市には、歴史的な価値を持つ建造物、伝統文化や美しい自然、郷土食など、誇るべき固有の地域資源が数多く存在しています。それぞれの都市や地域が、その魅力や創意工夫を競い合い高め合う、都市間競争がますます激しくなる中で、本市固有の“財産”や地域特性などを生かし、独自の文化を創出し、都市としての個性を磨き上げ、全国にアピールしていくことが急務となっています。

(8) 次代を築く人材の育成

複雑・多様化する社会経済環境において、より高度で専門性の高い人材が求められる傾向にある中で、本市では、教育環境や学習機会、地域の教育力を生かす仕組みが充実しています。こうした社会環境を生かし、次代の宇都宮を築き、担うことのできる意欲や能力、やさしさや思いやり、さらには新しい価値を創造しうる世界的で幅広い視野を持った人材を育成していくことが急務となっています。

(9) 産業力の強化

産業構造の変化や情報・知識に価値を置く社会の到来など、産業を取り巻く環境が大きく変化する中で、本市では、高度技術産業の集積などを特徴とした工業をはじめ、商業、農業がいずれも高い水準でバランス良く展開されています。こうした社会経済環境を生かし、地場産業や中小企業など、既存産業の育成・活性化に加え、広域的な連携も視野に入れ、新たな産業や先導的な産業を創出していくなど、社会経済のボーダーレス化に対しても揺るぎのない産業基盤を確立することが急務となっています。

(10) 地域が主体となったまちづくり

地域コミュニティが希薄化し、地域での教育力や生活環境の安全、安心感の低下など、さまざまな問題が指摘される中で、本市では、地域主体のまちづくりを進めるための、施設や仕組みが整いつつあり、市民の地域コミュニティ意識も高まっています。こうした社会環境を生かし、地域内分権を進め、地域の人材や資源を十分に活用した、地域が主体となったまちづくり活動を促進することが急務となっています。

第5章 まちづくりの目標

第5次宇都宮市総合計画基本構想では、まちづくりの重点課題が解決された状態を「市民」、「まち」、「まちづくりの基礎」という三つの視点から整理し、「まちづくりの戦略的ターゲット（15年後（平成34年）のまちの状態）」として設定しています。

また、本市が目指す長期的な都市空間形成の方向を明らかにするとともに、今後は、その理念に基づき、さまざまな取組を展開していきます。

そして、「まちづくりの戦略的ターゲット」に到達したときの宇都宮市の姿を「将来のうつのみや像（都市像）」として描き、市民・事業者・行政など、全ての構成主体がパートナーシップによって、その実現を目指していきます。

① 輝く希望と笑顔にあふれた **みんなが幸せに暮らせるまち**

【まちづくりの重点課題が解決された状態】

- ・家庭や地域社会の中で、安心して子どもを生み育てられ、子どもたち自身も、心身ともに健やかに育っています。
- ・高齢者が健康で生きがいをもち、生き生きと暮らしています。
- ・市民が安全な地域社会の中で、安心して日常生活を送っています。
- ・誰もが自由に交通手段を選び、行きたいところへ快適に移動しています。
- ・市民が、日常生活の中で環境に配慮した行動を実践し、貴重な自然環境や快適な生活環境が守り伝えられています。

② 独自の存在感と風格を備えた **みんなに選ばれるまち**

【まちづくりの重点課題が解決された状態】

- ・新たな文化や観光が創出され、都市としての存在感が増し、本市のイメージが高まっています。
- ・人・もの・情報が活発に交流し、本市の魅力と活力が高まっています。

③ まちづくりの仕組みが整い、

みんなでまちをつくる活力にあふれた **持続的に発展できるまち**

【まちづくりの重点課題が解決された状態】

- ・人間力の高い人材が、さまざまな分野で活躍しています。
- ・既存産業の活性化が図られるとともに、次世代をリードする新たな産業が創出され、産業都市として発展を続けています。
- ・地域のコミュニティが十分に機能し、地域住民が一体となって地域の課題を主体的に解決していける、市民自治が根ざした地域社会が形成されています。

まちづくりの重点課題

- ① 子育て支援の充実
- ② 高齢者の生活の質の向上
- ③ 安全で安心な生活環境の創出
- ④ 環境調和型社会の構築
- ⑤ 総合的な交通体系の確立
- ⑥ 魅力ある拠点の創造
- ⑦ 都市の個性づくりと発信
- ⑧ 次代を築く人材の育成
- ⑨ 産業力の強化
- ⑩ 地域が主体となったまちづくり

まちづくりの戦略的ターゲット（将来のまちの状態）

- | | |
|--------------------------------------|----------------------|
| ① 輝く希望と笑顔にあふれた | みんなが幸せに暮らせるまち |
| ② 独自の存在感と風格を備えた | みんなに選ばれるまち |
| ③ まちづくりの仕組みが整い、
みんなでまちをつくる活力にあふれた | 持続的に発展できるまち |

都市空間の姿 「ネットワーク型コンパクトシティ（連携・集約型都市）」

将来のうつのみや像（都市像）

くらしいいきき まちキラキラ つながる人★夢のみや うつのみや

第6章 都市空間形成の方針

1 基本認識

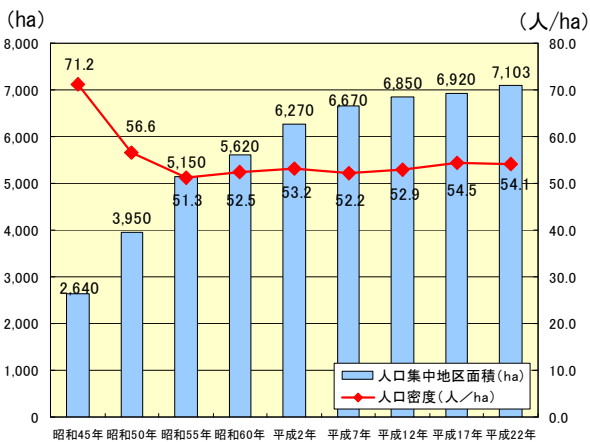
本市のまちづくりに当たっては、少子・超高齢社会、人口減少時代の到来や、地球環境問題の深刻化、高度成長期に整備した道路、下水道、学校施設などの公共資本ストックの老朽化、さらには、都市の顔である中心市街地の活力の低下など、本市を取り巻くさまざまな問題に効果的・効率的に対応していくことが急務となっています。

また、今後とも、人・もの・情報が活発に交流する広域的な拠点性を高め、栃木県の県都として、また、首都圏における主要都市の一つとして、広域的な圏域での存在感や中枢性をさらに高めていくことが、本市や周辺自治体も含めた圏域の発展のためにも重要です。

このような中で、本市が将来にわたり、持続的に発展していくためには、長期的視点のもと、都市空間そのもののあり方を見直していく必要があります。

そのため、市民の「生活の質の向上」を基本として、公共投資と民間の経済活動を組み合わせることによって、「ネットワーク型コンパクトシティ（連携・集約型都市）」を長期的に形成していきます。

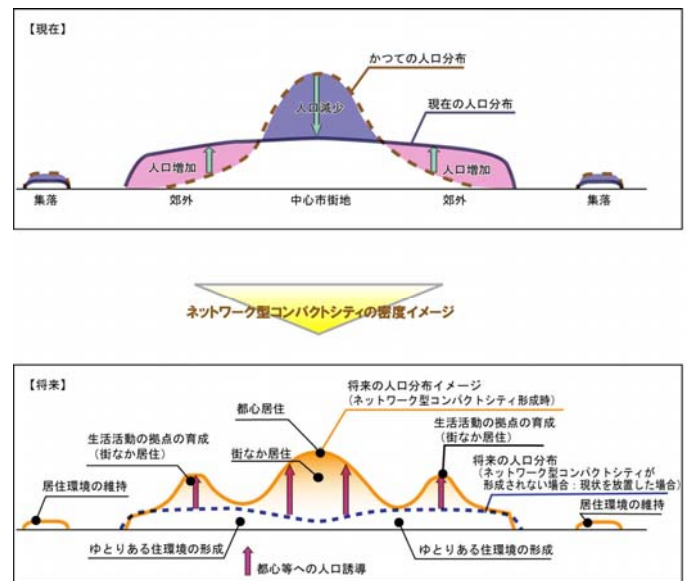
【人口集中地区面積と人口密度の推移】



(出典) 国勢調査

※人口集中地区・・・国勢調査区を基礎単位地区として、人口密度が40人/ha以上の調査区が隣接して5,000人以上を有する地域をさす。

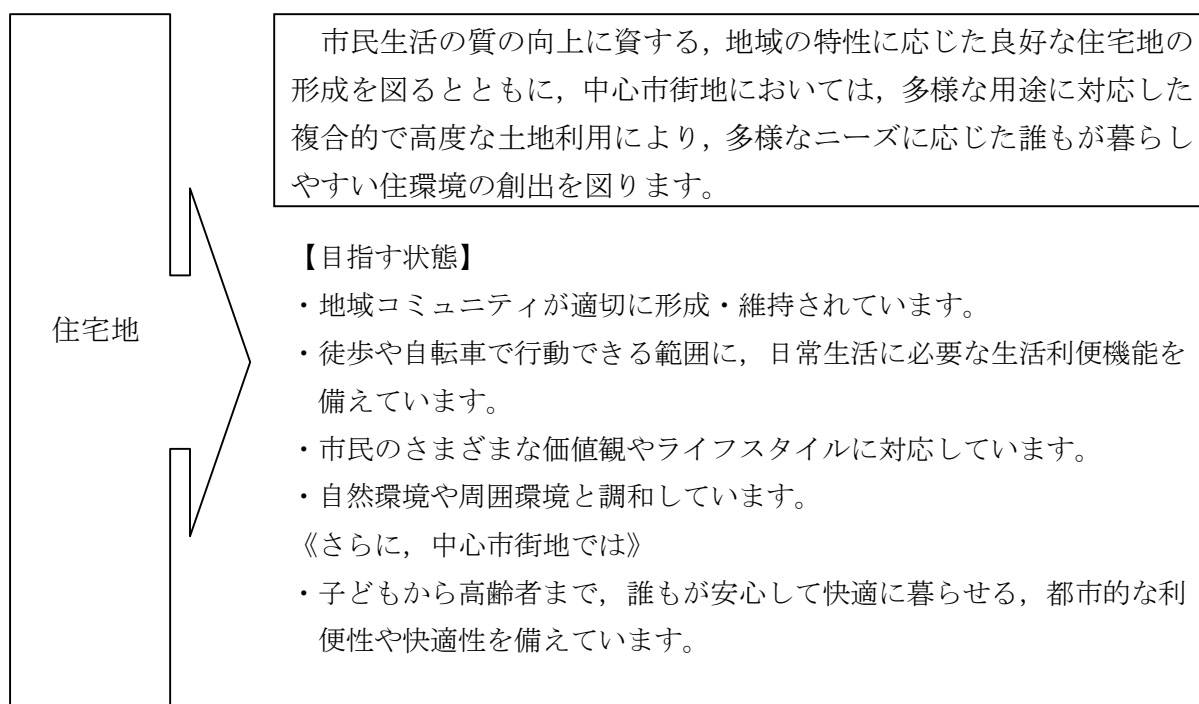
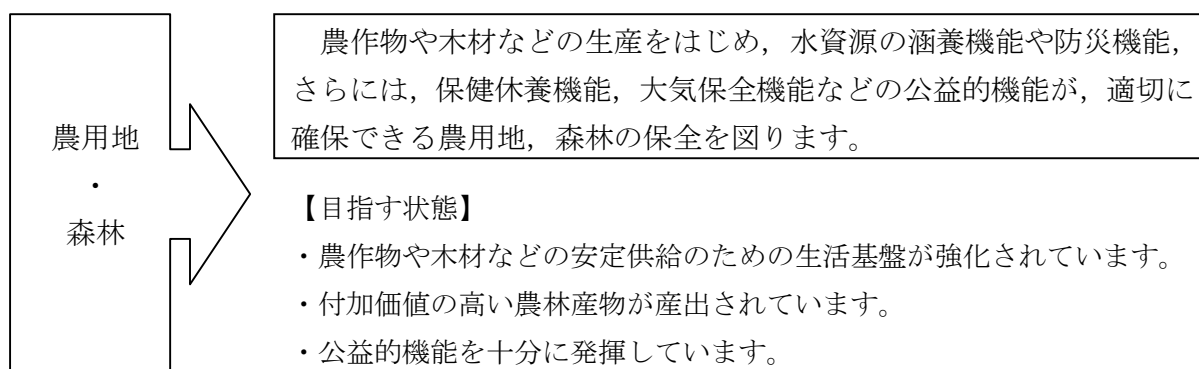
【密度配置と暮らし方のイメージ】

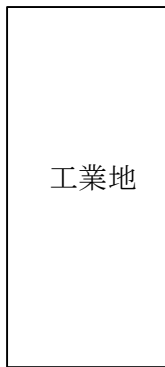


2 基本方針

(1) 土地利用の適正化

「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成に向け、土地利用に当たっては「生産性と公益的機能が確保された農用地・森林の保全」、「市民生活の質の向上に資する住宅地の形成」、「広域的な都市圏の発展をリードする工業地の形成」、「生活圏における個性的な商業・業務地の形成」、「誰もが暮らしやすい住環境を整え、本市の中枢性・存在感の向上につながる高度な都市機能の受け皿となる中心市街地の形成」を図るとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制し「土地利用の適正化」を図ることにより、都市的機能と自然環境が調和する土地利用を目指します。

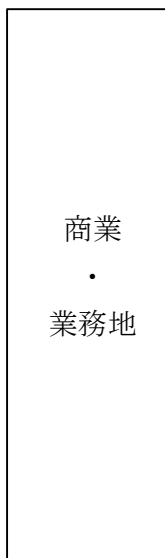




広域的な都市圏の発展をリードする，環境にも配慮した工業地の形成を図ります。

【目指す状態】

- ・工業生産に必要な用地が確保され，既存産業の再生・強化や新産業・先導的産業の創出，企業進出のインセンティブとなる機能や環境を備えています。
- ・周辺機能との調和や環境保全等への配慮がなされています。



地域の自然的・社会的特性を踏まえながら，生活圏などにおいて，個性や特色のある商業・業務地の形成を図るとともに，中心市街地においては，本市の中枢性や存在感の向上につながる高度な都市機能の集積の受け皿として，商業・業務地の形成を図ります。

【目指す状態】

- ・地域コミュニティや日常生活の核としての機能を備えています。
《さらに，中心市街地では》
- ・都市の個性や魅力を生み出す多様な交流の中心地となっています。
- ・都市文化の創造と発信の拠点となっています。
- ・高度な都市機能（行政，教育，文化・芸術，情報，商業，交通，医療・福祉，アミューズメントなどの機能）を備えています。

(2) 拠点化の促進

「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成に向け、中心市街地はもとより、産業・観光拠点や、既に形成されている地域拠点、生活拠点または生活圏など、都市機能の集積している既存の拠点や核などの有効活用や、必要に応じて、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、拠点性の高いエリアの拠点化の促進を図ります。そして、それぞれの拠点における機能や役割分担の明確化と拠点の規模の適正化を図り、そこでの都市機能の質や機能性を高め、全市的な視点から、「拠点化の促進」を目指します。

拠点	形成方針
都市拠点	<ul style="list-style-type: none"> 行政、教育、文化・芸術、情報、商業、交通、医療・福祉、アミューズメントなど高度な機能が高密度に集積する、本市における中枢拠点、広域的な交流や賑わいを創出する拠点の形成を図る。 複合的で高度な土地利用の促進や、低・未利用地の有効活用を図る。 本市の歴史・文化の発祥地として、本市独自の文化の創造・発展を牽引する、風格と魅力を備えた空間の形成を図る。 徒歩や自転車と公共交通の組み合わせなどにより、ひとや環境にやさしい移動の環境が整った、公共交通が重視された拠点の形成を図る。 子どもから高齢者まで誰もが安心して快適に生活できる、多様なニーズに応じた良好な生活環境や、活気あふれる生活空間の形成を図る。 <p>【中心市街地】</p>
産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> 高度な産業・研究開発機能や流通業務機能などが集積した機能性の高い産業空間の形成を図る。 幹線道路や公共交通などの利便性が高く、地域特性や周辺環境と調和した拠点の形成を図る。 <p>【清原工業団地】【宇都宮工業団地】【河内工業団地】【瑞穂野工業団地】 【河内中小工場団地】【テクノポリスセンター地区】 【インターパーク地区】【宇都宮インターチェンジ周辺地区】</p>
観光拠点	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源、歴史や伝統・文化を生かした特色ある地域空間の創出を図る。 観光拠点として、公共交通の利便性ととも、自動車でのアクセス性に優れた拠点の形成を図る。 <p>【大谷周辺地域】</p>
地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性と調和した商業・住居・文化・公的サービス・交通結節などの機能を備えた、自立性の高い拠点の形成を図る。 基幹公共交通や高規格道路などの利便性が高く、自動車とも共存できる拠点の形成を図る。 <p>【雀宮駅周辺地区】【岡本駅周辺地区】【テクノポリスセンター地区】 【上河内中里周辺地区】</p>
生活拠点 (生活圏)	<ul style="list-style-type: none"> 商業・住居・公共公益サービスなど日常生活に対応する都市機能を備えた拠点(圏)の形成を図る。 基幹公共交通や幹線公共交通などによって円滑な移動が確保されるとともに、地域内交通や歩行環境・自転車利活用環境が整った拠点(圏)の形成を図る。 土地区画整理などの面的整備による生活基盤の整備改善を図る。

※【 】内は主要な拠点

(3) ネットワーク化の促進

「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成に向け、市域の拠点間における機能連携・補完、他圏域との広域的連携のための軸を形成・強化するなど、「ネットワーク化の促進」を目指します。

□ 機能連携・補完軸

本市のそれぞれの拠点が備える都市機能を踏まえた、高い機能性と快適性をもった都市の実現には、拠点相互の都市機能を連携・補完することが必要です。

このため、都市計画道路等の幹線道路や、各地域の実情に応じた地域内交通や各拠点への移動を円滑にする幹線公共交通の確保、交通結節機能が適切に配置された東西基幹公共交通（LRT）による公共交通ネットワークの整備充実などにより、「機能連携・補完軸」の形成を図ります。

□ 広域連携軸

本市が県都として、また北関東の中核都市として発展していくためには、近隣・近郊の都市はもとより、関東圏や東北圏における主要都市との連携を強化することが必要です。

このため、鉄軌道系の公共交通機関や高規格幹線道路（※1）、地域高規格道路（※2）の整備充実の促進など、大量輸送機関、高速交通基盤の整備・充実などによる「広域連携軸」の形成を図ります。

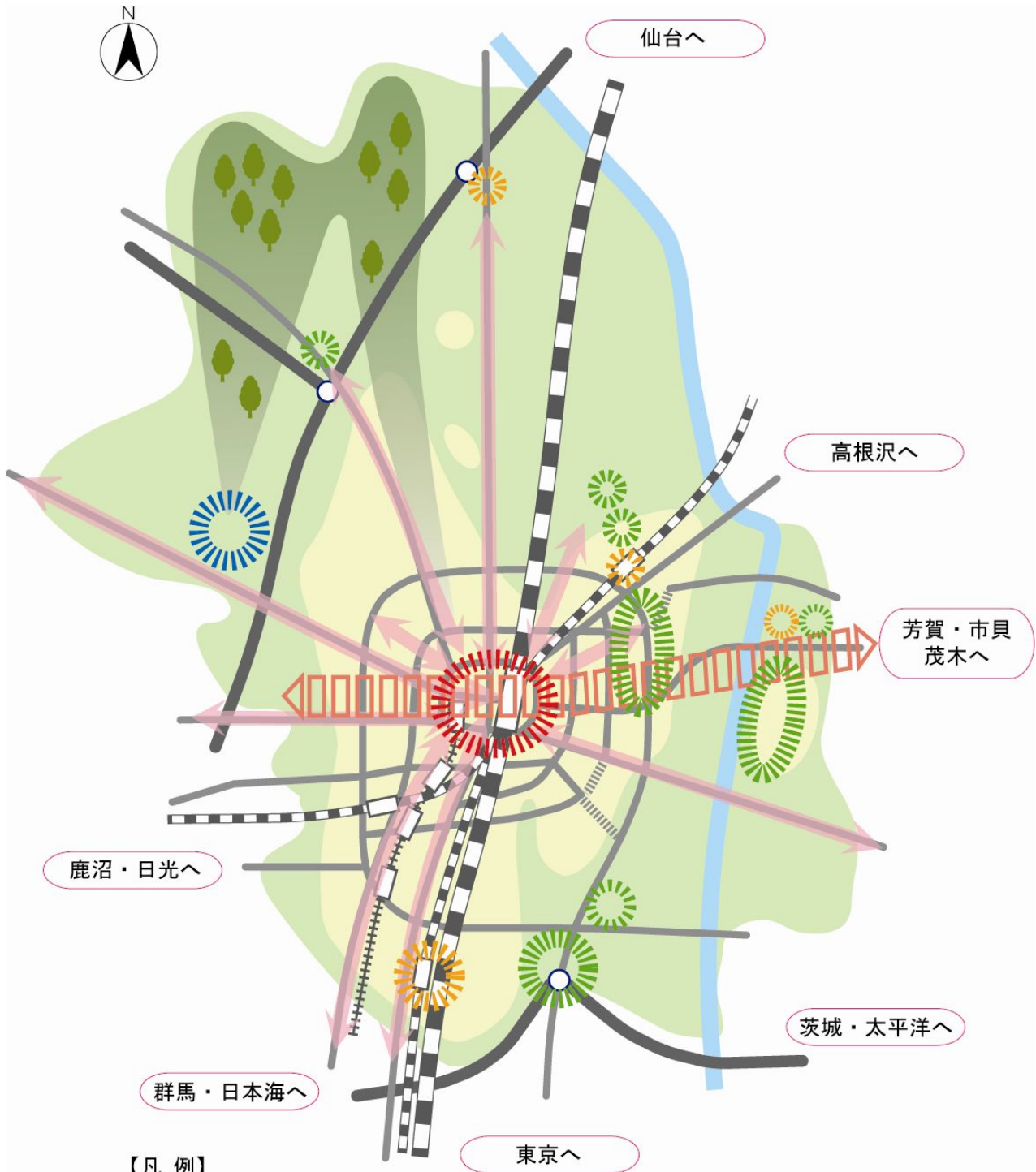
□ 水と緑の環境帯（エコベルト）

本市の東部を縦断する鬼怒川など豊かな水をたたえる清流、また、北部丘陵から市街地にくさび状に展開する豊かな緑を「水と緑の環境帯（エコベルト）」として位置づけ、適切な保全に努めるとともに、各種都市機能や軸との調和を図ります。

※1 高規格幹線道路・・・「高速自動車国道」及び「一般国道の自動車専用道路」のことで、80～100km/hの走行サービスを提供する。

※2 地域高規格道路・・・高規格幹線道路と一体となって、規格の高い幹線道路ネットワークを形成する道路で、自動車専用道路もしくはこれと同等の高い規格を持ち、おおむね60km/hの走行サービスを提供する。

【 将来都市構造図 】

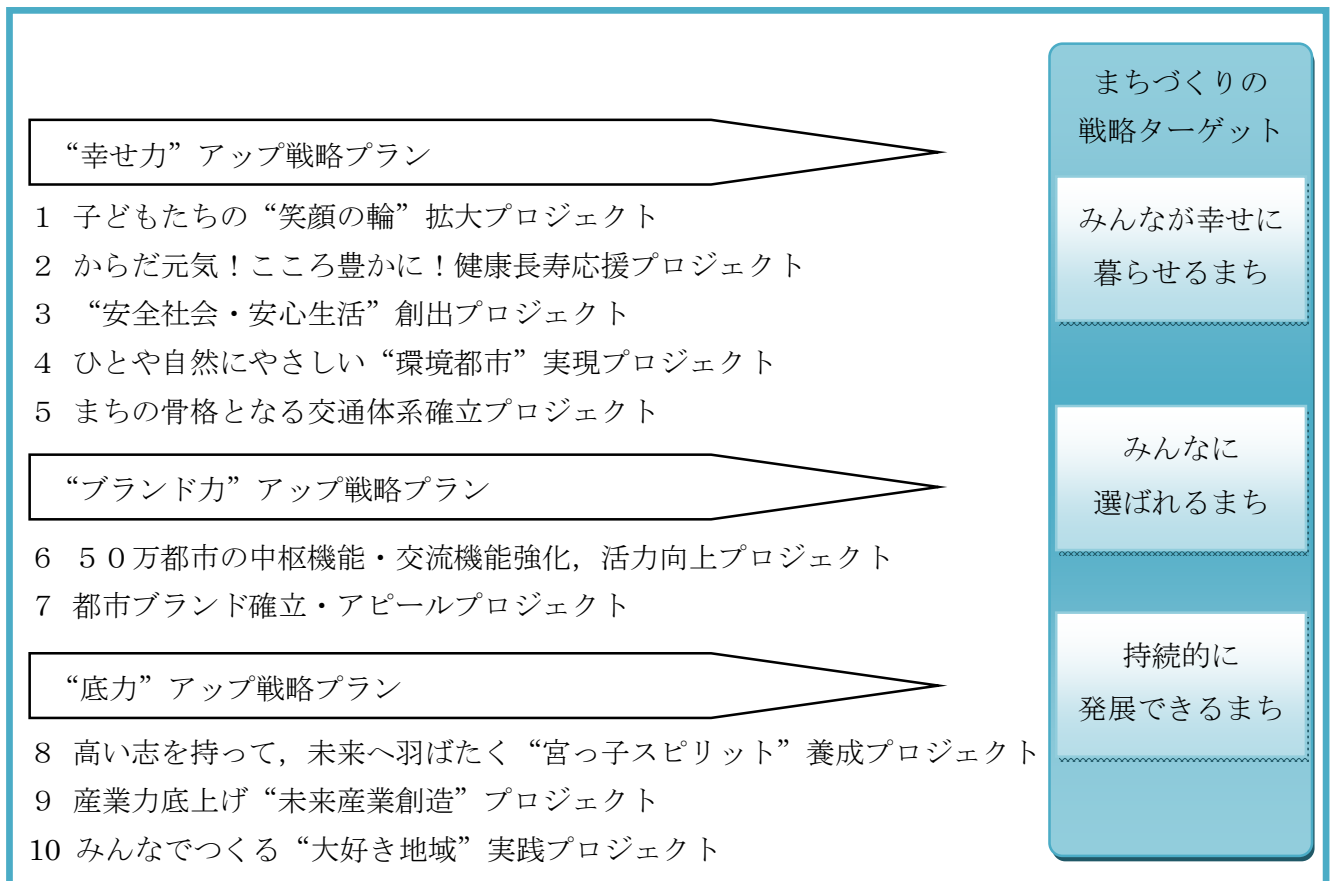


【 凡 例 】

都市拠点		広域連携軸	
産業拠点		機能連携・補完軸	
観光拠点			
地域拠点		水と緑の環境帯(エコベルト)	

第7章 まちづくり戦略プロジェクト

「将来のうつのみや像（都市像）」を目指すため、「まちづくりの戦略的ターゲット（15年後（平成34年）のまちの状態）」への到達に向け、特に効果が高いと考えられる施策・事業を、第5次宇都宮市総合計画基本構想に示す「まちづくりの重点課題」に対応した10の戦略プロジェクトとして設定し、三つの戦略プランとして体系化を図り、重点的に展開します。



将来のうつのみや像（都市像）

くらしいきいき まちキラキラ つながる人★夢のみや うつのみや

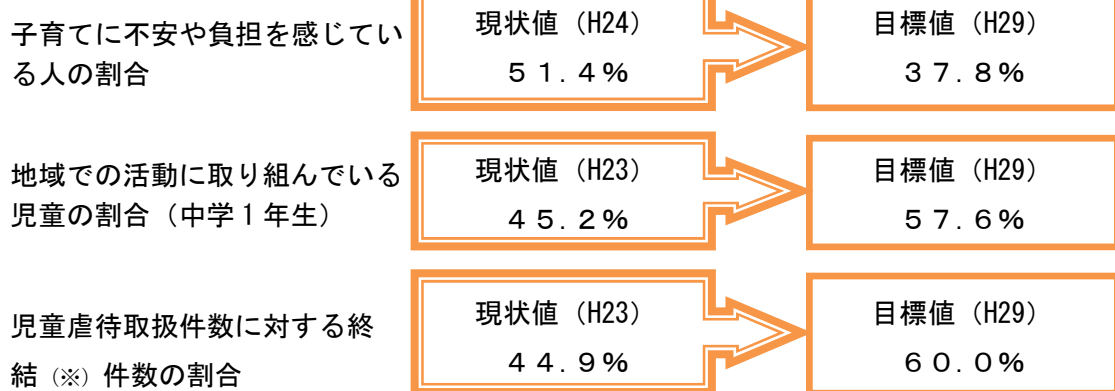
Project. 1

子どもたちの“笑顔の輪”拡大プロジェクト

親の子育てに対する不安や負担を軽減するとともに、子どもたちが心身ともに健やかに育つよう、安心して子どもを生き育て、親と子が共に成長することができる環境を創出するため、『子どもたちの“笑顔の輪”拡大プロジェクト』を推進します。

- 取組の方向
- ①仕事と子育ての両立支援の充実
 - ②妊娠・出産に対する支援、子どもの健康支援の充実
 - ③地域における子育て・子育て支援の充実
 - ④家庭教育支援の充実
 - ⑤児童虐待発生予防の充実
 - ⑥青少年の相談機能の充実

<主な指標>



※終結・・・長期間の指導支援が必要な虐待対応の中で養育環境の改善などにより再発の恐れがなくなり、継続的な状況確認や直接指導などを終了すること。

① 仕事と子育ての両立支援の充実	
基本施策 4-2-(2)	
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ○仕事や子育ての両立を支援するため、公立・民間保育園や認定こども園など、さまざまな保育機能の充実により、保育の質を確保しながら待機児童の解消を図る。 ○一般保育では対応できないさまざまな保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■保育所、認定こども園等の整備促進 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点(基幹)保育所の整備 ・公立保育園民営化の推進 ・私立保育園の整備促進 ・認定こども園の設置促進 ・事業所内保育施設の設置促進 ■ニーズに対応した保育サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・病児・病後児保育、一時預かり等の充実

② 妊娠・出産に対する支援, 子どもの健康支援の充実	
基本施策 3-2-(4), 基本施策 4-2-(1)	
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ○健康的・経済的不安などを取り除き、安心して子どもを生める環境をつくるため、妊娠・出産に対する支援の充実を図る。 ○子どもの健康づくりを支援するため、病気の早期発見・早期治療を促進するとともに、子育て世代の経済的負担の軽減や健康診査等の支援策の充実を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■妊娠・出産に対する支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦一般健康診査の充実 ・不妊治療費助成の充実 ・妊産婦医療費助成の充実 ■子どもの健康支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・こども医療費助成制度の充実 ・健康診査・栄養指導の充実 ■障がい児発達支援ネットワークの推進

③ 地域における子育て・子育て支援の充実	
基本施策 4-1-(1)・(2), 基本施策 4-2-(1)	
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ 青少年のコミュニティの形成や自主性, 社会性を養い, 健やかな育成を図るため, 地域や関係団体と連携し, 身近な地域における青少年の居場所づくり事業の充実を図る。 ○ 放課後における児童の健やかな育成を図るため, 地域, 学校等と連携して児童の安全・安心な居場所を設けるとともに, 子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。 ○ 子育て家庭の育児不安の解消など, 地域における子育てへの支援を推進するため, 子育てサロンの充実, 機能強化を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 青少年の居場所づくり事業の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者や見守り役など, 地域における人材の発掘・育成 ・ 青少年の異年齢交流や異世代交流, 体験機会の提供 ・ 居場所設置数の拡充 ・ 居場所の運営への中高生等の参画促進 ■ 宮っ子ステーション事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「放課後子ども教室」と「子どもの家」の一体的な運営 ・ 子どもの体験・交流活動機会の提供 ・ 乳幼児の遊び場及びその保護者の交流機会の提供 ・ 活動拠点施設の整備 ■ 子育てサロンの機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における子育て家庭の交流の場の提供 ・ 子育て相談・情報提供等の充実 ・ 実施箇所の拡充

④ 家庭教育支援の充実	
基本施策 8-2-(2)	
事業目的	○ 家庭の教育力を向上させるため, 親学に関する事業を促進するとともに, 人材かがやきセンターや生涯学習センター等の連携により家庭教育支援の充実を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親学の推進 ・ 家庭教育サポーターの養成 ・ 家庭教育に関する意識啓発事業の充実 ・ 保護者同士の交流促進事業の充実

⑤ 児童虐待発生予防の充実

基本施策 4-4-(1)

事業目的	○虐待の未然防止のため、関係団体・地域との連携強化や養育相談の充実、また、虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援の充実を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none">・地域の見守り体制の整備・虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援・児童虐待防止の周知・啓発・養育に関する相談体制の充実

⑥ 青少年の相談機能の充実

基本施策 12-1-(3)

事業目的	○社会的自立に困難を抱えている青少年の自立を促進するため、総合的な相談事業の実施など、青少年の相談機能の充実を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none">・個別支援計画による継続性・一貫性のある支援・関係機関との連携による適切な支援

Project. 2

からだ元気！こころ豊かに！健康長寿応援プロジェクト

子どもから高齢者まですべての市民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図り、高齢期を迎えても住み慣れた地域で、生きがいを持ち、自己実現を果たしながら、心豊かに元気に活躍できる環境を創出するため、医療・介護・福祉基盤や地域の関係機関と連携を図り、『からだ元気！こころ豊かに！健康長寿応援プロジェクト』を推進します。

- 取組の方向
- ①地域における健康づくりの推進
 - ②生活習慣病（がん・糖尿病等）の発症予防・重症化予防の推進
 - ③認知症高齢者等対策の充実
 - ④地域で安心して暮らせる環境の充実
 - ⑤高齢者の社会参画の促進

<主な指標>

健康寿命（自立して健康に生活できる期間）

現状値（H22）
男 78.47 歳
女 83.16 歳

目標値（H29）
平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

介護認定を受けていない高齢者の割合

現状値（H23）
85.1%

目標値（H29）
86.3%

高齢者がボランティア活動へ参加している割合

現状値（H22）
10.0%

目標値（H29）
13.0%

① 地域における健康づくりの推進	
基本施策 1-1-(1)	
事業目的	<p>○地域社会全体で市民の健康づくりを支援するため、健康づくり活動組織を強化しながら、地域の健康づくり実践活動を推進する。</p> <p>○食生活の改善を図り、肥満や生活習慣病を予防するため、食育の実践を推進する。</p>
事業概要	<p>■地域の健康づくり実践活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な場所での運動事業の充実・強化 ・地域における「健康づくり推進員」の養成・意識啓発活動 ・地域における健康づくり実践活動への支援 <p>■食育の実践の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルシー地産地消メニューの開発・普及 ・「宮っこ食育応援団」や「食生活改善推進員」など食育に関わる多様な取組主体との連携強化 ・出前講座や体験型イベント等の開催

② 生活習慣病（がん・糖尿病等）の発症予防・重症化予防の推進	
基本施策 1-1-(2)	
事業目的	○健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病の発症予防とともに、合併症や症状の進展などの重症化予防対策を推進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・受診しやすい健診体制の充実 ・健診データ等に基づく生活習慣病予防対策の推進 ・出前講座や各種講演会の開催等による健康教育の推進

③ 認知症高齢者等対策の充実	
基本施策 2-2-(3)	
事業目的	○認知症の方々やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の正しい理解に向けた周知啓発を推進するとともに、医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防教室の充実 ・認知症に関する正しい知識の周知啓発の推進 ・医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実

④ 地域で安心して暮らせる環境の充実	
<small>基本施策 1-2-(2), 基本施策 3-2-(1), 基本施策 5-1-(3)</small>	
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者や障がい者を含め、地域の誰もが安心して暮らせるようにするため、地域住民や福祉関係者が連携し、地域の実情に応じた福祉活動が展開できるネットワークの形成を支援する。 ○孤立死を防止するため、地域での見守り活動を推進するとともに、高齢者及び障がい者等の各種見守り事業を推進する。 ○市民が住み慣れた地域において、安心して療養生活を送ることができるよう、地域資源を活用し、医療と介護・福祉が連携した地域療養支援体制を整備する。 ○障がい者が適切に各種サービス等を利用できるよう、地域生活相談体制の充実を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉ネットワークの形成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者支援事業の充実 ・社会福祉協議会の地域活動の支援 ・高齢者・障がい者等の居場所づくり支援 ■孤立死の防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域や民間事業者による見守り活動の推進 ・関係団体や県との連携強化 ・高齢者・障がい者等の見守り事業の充実 ■在宅医療を含む地域療養支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・医療従事者と介護従事者の連携確保 ・在宅療養に関する市民への普及・啓発 ■地域生活相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターを含めた総合的な相談体制の構築 ・自立支援協議会「相談支援部会」の取組強化

⑤ 高齢者の社会参画の促進	
<small>基本施策 2-1-(1)・(2)</small>	
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ○シニア世代をはじめとする高齢者が充実した高齢期を送ることができるよう、また、まちづくりの担い手として活躍することができるよう、高齢者の社会参画を促進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者の社会参画の仕組みづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・社会活動(※)への参加を促す仕組みづくり ・高齢者の外出支援の充実 ・高齢者の就業支援の充実 ■高齢者の生きがいづくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・交流の場や交流機会の提供 ・学習・スポーツ活動・芸術活動の場や機会の提供

※社会活動・・・個人または友人と、あるいはグループや団体で自主的に行われている活動。

Project. 3

“安全社会・安心生活”創出プロジェクト

自然災害や事故，犯罪など，日常生活におけるさまざまな危険や不安を減らし，市民がやすらぎをもって暮らせる安全で安心な生活環境を創出するため，『“安全社会・安心生活”創出プロジェクト』を推進します。

- 取組の方向
- ①地域防災体制の強化
 - ②耐震化事業の推進
 - ③食の安全安心の推進
 - ④地域の防犯環境整備の推進
 - ⑤安全な交通環境整備の推進

<主な指標>

住宅の耐震化率

現状値 (H23)
84.1%

目標値 (H29)
90.0%以上

老朽配水管更新率 (※)

現状値 (H23)
71.0%

目標値 (H29)
100%

交通事故発生件数

現状値 (H23)
2,535件

目標値 (H29)
1,800件以下

※老朽配水管更新率…本市の全ての上水道の配水管のうち，著しく老朽化した配水管（総延長35km）の更新率。

① 地域防災体制の強化	
基本施策 5-1-(3), 基本施策 7-2-(1), 基本施策 9-2-(2)	
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ○災害・防災に係る対応力を向上するため、随時、防災に役立つ情報提供を行うとともに、災害時等に迅速かつ正確な情報を市民等に提供できるよう、ICT等を効果的に利活用した情報伝達手段の確立を図る。 ○災害時の対応力を向上するために避難者が必要となる食糧や生活必需品などの備蓄体制の充実強化を図る。 ○自ら危険を予測し、回避できる能力を育成するため、防災教育を推進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ICT(※)等を利活用した情報伝達体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・災害時等における迅速かつ正確な情報提供の実施 ・防災・災害に関する情報提供手段の多重化 ■備蓄体制の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・一定の避難所に備蓄品を配備 ・備蓄数の確保 ・備蓄品目の充実 ■防災教育の推進 ■災害時要援護者対策の充実

※ICT…情報通信技術。(Information and Communication Technology)

② 耐震化事業の推進	
基本施策 7-2-(2), 基本施策 9-4-(1), 基本施策 15-1-(2)・2-(3), 基本施策 16-2-(1), 基本施策 22-2-(3)	
事業目的	○都市の防災性を強化するため、民間の建築物の耐震化を促進するほか、学校等の公共建築物の耐震化を推進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■民間住宅の耐震化の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断, 耐震改修に対する補助の実施 ・市民に対する普及啓発の強化 ■学校施設の耐震化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度までの耐震化完了を目標とした校舎・体育館の耐震補強等の実施 ■橋りょうの長寿命化・耐震化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・主要橋りょうへの耐震補強の実施 ■災害や事故に強い上下水道の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・上下水道施設の耐震化

③ 食の安全安心の推進	
基本施策 6-4-(1), 基本施策 19-3-(3)	
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の安全な食生活を確保するため、監視・検査体制を強化し、食品健康被害の未然防止を図る。 ○本市農業の生産振興及び市民の健康で快適な食生活を確立するため、農産物の安全安心について周知を図るとともに、地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消を推進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■食品による健康被害の未然防止の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・食品関係施設等の監視及び検査体制の充実による食品・食肉等の安全性確保 ・食品健康被害の未然防止の推進 ■地産地消の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な農産物の生産・供給の促進 ・地産地消啓発活動の促進

④ 地域の防犯環境整備の推進	
基本施策 6-1-(3)	
事業目的	○日常生活の安心感を高めるため、地域との協働により危険箇所や空き家等を把握し改善を図るとともに、適切な「防犯灯」の設置・維持管理を促進するなど地域の防犯環境の整備を推進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民総ぐるみ環境点検活動」の充実 ・「空き家対策」等の推進 ・効率・効果的な「防犯灯」の設置促進

⑤ 安全な交通環境整備の推進	
基本施策 6-2-(1)・(2), 基本施策 22-2-(3), 基本施策 22-3-(1)	
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全意識の醸成と適切な道路整備による交通安全の確保を図る。 ○交通ルールの遵守と相手の立場を尊重する交通マナーの実践が図られるよう、交通事故原因の分析に基づき、それぞれのライフステージにあわせた生涯にわたる交通安全教育を推進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■交通安全環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全施設の整備 ・自転車走行空間の整備 ■各世代に対応した交通安全教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等への体験型交通安全教室の充実 ■自転車利用者への交通安全教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども自転車免許事業の実施 ・プロスポーツチームと連携した自転車安全教室の開催 ・高校や地域、警察等と連携した街頭指導の充実

Project. 4

ひとや自然にやさしい“環境都市”実現プロジェクト

市民一人ひとりの環境に配慮した行動の実践などによる“環境と調和したまち”の形成に向け、「ひとや自然にやさしい“環境都市”実現プロジェクト」を推進します。

- 取組の方向
- ① “もったいないうつのみや”の推進
 - ② 緑豊かな宇都宮の推進
 - ③ 再生可能エネルギーの利活用の推進
 - ④ ごみの資源化事業の推進
 - ⑤ 廃棄物処理施設の計画的・効率的な整備の推進

<主な指標>

家庭版環境ISO認定家庭数

現状値 (H23)
1, 661世帯

目標値 (H29)
5, 000世帯

住宅用太陽光発電システム設置
家庭数

現状値 (H23)
4, 196世帯

目標値 (H29)
13, 000世帯

市民1人1日あたりの資源物以外のごみ排出量

現状値 (H23)
806 g/日

目標値 (H29)
725 g/日

① “もったいないうつのみや”の推進

基本施策 13-1-(1)・2-(1)

事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の自主的な環境保全行動を広げるため、もったいない運動を推進する。 ○二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減するため、省エネルギー・省資源型の行動やライフスタイルを推進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■もったいない運動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・もったいない精神の普及啓発 ■環境にやさしいライフスタイルの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー機器の普及促進 ・省エネルギー行動の推進

② 緑豊かな宇都宮の推進

基本施策 14-3-(1)・(2)

事業目的	○市街化区域内に残された貴重な自然環境を守るとともに、豊かな自然とふれあい、憩える場を確保するため、市民協働による都市緑地の保全・活用を図る。 ○街の位置付けにふさわしい風格の感じられる景観の形成や良好な都市環境を維持するため、人の目に映る緑の創出など中心市街地の緑化を推進する。
事業概要	■都市緑地の保全・活用 ・戸祭山緑地の保全・活用 ・鶴田沼緑地の保全・活用 ・「もったいないの森長岡」植樹事業の実施 ■中心市街地の緑化推進 ・中心市街地における公共施設等の緑化推進 ・中心市街地における民有地の緑化推進

③ 再生可能エネルギーの利活用の推進

基本施策 13-2-(4)

事業目的	○二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減するため、再生可能エネルギーの利活用を推進する。
事業概要	・太陽光発電システム等の設置促進

④ ごみの資源化事業の推進

基本施策 13-3-(1)

事業目的	○ごみの発生抑制や減量化を図るため、資源化事業を推進する。
事業概要	・市民協働による生ごみの資源化の推進 ・廃食用油、剪定枝等の資源化事業の推進 ・バイオマスの利活用の促進

⑤ 廃棄物処理施設の計画的・効率的な整備の推進

基本施策 13-4-(1)

事業目的	○効果的・効率的なごみ処理体制を構築するため、計画的に廃棄物処理施設を整備する。
事業概要	・中間処理施設の整備 ・最終処分場の整備

Project. 5

まちの骨格となる交通体系確立プロジェクト

今後の都市のあり方とも調和する、子どもから高齢者まで、誰もが移動しやすい交通環境の創出に向け、「ネットワーク型コンパクトシティ」を形成するための骨格となる、総合的な公共交通体系を確立するため、『まちの骨格となる“交通体系”確立プロジェクト』を推進します。

- 取組の方向
- ①新交通システム(LRT)の導入
 - ②バス路線の充実
 - ③地域内交通の充実
 - ④自転車のまち宇都宮の推進
 - ⑤既存鉄道の利便性向上の促進
 - ⑥幹線道路・スマートICの整備

<主な指標>

年間公共交通利用者数

現状値 (H22)
30,713千人

目標値 (H29)
40,589千人

自転車走行空間の整備延長

現状値 (H23)
14.5 km

目標値 (H29)
30.9 km

都市計画道路の整備率

現状値 (H24)
67.5%

目標値 (H29)
73.1%

① 新交通システム(LRT)の導入	
基本施策 22-1-(1)	
事業目的	○ひとや環境にやさしい快適な都市内移動手段を確保するため、東西基幹公共交通として新交通システム(LRT)の導入を推進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■導入区間:桜通り十文字～宇都宮テクノポリスセンター地区(15km) ■導入方式:LRT(次世代型路面電車) ■事業運営方式:公設民営 ■実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施計画の策定 ・関連法手続き(都市計画決定, 事業認可取得等) ・事業運営主体の選定 ・施設整備(走行空間, 車両基地, トランジットセンター等)

② バス路線の充実	
基本施策 22-1-(2)	
事業目的	○公共交通不便地域・空白地域の解消や公共交通サービスの向上を図るため、バス路線の充実を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・赤字バス路線に対する支援 ・バス路線の新設・拡充に向けた社会実験の実施 ・バス利用促進策の実施

③ 地域内交通の充実	
基本施策 22-1-(2)	
事業目的	○公共交通不便地域・空白地域の解消を図るため、地域の実情に応じた地域内交通の充実を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺部全地区への早期導入 ・中心部での地域内交通の検討

④ 自転車のまち宇都宮の推進	
基本施策 22-3-(1)・(3)	
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の誰もが自転車を安全で快適に利用できる環境を創出するため、安全性が高く快適な自転車走行空間の整備を推進する。 ○自転車の魅力を発信し、市民の自転車の利用・活用を促進するため、自転車利用者の拠点施設であるサイクルステーションの充実を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■自転車走行空間の整備 ■サイクルステーションの充実

⑤ 既存鉄道の利便性向上の促進

基本施策 22-1-(4)

事業目的	○本市の基幹公共交通である鉄道における交通結節機能の充実を図るため、既存鉄道の利便性向上を促進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none">・岡本駅等の駅機能強化・既存鉄道におけるバリアフリー整備の促進、新しい駅施設、鉄道利便性、アクセス性などの向上の研究・検討・関係機関との協議・構想策定

⑥ 幹線道路・スマート IC の整備

基本施策 22-2-(2)

事業目的	<ul style="list-style-type: none">○都市間の道路交通機能の充実や都市防災機能を向上させるため、幹線道路の整備を推進する。○本市交通の円滑化や地域振興を図るため、スマートインターチェンジ(スマート IC)の整備を推進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none">・産業通り、宇都宮日光線、みずほの通り等の整備・新たなスマート IC の設置

Project. 6

50万都市の中核機能・交流機能強化、活力向上プロジェクト

50万都市にふさわしい、人・もの・情報がさらに集積し交流する、広域的な中心性、中枢性を高めた都市拠点形成するとともに、「ネットワーク型コンパクトシティ」の重要な要素となる、集約化され、市民の暮らしや活動に合わせたさまざまな拠点を形成するため、『50万都市の中核機能・交流機能強化、活力向上プロジェクト』を推進します。

- 取組の方向
- ① JR宇都宮駅周辺地区整備の推進
 - ② 市街地再開発事業の推進
 - ③ 中心市街地の賑わいづくりの強化
 - ④ 魅力ある都市景観づくり事業の推進
 - ⑤ 岡本駅周辺地域整備の推進

<主な指標>

人口集中地区（DID）人口

現状値（H22）
384,583人

目標値（H29）
392,000人

都市拠点（市内中心部）の通行量
（平日）

現状値（H23）
103,880人

目標値（H29）
110,000人

中心商業地の空き店舗数

現状値（H23）
123店舗

目標値（H29）
100店舗

① JR宇都宮駅周辺地区整備の推進

基本施策 21-2-(1)

事業目的	○宇都宮の玄関口としてふさわしい、多様な都市機能の集積や、シンボル性のある都市環境の創出を図るため、宇都宮駅周辺地区の整備を推進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■宇都宮駅東口地区整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・立地施設の整備促進 ■宇都宮駅西口周辺地区整備の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業等の推進 ・駅前広場等の整備改善の推進

② 市街地再開発事業の推進	
基本施策 21-3-(1)	
事業目的	○高次な都市機能の集積を図るとともに、安全・安心で快適な市街地を形成するため、再開発事業を推進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・宇都宮大手地区市街地再開発事業 ・宇都宮バンバ地区市街地再開発事業 ・宇都宮千手・宮島地区市街地再開発事業 ・優良建築物等整備事業

③ 中心市街地の賑わいづくりの強化	
基本施策 16-1-(1)，基本施策 18-1-(1)	
事業目的	<p>○中心市街地を賑わいと魅力のある快適な住空間とするため、都心部への定住を推進する。</p> <p>○中心商業地の回遊性の向上や集客力を高め、魅力ある中心商業地を創出する。</p>
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■都心居住の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・民間賃貸住宅を活用した居住支援の推進 ・住宅取得者向け支援の推進 ■魅力ある中心商業地の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗等の有効活用の促進 ・イベント等による拠点広場の活用促進 ・特色あるファサードの整備促進 ・商業者、商店街、関係団体等の連携強化

④ 魅力ある都市景観づくり事業の推進	
基本施策 21-4-(2)	
事業目的	○緑や水辺など良好な景観の保全と地域特性を生かした魅力ある景観を創出するため、景観計画に基づく規制誘導を図るとともに、市民協働による景観づくりを推進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域における建築物等に係る景観計画の届出制度の運用 ・景観形成重点地区の指定

⑤ 岡本駅周辺地域整備の推進	
基本施策 21-2-(2)	
事業目的	○岡本駅周辺の都市機能の充実・効率化を図るため、岡本駅周辺地域整備事業を推進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・駅関連施設整備 ・駅西地区土地区画整理事業 ・駅東地区整備

Project. 7

都市ブランド確立・アピールプロジェクト

本市が、独自の文化が薫る都市として、その個性を磨き上げ、全国にアピールするとともに、観光客などの本市を訪れる交流人口の拡大を図るため、『都市ブランド確立・アピールプロジェクト』を推進します。

- 取組の方向
- ①都市のブランド化の推進
 - ②おもてなしのまち宇都宮の推進
 - ③地域資源を活用した戦略的観光事業の推進
 - ④プロスポーツを活用した地域の活力と都市の魅力の創造

<主な指標>

宇都宮に愛着がある人の割合

現状値 (H23)
63.7%

目標値 (H29)
75.0%

「来てよかった」、「また訪れたい」と感じている来訪者の割合

現状値 (H23)
44.6%

目標値 (H29)
50.0%

年間入込客数

現状値 (H22)
13,531千人

目標値 (H29)
15,000千人

① 都市のブランド化の推進

基本施策 19-3-(2), 基本施策 24-1-(4)

事業目的	○本市のイメージアップや他都市との差別化を図り、より活気や活力のある宇都宮を築いていくため、「宇都宮ブランド戦略」を推進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■宇都宮ブランド戦略の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・情報発信・発信拠点の活用促進 ・シティセールスの強化 ・市民参加型事業の推進 ■農産物のブランド化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ブランド農産物の販売促進 ・農商工連携による6次産業化の促進 ・海外に向けた輸出促進

② おもてなしのまち宇都宮の推進	
基本施策 20-1-(1)・(2)・(3)	
事業目的	○本市を訪れる多くの人に満足していただき、本市への再訪や定住に結びつけるため、官民一体でおもてなしを推進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■市民のおもてなし意識の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・おもてなし事業の推進 ■おもてなし体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・観光ガイドの育成・確保 ■観光情報発信の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・観光セールスの強化

③ 地域資源を活用した戦略的観光事業の推進	
基本施策 20-2-(1)・(2)	
事業目的	○本市が誇るさまざまな地域資源(※)を活用し、都市観光としての魅力を高め、来訪者の増加につながる戦略的観光事業を推進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源の発掘と観光ルートの開発推進 ・自然、文化、人材等の再評価と有効活用の推進 ・コンベンション等の誘致強化 ・大谷地域の観光推進

※代表的な地域資源…餃子のまち(餃子の消費額日本一)、カクテルのまち(国内トップクラスのバーテンダーが集結)、ジャズのまち(宇都宮市出身の有名ジャズプレーヤーを輩出)、自転車のまち(アジア最高位の自転車ロードレースを開催など)。

④ プロスポーツを活用した地域の活力と都市の魅力の創造	
基本施策 11-1-(2)・2-(2)	
事業目的	<p>○市民がレベルの高い競技に触れることにより、スポーツ人口の底辺拡大を図るとともに、市のイメージアップ、地域経済の活性化にもつなげるため、プロスポーツを開催する。</p> <p>○青少年をはじめとする市民のスポーツへの興味・関心を高めるとともに、地域と一体となったチームづくりを通し、地域の活力と都市の魅力の創造を図るため、プロスポーツチーム(※)を支援する。</p>
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■トップレベルのスポーツに触れる機会の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・プロスポーツ等の開催 ■プロスポーツチームへの支援 <ul style="list-style-type: none"> ・本市をホームタウンとするプロスポーツチームへの支援

※宇都宮を拠点とするプロスポーツチーム…宇都宮ブリツェン(自転車)、リンク栃木ブレックス(バスケットボール・JBL)、栃木サッカークラブ(サッカー・Jリーグ)。

Project. 8

高い志を持って、未来へ羽ばたく“宮っ子スピリット”養成プロジェクト

次代の宇都宮を築き、担うことのできる意欲や能力、やさしさや思いやり、さらには新しい価値を創造しうる世界的で幅広い視野を持った人材を育成していくため、『高い志を持って、未来へ羽ばたく“宮っ子スピリット”養成プロジェクト』を推進します。

取組の方向

- ①確かな学力の定着
- ②豊かな心の育成
- ③健やかな体づくりの推進
- ④小中一貫教育・地域学校園の充実
- ⑤特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実
- ⑥子どもの芸術活動・伝統文化への支援
- ⑦青少年の自主的活動の創出促進
- ⑧学校教育支援の充実

<主な指標>

学習内容定着度調査における正答率（中学校3年生の国語、数学、英語）

現状値（H23）
国語 80%以上 70.2%
50%未満 4.3%
数学 80%以上 70.1%
50%未満 13.1%
英語 80%以上 62.9%
50%未満 12.7%

目標値（H29）
国語 80%以上 74.0%
50%未満 3.0%
数学 80%以上 80.0%
50%未満 7.0%
英語 80%以上 79.0%
50%未満 6.0%

いじめの解消率

現状値（H23）
96.9%

目標値（H29）
100.0%

新体力テスト（※）総合評価A段階の割合（中学3年生）

現状値（H23）
22.0%

目標値（H29）
22.3%

※新体力テスト…「握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン、50m走、立ち幅跳び、ハンドボール投げ」の8種目の記録を得点化し、その合計得点によりA～Eの5段階に分けて評価するもの。（栃木県教育委員会の平成23年度児童生徒の体力・運動能力調査では、A段階の割合は19.7%）

① 確かな学力の定着	
基本施策 9-1-(1)	
事業目的	<p>○児童生徒が、基礎的・基本的な学習内容や、実生活の中で、知識や技能を活用する力を身に付けられるよう、学習状況の実態の把握や教員の授業力の向上への取り組み等を通して、「分かる授業」を推進する。</p> <p>○これからの知識基盤社会の時代においては「生きる力」を育むことが重要であり、将来への夢や希望を育むと共に、自ら課題を見付け、よりよく解決する資質や能力を育成するため、キャリア教育を推進する。</p>
事業概要	<p>■分かる授業の展開（授業力向上プロジェクト）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の相互授業公開等による校内研修の実施 <p>■キャリア教育の推進（未来創造プロジェクト）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮・未来キャリア教育カリキュラムの実施 ・地域の教育力を活用した体験学習の実施

② 豊かな心の育成	
基本施策 9-2-(1)	
事業目的	<p>○児童生徒が、さまざまな体験活動を通して、自らを律しつつ、他人とともに協調し、人を思いやる心やボランティアなどの社会に貢献する態度を養うための取組を推進する。</p> <p>○児童生徒が、いじめを許さない態度を身に付けるとともに、市民総ぐるみにより、いじめの根絶を図るため、学校でのいじめ対策の強化や、家庭や社会への啓発活動を行う。</p>
事業概要	<p>■心を育む教育活動の推進（心の教育プロジェクト）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「宮っ子心の教育カリキュラム」の実施 ・共に活動する喜びを味わう体験活動の充実 <p>■いじめゼロ運動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強調月間の実施 ・いじめ対策研修の実施

③ 健やかな体づくりの推進	
基本施策 9-2-(2)	
事業目的	<p>○生涯にわたり健康に生活するための体力を身に付けられるよう、体力向上を推進する。</p> <p>○生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることができるよう、学校教育食育推進行動計画に基づき、食を通して自らの健康を考え、判断し、実践できるたくましい宮っこを育成するため、食育を推進する。</p>
事業概要	<p>■体力向上の推進（うつつのみや元気っ子プロジェクト）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ミニマム達成のための「体力向上プログラム」の実施 ・「うつつのみや元気っ子チャレンジ」（グループによる体づくり）の実施 <p>■食育の推進（宮っこ、食べっこ、元気っこプラン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における食育の充実 ・学校・家庭・地域・企業の連携による食育の充実

④ 小中一貫教育・地域学校園の充実	
基本施策 9-1-(1)	
事業目的	○9年間を見通した系統的な指導による、一層の学力向上を図るとともに、児童生徒の交流活動や教職員の連携、地域教育資源を活用した地域学校園の教育活動の充実を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・小中一貫教育カリキュラムの実施・充実 ・相互乗り入れ授業の実施・充実 ・地域の教育力を生かした教育活動の充実

⑤ 特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実	
基本施策 9-5-(1)	
事業目的	○児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応するため、特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・かがやきルーム（特別支援教室）における指導の充実 ・全教職員の特別支援教育に係る指導力の向上

⑥ 子どもの芸術活動・伝統文化の継承への支援	
基本施策 10-1-(1)・2-(1)・2-(2)	
事業目的	<p>○次代の文化の担い手である子どもの、豊かな心や感性、創造性などを育むため、文化芸術活動の機会を創出する。</p> <p>○本市の伝統文化を振興し、次世代に継承していくため、伝統文化に身近に触れる機会を創出するとともに、地域の継承活動の環境づくりや、人材育成の支援を行う。</p>
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■体験講座・発表機会の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい文化教室 ・ジュニア芸術祭 ■人材育成・普及啓発事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化フェスティバル開催 ・宮っ子伝統文化体験教室

⑦ 青少年の自主的活動の創出促進	
基本施策 12-1-(1)	
事業目的	○青少年が社会の中での責任や役割を自覚し、積極的に社会参加することを促すため、青少年自らが企画するイベントや活動発表などを行う機会や場の提供を行う。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年による事業実施団体や活動団体の掘り起こし ・継続的な事業実施のための組織づくりへの支援 ・関係団体や企業、NPO等との連携による青少年の活動への支援

⑧ 学校教育支援の充実

基本施策 8-2-(1)

事業目的	○学校と家庭・地域が連携した, 学校教育の充実と家庭・地域の教育力を向上させるため, 「魅力ある学校づくり地域協議会」による家庭・地域と学校の連携によって, 学校教育支援の充実を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none">・魅力ある学校づくり地域協議会への支援充実・地域コーディネーターの確保・充実

Project. 9

産業力底上げ“未来産業創造”プロジェクト

宇都宮の活力の源である産業が、社会経済のボーダーレス化・グローバル化などに対しても揺るぎのない、持続的な発展を遂げていけるよう、『産業力底上げ“未来産業創造”プロジェクト』を推進します。

- 取組の方向
- ①イノベーションが期待される産業の育成
 - ②企業集積，立地の促進
 - ③高度技術開発の促進
 - ④農業王国うつのみやの推進
 - ⑤産業を支える，多彩な人材の育成・確保

<主な指標>

市内事業所数（製造業）

現状値（H22）
582社

目標値（H29）
640社

認定農業者数

現状値（H24）
660経営体

目標値（H29）
780経営体

起業家セミナー参加者数

現状値（H23）
72人

目標値（H29）
100人

① イノベーションが期待される産業の育成

基本施策 17-1-(1)

事業目的	○裾野が広く、足腰の強い持続可能な産業基盤の確立を図るため、本市の産業を牽引する次世代モビリティ産業のほか、環境・エネルギー分野や医療・福祉分野などのイノベーションが期待される産業を重点的に育成する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none">・新産業創出支援事業の実施・（仮称）次世代産業創出協議会の設置運営・産学連携・交流事業等の実施・コーディネーター事業の実施

② 企業集積・立地の促進	
基本施策 17-1-(1)	
事業目的	○地域産業の活性化や雇用機会の確保・拡大などを図るため、地域企業間のネットワークを強化し、地域の特性・強みを生かした企業集積、立地を促進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致推進員の配置 ・助成制度（企業立地・拡大再投資等）・融資制度の充実 ・関係機関・団体との連携強化

③ 高度技術開発の促進	
基本施策 18-2-(1)	
事業目的	○多様化・高度化する消費者ニーズや国際競争の激化などに対応するため、中小企業における知恵と創造力を生かした高度技術開発を促進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・高度な設備導入等の支援 ・知的財産の活用促進 ・経営、技術支援体制の充実

④ 農業王国うつのみやの推進	
基本施策 19-1-(1)・2-(2)・3-(2)・3-(3)	
事業目的	○多様な農産物を持続的に効率よく生産する「生産力」、地元農産物が市内外から選ばれ十分に行きわたる「販売力」、農業農村の大切さを理解し守り育てていける「地域力」を向上し、これらを通して、農家が農業に魅力を感じ、意欲と責任を持って営農し、市民が手軽に地元の農産物を選び買い支えている「農業王国うつのみや」の実現を目指す。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■意欲ある担い手の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者の確保・育成 ■効率的な生産・出荷体制の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・低コスト化・省エネ技術の導入促進 ・ICTを活用した農業の促進 ■農産物のブランド化推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ブランド農産物の販売促進 ・農商工連携による6次産業化(※)の促進 ■地産地消の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消啓発活動の促進 ・安全安心な農産物の生産・供給促進

※6次産業…第1次産業（生産）、第2次産業（製造・加工等）、第3次産業（販売）を融合させた新たな産業形態のこと。

⑤ 産業を支える, 多彩な人材の育成・確保

基本施策 9-1-(2), 基本施策 17-2-(1)・3-(1), 基本施策 18-2-(3)

事業目的	○都市の活力を支える産業力のレベルアップを図るため, 産学官連携による人材プラットフォームの形成を促進し, 将来を見据えた多彩な人材を育成・確保していく。
事業概要	<ul style="list-style-type: none">■起業家の集積・成長支援<ul style="list-style-type: none">・チャレンジャーのまち・うつのみや推進事業の実施・資金調達等の新たな仕組みの検討構築■地域産業を担う人材の育成<ul style="list-style-type: none">・伝統産業の振興・高度技術承継の支援■ニーズに合った就業と雇用の実現<ul style="list-style-type: none">・キャリア形成支援の充実・雇用確保・安定化の促進■キャリア教育の推進 (未来創造プロジェクト)

Project. 10

みんなで作る“大好き地域”実践プロジェクト

「人と人とのつながり」や「地域の絆」を育み、大切にするとともに、社会総ぐるみによる人づくりの推進により、まちづくりを担う「みんな」(*)が協力し合い、地域が主体となったまちづくり活動を促進するため、『みんなで作る“大好き地域”実践プロジェクト』を推進します。

※みんな…市民・地域活動団体・NPO・事業者・行政など

- 取組の方向 ▶
- ①まちづくり活動主体の連携・協力の促進
 - ②自治会活性化の促進
 - ③地域が一体となったまちづくりの推進
 - ④地域で活躍する人材の育成
 - ⑤地域行政機関の機能強化

<主な指標>

まちづくりセンター及びボランティアセンターの登録団体数

現状値 (H24)
348団体

目標値 (H29)
600団体

自治会加入率

現状値 (H24)
68.6%

目標値 (H29)
70.0%

地域まちづくり計画推進地区数

現状値 (H24)
14地区

目標値 (H29)
39地区

① まちづくり活動主体の連携・協力の促進

基本施策 23-1-(2)

事業目的	○多様化している公共的課題の解決に向け、市民・地域活動団体・NPO・事業者などのさまざまなまちづくり活動主体が、それぞれの特性を生かすとともに、相乗効果が発揮されるよう連携・協力を促進する。
事業概要	・多様な活動主体が連携する機会と場の創出 ・協働を進めるコーディネートの充実

② 自治会活性化の促進	
基本施策 23-2-(1)	
事業目的	○日常生活を共に支えあい、安全安心な暮らしを確保するため、自治会の活性化を支援し、地域コミュニティの醸成、地域の絆づくりを図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の加入促進 ・自治会の集会所等の整備促進

③ 地域が一体となったまちづくりの推進	
基本施策 23-2-(2)	
事業目的	○地域の資源や特性を生かした魅力ある地域づくりを実践するため、地域が一体となったまちづくりを推進する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ■地域まちづくり計画の策定の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域まちづくり計画の策定地域の拡大 ・地域まちづくり計画の着実な実行の支援 ■地域まちづくり組織(※1)のコーディネート機能や事務局機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動の担い手育成 ・地域のコーディネート機能や事務局機能の強化 ・地域活動団体(※2)間の連携強化

※1 地域まちづくり組織…地域の様々な意見をとりまとめ、総意を形成するとともに、その総意を実現するため、様々な活動主体の連携・協力を促進する地域のネットワーク組織。

※2 地域活動団体…地域で自主的に公共活動を行う、地域ごとに形成された団体。

④ 地域で活躍する人材の育成	
基本施策 8-1-(2)	
事業目的	○地域ぐるみによる人づくりを推進するため、受講者のレベルに応じた体系的・専門的な学習を促進することにより、学習活動を通じた地域で活躍する人材の育成や、指導者等の活動の活性化を図る。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・地域指導者等研修の充実 ・地域人材養成プログラムの充実 ・生涯学習コーディネーターの育成・支援の充実

⑤ 地域行政機関の機能強化	
基本施策 24-2-(1)	
事業目的	○市民に身近な場所である地域行政機関において、きめ細かなサービスの提供を行っていくとともに、住民の意見やニーズ、地域の状況を的確に捉え、地域に軸足を置いたまちづくりを推進していく必要があるため、地域行政機関の機能を強化する。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活に密着したサービスの充実 ・地域と行政を繋ぐ地域振興機能の強化 ・地域まちづくり拠点としての地域行政機関の施設整備

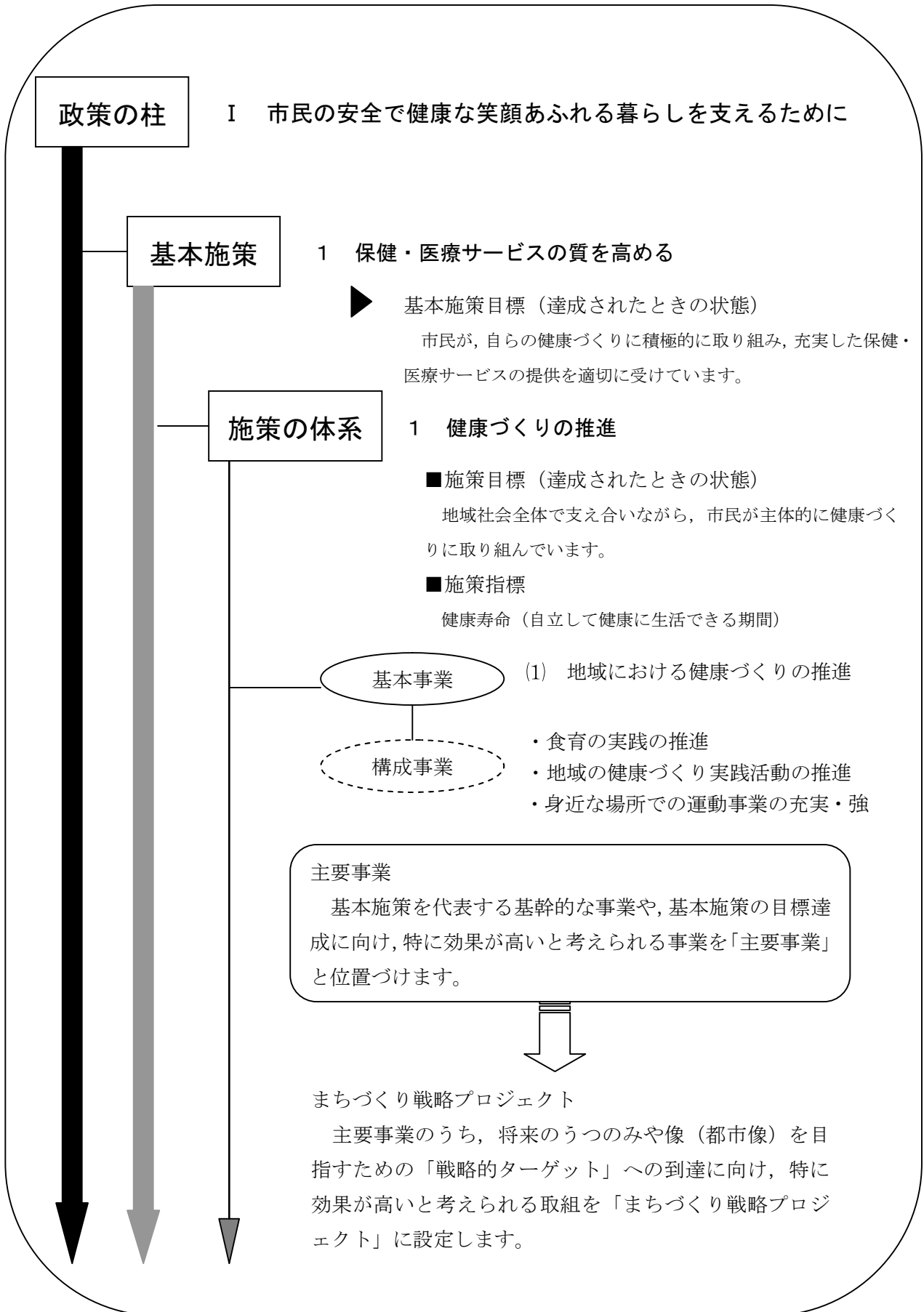
第8章 分野別計画

第5次宇都宮市総合計画基本構想では、将来のうつのみや像（都市像）を達成するために必要な施策の基本方向を「まちづくりの大綱」として定めています。

分野別計画は、「まちづくりの大綱」の六つの「政策の柱」ごとに施策・事業を体系化しています。

- I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために（健康・福祉・安心分野）
- II 市民の学ぶ意欲と豊かなこころを育むために（教育・学習・文化分野）
- III 市民の快適な暮らしを支えるために（生活環境分野）
- IV 市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために（産業・経済分野）
- V 都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために（都市基盤分野）
- VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために（都市経営・自治分野）

【分野別計画体系（イメージ）】



I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために

(健康・福祉・安心分野)

- 基本施策 1 保健・医療サービスの質を高める
- 基本施策 2 高齢期の生活を充実する
- 基本施策 3 障がいのある人の生活を充実する
- 基本施策 4 愛情豊かに子どもたちを育む
- 基本施策 5 都市の福祉力を高める
- 基本施策 6 日常生活の安心感を高める
- 基本施策 7 危機への備え・対応力を高める

基本施策

1

保健・医療サービスの質を高める

現状・課題

- ライフスタイルの変化に伴う疾病構造の変化等により生活習慣病や慢性疾患が年々増加しています。また、超高齢社会を迎える中、医療と介護・福祉の更なる連携が必要となっています。こうした中、壮年期死亡の減少や健康寿命の延伸、さらには「生活の質の向上」を図り、すべての市民が生涯にわたり、心身ともに健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、市民の健康づくりを一層積極的に推進するとともに、住み慣れた地域でより質の高い保健・医療サービスを提供することが重要になっています。

基本施策
目標

- 市民が、自らの健康づくりに積極的に取り組み、充実した保健・医療サービスの提供を適切に受けています。

取組の方向
(施策)

- 1 健康づくりの推進
- 2 地域医療体制の充実
- 3 医療保険制度の適正な運営

主要事業名	目的	内容
食育の実践の推進	食生活の改善を図り、肥満や生活習慣病を予防するため、食育の実践を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ヘルシー地産地消メニューの開発・普及 ◆「宮っこ食育応援団」や「食生活改善推進員」など食育に関わる多様な取組主体との連携強化 ◆出前講座や体験型イベント等の開催
地域の健康づくり実践活動の推進	地域社会全体で市民の健康づくりを支援するため、健康づくり活動組織を強化しながら、地域の健康づくり実践活動を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆身近な場所での運動事業の充実・強化 ◆地域における「健康づくり推進員」の養成・意識啓発活動 ◆地域における健康づくり実践活動への支援
生活習慣病（がん・糖尿病等）の発症予防・重症化予防の推進	健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病の発症予防とともに、合併症や症状の進展などの重症化予防対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆受診しやすい健診体制の充実 ◆健診データ等に基づく生活習慣病予防対策の推進 ◆出前講座や各種講演会の開催等による健康教育の推進
総合的な自殺予防・こころの健康づくり対策の推進	自殺を防止するとともに、市民のこころの健康を保持するため、自殺予防・こころの健康づくり対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆調査研究の推進 ◆市民の理解の促進 ◆関係機関・団体との連携強化 ◆人材の育成・確保
救急医療体制の充実強化	救急患者が、夜間や休日においても安心して必要な医療を受けられるよう、救急医療体制の充実強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆初期救急体制の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・夜間休日救急診療所の円滑な運営 ◆二次救急体制の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制病院と協力病院等の連携強化 ・救急医療対策連絡協議会における体制の評価・検証・見直し
在宅医療を含む地域療養支援体制の整備	市民が住み慣れた地域において、安心して療養生活を送ることができるよう、地域資源を活用し、医療と介護・福祉が連携した地域療養支援体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療従事者と介護従事者の連携確保 <ul style="list-style-type: none"> ・多職種が連携する仕組みづくり、従事者の資質向上 ◆在宅療養に関する市民への普及・啓発

1 健康づくりの推進**■施策目標**

地域社会全体で支え合いながら、市民が主体的に健康づくりに取り組んでいます。

■施策指標

健康寿命（自立して健康に生活できる期間）

現状値 男性 78.47歳
女性 83.16歳（H22 現在）

目標値 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加（H29）

地域における健康づくりの推進

- ・食育の実践の推進
- ・地域の健康づくり実践活動の推進
- ・身近な場所での運動事業の充実・強化

(2) 疾病予防対策の促進

- ・生活習慣病（がん・糖尿病等）の発症予防・重症化予防の推進

(3) 保健医療サービスの推進

- ・総合的な自殺予防・こころの健康づくり対策の推進
- ・感染症対策の推進
- ・難病対策の推進

2 地域医療体制の充実**■施策目標**

地域の医療体制が、市民の多様な医療ニーズに対応しています。

■施策指標

夜間・休日における市内二次救急医療機関の救急搬送患者の受入率

現状値 87.0%（H23 実績）

目標値 現状維持（H29）

(1) 救急医療体制の充実強化

- ・初期救急体制の充実強化
- ・二次救急体制の充実強化

(2) 良質かつ適切な医療体制の確保

- ・医事薬事指導の強化
- ・医療従事者養成に対する支援
- ・在宅医療を含む地域療養支援体制の整備
- ・医療機関の適正利用の推進
- ・医療機能等の向上を図るための産業界との連携促進

3 医療保険制度の適正な運営**■施策目標**

被保険者が必要な医療サービスを適切に受けています。

■施策指標

国民健康保険被保険者一人当たりの医療費の増加率

現状値 2.44%（H23 実績）

目標値 2.25%（H29）

(1) 国民健康保険事業の適正な運営

- ・特定健康診査・特定保健指導の推進
- ・人間ドック・脳ドック受診の推進
- ・ジェネリック医薬品（※）の普及促進
- ・適正受診の推進
- ・国民健康保険税の収納対策の推進

(2) 後期高齢者医療制度の適正な運営

- ・健康診査の推進
- ・人間ドック・脳ドック受診の推進
- ・後期高齢者医療保険料の収納対策の推進

※ジェネリック医薬品・・・新薬の特許が切れた後に、同等の品質で製造販売される低価格の薬のこと。

高齢期の生活を充実する

現状・課題

- 高齢社会の進行に伴い、一人暮らし世帯や認知症などの介護を必要とする高齢者の増加が見込まれ、地域におけるケア体制の充実が求められています。また、豊富な経験、知識、技術をもったシニア世代をはじめとする元気な高齢者が、まちづくりの担い手として活躍することが期待されています。そのため、高齢者がいつまでも、介護を必要とせずに、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって安心して暮らせるよう、健康寿命の延伸に向けた介護予防の充実を図るとともに、元気な高齢者が地域のなかで活躍できる仕組みづくりが重要になっています。

基本施策
目標

- 高齢者が、自らの介護予防に積極的に取り組み、住み慣れた地域の中で、健康で生きがいをもち、また、介護が必要になっても尊厳を保持しながら、安心して自立した生活を送っています。

取組の方向
(施策)

- 1 高齢者の社会参画の促進
2 高齢者の生活支援の推進

主要事業名	目的	内容
高齢者の社会参画の仕組みづくりの推進	シニア世代をはじめとする高齢者が充実した高齢期を送ることができるよう、また、まちづくりの担い手として活躍することができるよう、高齢者の社会参画の仕組みづくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆社会活動(※)への参加を促す仕組みづくり ・高齢者のライフスタイルに合わせた情報提供や講座等の充実 ・高齢者の社会貢献活動支援の充実 ◆高齢者の外出支援の充実 ・高齢者外出支援事業の推進 ◆高齢者の就業支援の充実 ・シルバー人材センター支援事業の推進 ・キャリアコンサルタントによる専門相談機能の充実
高齢者の健康づくりの充実	高齢者が自ら健康寿命の延伸に向けた取組ができるよう、高齢者の健康づくりの充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護予防教室の充実 ◆自主的な介護予防活動への支援の充実
認知症高齢者等対策の充実	認知症の方々やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の正しい理解に向けた周知啓発を推進するとともに、医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症に関する正しい知識の周知啓発の推進 ・「宇都宮市みんなで考える認知症月間事業」の推進 ・認知症サポーターや認知症キャラバンメイトの養成・支援の推進 ◆医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実 ・医療・介護・福祉従事者による意見交換の場の充実
介護保険事業の充実	高齢者本人やその家族が安心して介護サービスを利用できるよう、介護保険事業の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆状態に応じた介護サービスの提供と質の向上 ◆介護サービス提供基盤の整備促進 ◆介護を担う人材の育成・支援の充実

※社会活動…個人または友人と、あるいはグループや団体で自主的に行われている活動。

1 高齢者の社会参画の促進**■施策目標**

高齢者一人ひとりが、地域の中で自らの知識や経験を生かしながら、元気に行動し、いきいきと暮らしています。

■施策指標

高齢者がボランティア活動へ参加している割合

現状値 10.0% (H22 実績)

目標値 13.0% (H29)

(1) 高齢者の社会参画の仕組みづくりの推進

- ・社会活動への参加を促す仕組みづくり
- ・高齢者の外出支援の充実
- ・高齢者の就業支援の充実

(2) 高齢者の生きがいの促進

- ・交流の場や交流機会の提供
- ・学習・スポーツ活動・芸術活動の場や機会の提供

2 高齢者の生活支援の推進**■施策目標**

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送っています。

■施策指標

介護認定を受けていない高齢者の割合

現状値 85.1% (H23 実績)

目標値 86.3% (H29)

(1) 高齢者の健康づくりの充実

- ・介護予防教室の充実
- ・自主的な介護予防活動への支援の充実

(2) 高齢者の相談支援の充実

- ・身近な地域での相談支援機能の充実
- ・高齢者の権利擁護事業の推進
- ・在宅高齢者への虐待防止対策の強化
- ・ニーズに応じた福祉サービスの提供

(3) 認知症高齢者等対策の充実

- ・認知症に関する正しい知識の周知啓発の推進
- ・医療・介護・福祉が連携したケア体制の充実

(4) 介護保険事業の充実

- ・状態に応じた介護サービスの提供と質の向上
- ・介護サービス提供基盤の整備促進
- ・介護を担う人材の育成・支援の充実

障がいのある人の生活を充実する

現状・課題

➤ 高齢化の進行や各種の疾病・事故の増加などに伴い、障がい者が年々増加していることに加え、発達障がいや難病など、障がいの範囲が広がる中、障がいの特性に応じた多様なサービスが必要となっています。

また、ノーマライゼーション（等しく生きる社会）の理念は浸透しつつあり、障がいのある人もない人も、誰もがその能力や適性に応じて、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現が求められています。

こうした中、障がいのある人が安心して日常生活を過ごせるよう、きめ細かなサービスを提供することや、社会的に自立できるよう、就労環境の充実や社会参加の促進を図ることが重要になっています。

基本施策 目標

➤ 障がいのある人が、地域の中で、人格と個性を尊重され、自立し、安心して充実した生活を送っています。

取組の方向 (施策)

- 1 障がい者の社会的自立の促進
- 2 障がい者の地域生活支援の充実

主要事業名	目的	内容
障がい者の就労支援の充実	障がい者の自立や社会参加を促進するため、障がい者の就労支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆自立支援協議会「就労支援部会」の取組の強化 ◆インターンシップ事業の推進 ◆農業分野等における障がい者の就労機会の場の拡大 ◆「わく・わくショップU」の運営の充実 ◆施設等製品の開発・販売拡大への支援の充実 ◆市における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進
地域生活相談体制の充実	障がい者が適切に各種サービス等を利用できるよう、地域生活相談体制の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆基幹相談支援センターを含めた総合的な相談体制の構築 ◆自立支援協議会「相談支援部会」の取組の強化
障がい者の地域生活移行支援の充実	障がい者が自立し、いきいきと地域生活を営むことができるよう、障がい者の地域生活移行支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関のネットワーク構築による支援体制の強化 ◆地域での支援・見守り体制の構築 ◆地域移行後の活動等を支援するサービスの充実 ◆グループホームの設置促進 ◆地域における居住支援の充実
障がい児発達支援ネットワークの推進	発達支援の必要な子どもの乳幼児期から就労までのライフステージを通じた総合的で一貫した支援が提供できるよう、関係機関との連携による障がい児発達支援ネットワークを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関のネットワーク構築による連携体制の強化 ◆保護者への啓発・人材育成に係る研修体制の整備 ◆個別の支援計画による一貫した支援の充実

1 障がい者の社会的自立の促進

■施策目標

障がい者が社会的に自立し、いきいきと生活しています。

■施策指標

福祉施設から一般就労に移行した障がい者の人数

現状値 29人 (H23実績)

目標値 37人 (H29)

(1) 障がい者の就労支援の充実

- ・障がい者の一般就労への支援の充実
- ・障がい者の福祉的就労への支援の充実

(2) 障がい者の社会参加の促進

- ・障がい者のコミュニケーション支援の充実
- ・障がい者の移動支援の充実
- ・障がい者の社会参加・交流事業の促進
- ・障がいや障がい者への理解促進

(3) 障がい者の就労等相談支援の充実

- ・就労や社会参加の相談支援の充実

2 障がい者の地域生活支援の充実

■施策目標

障がい者が地域において、安心して生活を送っています。

■施策指標

施設入所者の地域生活への移行者数

現状値 78人 (H23.9現在)

目標値 138人 (H29)

(1) 障がい者の地域生活相談支援の充実

- ・地域生活相談体制の充実
- ・障がい者の権利擁護支援の強化
- ・障がい者への虐待防止対策の強化

(2) 障がい者の地域生活移行支援の充実

- ・グループホームの設置促進
- ・障がい者の地域移行・地域定着支援の充実

(3) 障がい者の日常生活支援の充実

- ・居宅・通所サービス提供の充実
- ・地域生活支援事業の充実

(4) 障がい児の療育体制の充実

- ・障がい児発達支援ネットワークの推進
- ・早期発見・早期支援の充実
- ・発達相談の充実
- ・身近な地域での支援の充実

基本施策

4

愛情豊かに子どもたちを育む

現状・課題

➤ 少子化の進行に伴い、将来を担う世代の減少が懸念されています。また、核家族化や地域社会の関係の希薄化などにより、子育て・子育ての環境が厳しさを増しています。こうした中、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ地域社会を築くため、家庭、地域、事業者、行政等が連携し、一体となって安心して子どもを生み育てることのできる環境を創出することが急務となっています。

基本施策
目標

➤ 地域社会が一体となって、子育て・子育ての支援に取り組み、子育て家庭が愛情を持って安心して子どもを生み育て、子どもがいきいきと子どもらしく育っています。

取組の方向
(施策)

- 1 児童健全育成環境の充実
- 2 子育て支援の充実
- 3 ひとり親家庭等への支援充実
- 4 子どもへの虐待防止対策の強化

主要事業名		目的	内容
地域における子育て・子育て支援の充実	青少年の居場所づくり事業の充実	青少年のコミュニティの形成や自主性、社会性を養い、健やかな育成を図るため、地域や関係団体と連携し、身近な地域における青少年の居場所づくり事業の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆指導者や見守り役など、地域における人材の発掘・育成 ◆青少年の異年齢交流や異世代交流、体験機会の提供 ◆居場所設置数の拡充 ◆居場所の運営への中高生等の参画促進
	宮っ子ステーション事業の推進	放課後における児童の健やかな育成を図るため、地域、学校等と連携して児童の安全・安心な居場所を設けるとともに、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆「放課後子ども教室」と「子どもの家」の一体的な運営 ◆子どもの体験・交流活動機会の提供 ◆乳幼児の遊び場及びその保護者の交流機会の提供 ◆活動拠点施設の整備
	子育てサロンの機能強化	子育て家庭の育児不安の解消など、地域における子育てへの支援を推進するため、子育てサロンの充実、機能強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域における子育て家庭の交流の場の提供 ◆子育て相談・情報提供等の充実 ◆実施箇所の拡充
妊娠・出産に対する支援の充実		健康的・経済的不安などを取り除き、安心して子どもを生める環境をつくるため、妊娠・出産に対する支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆妊婦一般健康診査の充実 ◆不妊治療費助成の充実 ◆妊産婦医療費助成の充実
子どもの健康支援の充実		子どもの健康づくりを支援するため、病気の早期発見・早期治療を促進するとともに、子育て世代の経済的負担の軽減や健康診査等の支援策の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆こども医療費助成制度の充実 ◆健康診査・栄養指導の充実

主要事業名		目的	内容
仕事と子育ての両立支援の充実	保育所、認定こども園等の整備促進	仕事や子育ての両立を支援するため、公立・民間保育園や認定こども園など、さまざまな保育機能の充実により、保育の質を確保しながら待機児童の解消を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆拠点(基幹)保育所の整備 ◆公立保育園民営化の推進 ◆私立保育園の整備促進 ◆認定こども園の設置促進 ◆事業所内保育施設の設置促進
	ニーズに対応した保育サービスの充実	一般保育では対応できないさまざまな保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆病児・病後児保育、一時預かり等の充実
ひとり親家庭等への自立支援の充実		ひとり親家庭等の自立を促進するため、就労・生活支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆企業との連携による就労支援事業の充実 ◆生活・就業等相談事業の充実
児童虐待発生予防の充実		虐待の未然防止のため、関係団体・地域との連携強化や養育相談の充実、また、虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の見守り体制の整備 ◆虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援 ◆児童虐待防止の周知・啓発 ◆養育に関する相談体制の充実

1 児童健全育成環境の充実**■施策目標**

児童が自主的・主体的に活動できる環境が整い、さまざまな人との関わりの中で、意欲を持って、健やかに育っています。

■施策指標

地域での活動に取り組んでいる児童の割合
(中学1年生)

現状値 45.2% (H23.12 現在)

目標値 57.6% (H29)

- (1) **子どもが自主的に活動できる環境づくりの推進**
 - ・青少年の居場所づくり事業の充実
 - ・青少年育成団体の活動支援の充実
- (2) **地域における子どもの育ちを支援する環境づくり**
 - ・ふれあいのある家庭づくり事業の推進
 - ・地域づくりへの子どもの参加促進
 - ・宮っ子ステーション事業の推進
- (3) **体験や交流機会の充実**
 - ・職業観・勤労観を養う体験活動の推進
 - ・中高生と乳幼児のふれあい交流事業の推進
 - ・宮っこフェスタ事業の推進
 - ・宇都宮ジュニア未来議会の開催

2 子育て支援の充実**■施策目標**

すべての子育て家庭がそれぞれの家庭状況に応じた子育て支援を受けながら安心して子どもを生育させています。

■施策指標

子育てに不安や負担を感じている人の割合

現状値 51.4% (H24 実績)

目標値 37.8% (H29)

- (1) **すべての子育て家庭に対する子育て支援の充実**
 - ・妊娠・出産に対する支援の充実
 - ・子どもの健康支援の充実
 - ・子育てサロンの機能強化
 - ・ファミリーサポートセンター事業の充実
 - ・児童の夢や情操を育む事業の推進
(就学前プログラム)
- (2) **仕事と子育ての両立支援の充実**
 - ・保育所、認定こども園等の整備促進
 - ・ニーズに対応した保育サービスの充実
 - ・宮っ子ステーション事業の推進
- (3) **個別配慮の必要な児童への支援の充実**
 - ・保育所等における発達支援児の支援の充実
 - ・発達が気になる子の早期支援の充実

3 ひとり親家庭等への支援充実**■施策目標**

ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送っています。

■施策指標

ひとり親家庭支援施策による就業件数

現状値 84件 (H23実績)

目標値 156件 (H29)

(1) 自立支援の充実

- ・就業・自立支援センター事業の充実
- ・自立支援給付金事業の充実
- ・企業との連携による就労支援事業の充実
- ・母子寡婦福祉資金貸付事業の充実
- ・緊急時に対応した子育て・生活支援の充実

(2) 情報提供・相談と相互扶助による支援の充実

- ・生活・就業等相談事業の充実
- ・母子寡婦福祉団体の事業推進への支援の充実

4 子どもへの虐待防止対策の強化**■施策目標**

虐待を受けることなく、子どもたちが安心して暮らしています。

■施策指標

児童虐待取扱件数に対する終結(※1)件数の割合

現状値 44.9% (H23実績) (※2)

目標値 60.0% (H29)

(1) 児童虐待発生予防の充実

- ・地域の見守り体制の整備
- ・虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援の充実
- ・児童虐待防止の周知・啓発
- ・養育に関する相談体制の充実

(2) 児童虐待対応体制の充実

- ・要保護児童対策地域協議会の機能充実
- ・家庭児童相談室の充実

※1 終結…長期間の指導支援が必要な虐待対応の中で、養育環境の改善などにより再発の恐れがなくなり、継続的な状況確認や直接指導などを終了すること。

※2 指標の値は、終結数を年間の取扱件数で除した数。

基本施策

5

都市の福祉力を高める

現状・課題

- 少子・高齢化の急速な進行や核家族世帯の増加，地域での相互扶助の意識の希薄化，雇用形態の多様化，生活困窮世帯の増加などにより，地域の支え合いや，安定的で良質な保健・福祉サービスがこれまで以上に求められています。こうした中，市民の安心な生活を支えるため，地域で支え合う力を一層高めるとともに，身近な地域での総合的なサービスの提供のための基盤の充実や，「どこでも，だれでも，自由に，使いやすく」という「ユニバーサルデザイン」の理念に基づき，生活環境や移動環境の改善に向けたハード・ソフト両面からの取組など，都市の福祉基盤の総合力を高めることが重要になっています。

基本施策
目標

- 充実した保健・福祉サービスにより，住み慣れた地域において自立した生活を送っています。

取組の方向
(施策)

- 1 市民の福祉活動への参画促進
- 2 ユニバーサルデザインの推進
- 3 社会を支える福祉支援の充実

主要事業名	目的	内容
地域福祉ネットワークの形成支援	高齢者や障がい者を含め，地域の誰もが安心して暮らせるようにするため，地域住民や福祉関係者が連携協力し，地域の事情に応じた福祉活動が展開できるネットワークの形成を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時要援護者支援事業の充実 ◆社会福祉協議会の地域活動への支援の充実 ◆高齢者・障がい者等の居場所づくり支援の推進
孤立死の防止対策の推進	孤立死を防止するため，地域での見守り活動を推進するとともに，高齢者及び障がい者等の各種見守り事業を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域や民間事業者による見守り活動の推進 ◆関係団体や県との連携強化 ◆高齢者・障がい者等の見守り事業の充実
こころのユニバーサルデザインの推進	高齢者や障がい者等に対する思いやりのこころをはぐくむため，こころのユニバーサルデザインを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆こころのユニバーサルデザインの普及啓発 ◆広報紙等を活用した情報提供の推進 ◆福祉教育の推進
生活困窮世帯への支援の充実	生活に困窮する市民が安定した生活を送れるようにするため，生活困窮世帯を把握し支援につなげるとともに，生活保護制度を適正に運用し，就労・自立支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮世帯の把握及び総合的な支援の充実 ◆生活保護制度の適正な運用と支援の充実

1 市民の福祉活動への参画促進

■施策目標

市民が地域の福祉活動に積極的に参画しています。

■施策指標

社会福祉協議会ボランティアセンターのボランティア登録団体数

現状値 173 団体 (H23 実績)

目標値 179 団体 (H29)

- (1) 福祉活動に関わる人材の育成
 - ・福祉ボランティア活動への支援の充実
 - ・保健と福祉の出前講座の実施
- (2) 福祉活動を普及促進する仕組みづくり
 - ・市民福祉の祭典の実施
 - ・社会福祉施設における地域交流の促進
- (3) 地域の福祉活動の充実
 - ・地域福祉ネットワークの形成支援
 - ・孤立死の防止対策の推進

2 ユニバーサルデザインの推進

■施策目標

市民の誰もが安心して快適に生活を送るための都市環境や社会環境が整っています。

■施策指標

市有施設のバリアフリー化施設の割合

現状値 65.8% (H24.3 現在)

目標値 76.8% (H29)

- (1) こころのユニバーサルデザインの推進
 - ・こころのユニバーサルデザインの普及啓発
- (2) 公共的空間のバリアフリーの推進
 - ・公共的施設のバリアフリーの推進
 - ・交通環境のバリアフリーの推進

3 社会を支える福祉支援の充実

■施策目標

市民が必要とする保健・福祉サービスが適切に提供されていて、自立性の高い生活を送っています。

■施策指標

保健・福祉に関する相談取扱件数

現状値 47,828 件 (H23 実績)

目標値 49,000 件 (H29)

- (1) 福祉サービスの相談及び情報提供の充実
 - ・保健と福祉に関する相談体制の充実
 - ・保健と福祉の情報提供の充実
- (2) 社会福祉施設サービスの質的向上
 - ・指導監査の実施
- (3) 生活困窮世帯への支援の充実
 - ・生活困窮世帯の把握及び総合的な支援の充実
 - ・生活保護制度の適正な運用と支援の充実

日常生活の安心感を高める

現状・課題 ➤ 住宅地・公園など身近な場所での犯罪やルール違反、マナーの低下などに起因する交通事故は、年々減少しているものの依然として後を絶たず、市民の安全・安心な日常生活を脅かす状況となっています。また、複雑化する消費者トラブルへの対応や、「食」の安全を確保するための監視・指導の徹底などが求められています。こうした中、生き生きと暮らせる安全で安心な地域社会を築いていくため、地域ぐるみの活動を促進するとともに、市民・事業者・行政の連携を強め、日常生活の安心感を高めることが重要となっています。

**基本施策
目標** ➤ 地域社会や事業者、行政が連携して、日常生活を取り巻くさまざまな不安を解消し、市民が、安全で安心した生活を送っています。

**取組の方向
(施策)** ➤

- 1 防犯対策の充実
- 2 交通安全対策の充実
- 3 消費生活の向上
- 4 食品安全性の向上
- 5 生活衛生環境の向上

主要事業名	目的	内容
地域の防犯環境整備の推進	日常生活の安心感を高めるため、地域との協働により危険箇所や空き家等を把握し改善を図るとともに、適切な「防犯灯」の設置・維持管理を促進するなど地域の防犯環境の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆「市民総ぐるみ環境点検活動」の充実 ◆「空き家対策」等の推進 ◆効率・効果的な「防犯灯」の設置促進
交通安全教育の推進	交通ルールの遵守と相手の立場を尊重する交通マナーの実践が図られるよう、交通事故原因の分析に基づき、それぞれのライフステージにあわせた生涯にわたる交通安全教育を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆各世代に対応した交通安全教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等への体験型交通安全教室の充実 ◆自転車利用者への交通安全教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども自転車免許事業の実施 ・プロスポーツチームと連携した自転車安全教室の開催 ・高校や地域、警察等と連携した街頭指導の充実
消費者教育・啓発の推進	市民一人ひとりが消費に関する基礎的な知識を身につけ、主体的かつ合理的に消費活動を行えるよう、消費者教育・啓発や、トラブルの未然防止のための情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◆悪質商法等から身を守る消費者教育事業の推進 ◆出前講座や各種イベント等における情報提供の推進
食品による健康被害の未然防止の推進	市民の安全な食生活を確保するため、監視・検査体制を強化し、食品健康被害の未然防止を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆食品関係施設等の監視及び検査体制の充実による食品・食肉等の安全性確保 ◆食品健康被害の未然防止の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・自主回収届出制度、食品衛生自主管理認証制度(うつのみやハサップ)、食品衛生講習会の実施

1 防犯対策の充実

■施策目標

市民が犯罪の起きにくい地域社会で、安心して暮らしています。

■施策指標

市内における人口千人あたりの刑法犯認知件数

現状値 14件 (H23実績)

目標値 11件以下 (H29)

(1) 市民の防犯意識の高揚

- ・犯罪発生情報等の提供
- ・防犯講習会等の実施
- ・犯罪被害者支援の推進
- ・暴力団を排除する取組の推進

(2) 地域の防犯体制の充実

- ・地域における防犯パトロールの充実
- ・地域防犯ネットワークの連携強化

(3) 地域の防犯環境整備の推進

- ・市民総ぐるみ環境点検活動の充実
- ・空き家対策等の推進
- ・効率・効果的な防犯灯の設置促進

2 交通安全対策の充実

■施策目標

市民の高い交通安全意識と適切な道路整備により、交通安全が確保されています。

■施策指標

交通事故発生件数

現状値 2,535件 (H23実績)

目標値 1,800件以下 (H29)

(1) 交通安全意識の向上

- ・交通安全教育の推進
- ・地域と連携した交通安全運動の推進
- ・路上喫煙による歩行者の被害防止対策の推進

(2) 交通安全環境の整備

- ・交通安全施設の整備
- ・自転車走行空間の整備
- ・放置自転車防止対策の推進

3 消費生活の向上

■施策目標

市民が安全で安心な消費生活を送っています。

■施策指標

消費生活講座等の開催数及び受講者数

現状値 64回 2,682人 (H23実績)

目標値 100回 4,000人 (H29)

(1) 消費者の自立支援

- ・消費者教育・啓発の推進
- ・情報提供事業の充実
- ・消費者団体等の活動促進

(2) 消費者の保護

- ・消費生活相談体制の充実・強化
- ・表示法等による立入検査の実施

4 食品安全性の向上

■施策目標

市民が、安全な食生活を送っています。

■施策指標

食品関係施設等の監視率

現状値 94.0% (H23 実績)

目標値 100% (H29)

- (1) 食品健康危害防止の推進
 - ・食品による健康被害の未然防止の推進
- (2) 食品関係施設等の監視及び検査体制の充実
 - ・食品・食肉関係営業施設の監視指導の充実
 - ・食品・食肉検査体制及び機能の充実
- (3) 市民に対する衛生教育や情報提供
 - ・食品衛生教育の実施
 - ・食品衛生情報の提供

5 生活衛生環境の向上

■施策目標

市民が、快適で衛生的な生活環境の中で生活しています。

■施策指標

生活衛生関係施設等の監視率

現状値 85.0% (H23 実績)

目標値 100% (H29)

- (1) 生活衛生関係施設等の監視指導体制の充実
 - ・生活衛生関係施設等の監視指導の充実
 - ・生活衛生関係施設等の衛生水準の向上
- (2) 霊園の整備
 - ・東の杜公園の整備
- (3) あいがん愛玩動物の適正管理と衛生害虫等の自主防除の推進
 - ・市民の自主管理意識啓発及び活動の推進

危機への備え・対応力を高める

現状・課題

- 東日本大震災や、日本各地で相次ぐ局地的大雨などによる大規模な自然災害の発生により、防災に対する市民の関心が高まっています。また、火災や、救命救急など日常的な危機に対する適切な対応が求められるとともに、新型インフルエンザなどの感染症などによる健康危機や、テロなど、これまで予想もしていなかった危機への備えが必要になっています。こうした中、さまざまな危機が起こり得るとの認識のもと、地域の危機への備えや対応力を高めるなど、発生した危機に適切に対応できるよう、市民とともに災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

基本施策
目標

- 市民、地域、行政の危機への備え、対応力が高まり、地震や風水害をはじめとするさまざまな危機が発生した場合に、適切な行動ができるようになっていきます。

取組の方向
(施策)

- 1 危機管理体制の充実
- 2 防災対策の強化
- 3 消防力・救急救助体制の充実

主要事業名	目的	内容
ICT(※)等を活用した情報伝達体制の確立	災害・防災に係る対応力を向上するため、随時、防災に役立つ情報提供を行うとともに、災害時等に迅速かつ正確な情報を市民等に提供できるよう、ICT等を効果的に活用した情報伝達手段の確立を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害時等における迅速かつ正確な情報提供の実施 ◆防災・災害に関する情報提供手段の多重化
備蓄体制の充実強化	災害時の対応力を向上するために避難者が必要となる食糧や生活必需品などの備蓄体制の充実強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆一定の避難所に備蓄品を配備 ◆備蓄数の確保 ◆備蓄品目の充実
建物耐震化事業の推進	都市の防災性を強化するため、学校等の公共建築物の耐震化を推進するほか、民間の建築物の耐震化を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆建築物の耐震化の促進 ◆公共建築物の耐震化の推進
通信体制の強化	災害の複雑多様化や、消防ニーズの増大に迅速・的確に対応するため、通信手段の高度化を図り、通信体制を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆消防救急無線のデジタル化
救急救命士の養成	救命効果を高めるため、救急隊員のプレホスピタルケア(救急現場及び搬送途上における応急処置)の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆救急救命士の養成 ◆救急救命士再教育実習 ◆救急救命士救命処置範囲の拡大に伴う追加講習等の実施 ◆医師による救命処置検証の実施

※ICT・・・情報通信技術。(Information and Communication Technology)

1 危機管理体制の充実

■施策目標

市民の生命，身体，財産を脅かす危機に対応できる環境が整っています。

■施策指標

- ・危機管理研修等参加人数

現状値	274人 (H23実績)
-----	--------------

目標値	300人 (H29)
-----	------------

(1) 総合的な危機管理体制の充実

- ・危機対応能力の向上
- ・関係機関等との連携強化

(2) 健康危機管理体制の充実

- ・健康危機管理能力の向上
- ・健康危機に関する情報の収集・提供
- ・健康危機に関する関係機関との連携強化

2 防災対策の強化

■施策目標

災害の被害を最小限に抑えるための体制が整い、市民一人ひとりの災害への対応能力が高まっています。

■施策指標

自主防災会を中心とした各地区防災訓練開催数

現状値	37回 (H23実績)
-----	-------------

目標値	39回 (H29)
-----	-----------

(1) 地域防災体制の強化

- ・ICT等を利活用した情報伝達体制の確立
- ・自主防災会を中心とした地域防災力の強化
- ・防災意識の啓発
- ・備蓄体制の充実強化

(2) 都市基盤の防災性の強化

- ・建築物耐震化事業の推進
- ・土地区画整理事業の推進
- ・急傾斜地崩壊防止事業の推進
- ・橋りょうの耐震化の推進

3 消防力・救急救助体制の充実

■施策目標

災害による被害を最小限に抑えるとともに、救命効果を高めるための、迅速・的確な消防，救急，救助体制が整っています。

■施策指標

気管挿管・薬剤投与ができる救急救命士数

現状値	21人 (H24.3現在)
-----	---------------

目標値	65人 (H29)
-----	-----------

(1) 消防本部・消防署の強化

- ・消防署所の整備
- ・消防車両・資機材の整備
- ・通信体制の強化

(2) 消防団の充実

- ・消防団員の確保
- ・消防団施設・車両・資機材の整備

(3) 救急体制の充実

- ・救急救命士の養成
- ・救急車両・資機材等の整備
- ・応急手当の普及啓発事業

Ⅱ 市民の学ぶ意欲と豊かなところを育むために

(教育・学習・文化分野)

基本施策 8 生涯にわたる学習活動を促進する

基本施策 9 信頼される学校教育を推進する

基本施策 10 個性的な市民文化・都市文化を創造する

基本施策 11 生涯にわたるスポーツ活動を促進する

基本施策 12 健全な青少年を育成する

基本施策

8

生涯にわたる学習活動を促進する

現状・課題

➤ 少子・高齢化や都市化・核家族化の進行により、家庭や地域の教育力や、防犯、地域福祉など、地域社会やまちづくりにおいて、新たな課題が生じています。また、一方で、団塊世代の大量退職に伴う、まちづくりなどの担い手の増加や、NPOや市民活動団体など公共的活動の主体が多様化してきていることにより、地域における活動の活性化が期待されています。こうした中、市民一人ひとりが人間力を高めるとともに、それぞれが持つ豊富な知識や経験をより良い地域社会の創造につないでいくため、市民の学習成果を活かせる環境づくりなどを通して、人づくりを進めていくことが重要になっています。

基本施策
目標

➤ 子どもから大人まで、市民の誰もが自分に合った学習の機会や場を得られるとともに、意欲をもって地域のための活動に取り組んでいます。

取組の方向
(施策)

- 1 学ぶ意欲の向上に向けた学習環境の醸成
- 2 学校・家庭教育支援の充実
- 3 学んだ成果を活かす仕組みの構築

主要事業名	目的	内容
地域で活躍する人材の育成	地域ぐるみによる人づくりを推進するため、受講者のレベルに応じた体系的・専門的な学習を促進することにより、学習活動を通じた地域で活躍する人材の育成や、指導者等の活動の活性化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域指導者等研修の充実 ◆地域人材養成プログラムの充実 ◆生涯学習コーディネーターの育成・支援充実
成人教育の充実	より良い地域社会づくりや次代を担う子どもたちの健全育成のため、地域社会を支える中核的役割を担う大人が、子どもたちのお手本となり、子どもの育ちにより影響を与える存在となるよう、大人に対する啓発事業や学習機会の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆大人のための道徳講座の充実 ◆コミュニケーション力向上事業の充実 ◆大人としての責任や役割に関する意識啓発事業の充実
家庭教育支援の充実	家庭の教育力を向上させるため、親学に関する事業を促進するとともに、人材かがやきセンターや生涯学習センター等の連携により家庭教育支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆親学の推進 ◆家庭教育サポーターの養成 ◆家庭教育に関する意識啓発事業の充実 ◆保護者同士の交流促進事業の充実
学校教育支援の充実	学校教育の充実と家庭・地域の教育力を向上させるため、「魅力ある学校づくり地域協議会」による家庭・地域と学校の連携によって、学校教育支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆魅力ある学校づくり地域協議会への支援充実 ◆地域コーディネーターの確保・充実
宮っ子ステーション事業の推進	放課後における児童の健やかな育成を図るため、地域、学校等と連携して児童の安全・安心な居場所を設けるとともに、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆放課後子ども教室と子どもの家事の実施 ◆活動拠点施設の整備

主要事業名	目 的	内 容
地域課題の解決を支援する学習の推進	地域住民が学習を通じて「市民意識を高め・課題等に気づき」、「仲間づくり・仲間入り」をし、「必要な知識・技術等を身に付け」、その成果を社会参画や地域貢献の活動につないでいくため、人材かがやきセンターや各生涯学習センター等において実践的な学習機会を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域学の推進 ◆地域かがやきプロジェクト事業の推進 ◆人材バンクの構築 ◆地域課題解決学習プログラムの構築 ◆図書館レファレンスの活用促進

1 学ぶ意欲の向上に向けた学習環境の醸成**■施策目標**

一人ひとりが、自分にあった学びの機会や場を得て、いきいきと学んでいます。

■施策指標

全生涯学習センターで開催される講座の延べ参加者数

現状値 23,582人 (H24.3現在)

目標値 24,670人 (H29)

(1) 市民の主体的な学習活動の促進

- ・地域教育メッセの充実
- ・各種講座・事業の充実
- ・生涯学習センター事業の充実
- ・図書館機能の充実

(2) 地域で活躍する人材の育成

- ・地域指導者等研修の充実
- ・地域人材養成プログラムの充実
- ・生涯学習コーディネーターの育成・支援の充実

(3) 社会の要請に対応する社会教育の充実

- ・人権・国際理解教育の推進
- ・成人教育の充実
- ・現代的課題に関する学習の推進

2 学校・家庭教育支援の充実**■施策目標**

学校や家庭などが連携し、地域をあげて子どもの育成に関わっています。

■施策指標

放課後子ども教室に係る延べ地域活動者数

現状値 14,716人 (H24.3現在)

目標値 37,438人 (H29)

(1) 学校教育支援の充実

- ・魅力ある学校づくり地域協議会への支援充実
- ・地域コーディネーターの確保・充実

(2) 家庭教育支援の充実

- ・親学の推進
- ・家庭教育に関する意識啓発事業の充実
- ・家庭教育サポーターの養成

(3) 地域で子どもを育てる環境づくり

- ・宮っ子ステーション事業の推進
- ・地域教育力向上啓発事業の充実
- ・子ども体験講座の充実

3 学んだ成果を活かす仕組みの構築

■施策目標

より良い地域社会をつくるために、学びの成果を活動に活かしています。

■施策指標

人材バンクの登録者数

現状値	320人 (H24.3 現在)
-----	-----------------

目標値	728人 (H29)
-----	------------

(1) 多様な活動主体間の連携促進

- ・人材バンクの構築
- ・社会教育関係団体の育成・連携促進
- ・地域、企業等の連携促進

(2) 地域課題の解決を支援する学習の推進

- ・地域かがやきプロジェクト事業(※1)の推進
- ・地域学(※2)の推進
- ・地域課題解決学習プログラムの構築
- ・図書館レファレンスの活用促進

※1 地域かがやきプロジェクト事業・・・地域教育や地域の困りごとなどについて、地域住民が改めて考える機会や取組のきっかけになるような機会を創出し、地域における学習と活動の循環を促す事業

※2 地域学・・・地域住民が自らの住む地域の特徴を理解し、学校や家庭を含む身近な地域の課題や魅力に気づくための学習を支援する事業

基本施策

9

信頼される学校教育を推進する

現状・課題

- 少子・高齢化や情報化、国際化などの社会経済環境の急激な変化に伴い、近年、家庭、地域社会など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、学校教育に対しても、新たな取組が求められています。また、東日本大震災の発生により、人の絆や安全について学ぶことの大切さが指摘されています。こうした中、市民の期待に応えることのできる魅力のある学校づくりを進めるため、児童生徒はもとより、家庭や地域からも信頼される学校教育を推進していくことが重要になっています。

基本施策
目標

- 信頼される学校教育が推進され、児童生徒が、充実した学校生活を送っています。

取組の方向
(施策)

- 1 学力向上の推進
- 2 豊かな人間性と健やかなからだの育成
- 3 地域と連携した独自性のある学校経営の推進
- 4 教育環境の充実
- 5 特別支援教育の充実
- 6 高い指導力と情熱をもつ教職員の育成
- 7 幼児教育の充実
- 8 高校、高等教育の充実

主要事業名		目的	内容
小中一貫教育・地域 学校園の充実		9年間を見通した系統的な指導による、一層の学力向上と十分な学校生活への適応を図るとともに、地域学校園内の児童生徒の交流活動や教職員の連携、地域教育資源の活用による教育活動の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆小中一貫教育カリキュラムの実施・充実 ◆相互乗り入れ授業の実施・充実 ◆地域の教育力を生かした教育活動の充実
確かな 学力の 定着	分かる授業の 展開(授業力向上 プロジェクト)	児童生徒が、基礎的・基本的な学習内容や、実生活の中で、知識や技能を活用する力を身に付けられるよう、学習状況の実態の把握や教員の授業力の向上への取り組み等を通して、「分かる授業」を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆学力に関わる調査の実施 ◆授業力向上のための調査結果の有効活用 ◆教員の相互授業公開等による校内研修の実施 ◆教育センター研修、訪問指導の充実
	キャリア教育の 推進(未来創造プ ロジェクト)	将来への夢や希望を育むとともに、自ら課題を見付け、よりよく解決する資質や能力を育成するため、キャリア教育を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆宮・未来キャリア教育カリキュラムの実施 ◆地域の教育力を活用した体験学習の実施
	学校ICT化の推 進	児童生徒の情報活用能力や情報モラルを育成するとともに、情報通信技術を活用したわかりやすい授業により確かな学力を身に付けさせるため、学校のICT化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆児童生徒の情報活用能力や情報モラルの育成 ◆ICTを効果的に活用した授業の実施

主要事業名		目的	内容
豊かな心の育成	心を育む教育活動の推進（心の教育プロジェクト）	児童生徒が、さまざまな体験活動を通して、自らを律しつつ、他人とともに協調し、人を思いやる心やボランティアなどの社会に貢献する態度を養うための取組を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆「宮っ子心の教育カリキュラム」の実施 ◆共に活動する喜びを味わう体験活動の充実
	いじめゼロ運動の推進	児童生徒が、いじめを許さない態度を身に付けられるとともに、市民総ぐるみにより、いじめの根絶を図るため、学校でのいじめ対策の強化や、家庭や社会への啓発活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◆強調月間の実施 ◆ポスターコンクールの実施 ◆いじめに関わる調査の実施 ◆いじめ対策研修の実施
健やかな体づくりの推進	体力向上の推進（うつつのみや元気っ子プロジェクト）	生涯にわたり健康に生活するための体力を身に付けられるよう、体力向上を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆新体力テストの全校実施と結果の有効活用 ◆ミニマム達成のための「体力向上プログラム」の実施 ◆「うつつのみや元気っ子チャレンジ」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・グループや学級単位で取り組む体力づくり ・認定証の発行 ◆家庭・地域・企業・大学等と連携した体力づくりの実施
	食育の推進（宮っこ、食べっこ、元気っこプラン）	生涯にわたり心身ともに健康な生活を送ることができるよう、食を通して自らの健康を考え、判断し、実践できるたくましい宮っこを育成するため、食育を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆各教科等における食育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・教諭と栄養士によるティーム・ティーチングの実施 ・学校行事と関連した食に関する指導 ◆学校給食における食育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・食事マナー指導の充実 ・米飯給食・自校炊飯の推進 ◆学校・家庭・地域・企業の連携による食育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・「お弁当の日」の推進 ・栄養士等による食育講演会の開催
防災教育・交通安全教育の推進		生涯にわたり、子どもが自ら危険を予測し、回避できる能力を育成するために、防災教育・交通安全教育を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆防災教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・「防災教育の手引き」を活用した、危険予測・危険回避能力の育成 ・さまざまな災害を想定した避難訓練方法の工夫 ◆交通安全教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室の実施 ・交通安全指導の充実
地域とともにある学校づくりの推進		各学校が、特色のある学校づくりを推進するため、家庭や地域、企業等と連携・協力した学校経営を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆家庭・地域・企業等による学校支援の充実 ◆魅力ある学校づくり地域協議会との連携の充実 ◆学校マネジメントシステムを生かした学校経営の充実 ◆地域学校園を活用した学校経営の充実
校舎・体育館耐震化等事業の推進		地震発生時に児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民の応急避難場所としての役割を果たすため、校舎・体育館の耐震化を推進する。また、耐震化と併せ、良好な教育環境を確保するため、一条中学校の移転整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◆平成27年度までの耐震化完了を目標とした校舎・体育館の耐震補強等の実施 ◆県立高等特別支援学校と隣接した一条中学校の移転整備事業の実施
特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実		児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応するため、特別な教育的支援を要する児童生徒に対する指導の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆かがやきルーム（特別支援教室）における指導の充実 ◆全教職員の特別支援教育に係る指導力の向上
教職員人材育成の充実		心豊かでたくましい宮っ子を育むため、高い指導力と情熱を持ち続ける教職員人材育成の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆キャリア段階に応じた計画的な研修の実施 ◆教員マイスター制度、若手教員育成システムの充実 ◆「うつつのみや授業の達人表彰制度」の実施

1 学力向上の推進

■施策目標

児童生徒が、確かな学力とともに、未来を切り拓く力を身につけています。

■施策指標

学習内容定着度調査における正答率
(中学校3年生の国語, 数学, 英語)

現状値 (H23 実績)

国語 80%以上 70.2%, 50%未満 4.3%
数学 80%以上 70.1%, 50%未満 13.1%
英語 80%以上 62.9%, 50%未満 12.7%

目標値 (H29)

国語 80%以上 74.0%, 50%未満 3.0%
数学 80%以上 80.0%, 50%未満 7.0%
英語 80%以上 79.0%, 50%未満 6.0%

(1) 確かな学力を育む学習指導の充実

- ・学校教育スタンダードの推進
- ・小中一貫教育の充実
- ・分かる授業の展開
(授業力向上プロジェクト)
- ・習熟度別・少人数指導の充実
- ・外国人児童生徒支援の充実
- ・学校ICT化(授業力)の推進

(2) 未来への希望を育む教育の充実

- ・キャリア教育(未来創造プロジェクト)の推進
- ・社会体験学習(宮っ子チャレンジウィーク)の充実
- ・コミュニケーション能力を高める学習(会話科)の充実
- ・情報活用能力を高める学習の充実

2 豊かな人間性と健やかなからだの育成

■施策目標

児童生徒が、思いやりやたくましい心と体を持ち、規範意識をもって生活しています。

■施策指標

いじめの解消率

現状値 96.9% (H23 実績)

目標値 100% (H29)

新体力テスト(※)総合評価A段階の割合
(中学3年生)

現状値 22.0% (H23 実績)

目標値 22.3% (H29)

(1) 豊かな心や社会性を高める取組の推進

- ・いじめゼロ運動の推進
- ・心を育む教育活動の推進
(心の教育プロジェクト)
- ・学校図書館・読書活動の充実
- ・適応支援教室の整備

(2) たくましい心身を育てる指導の充実

- ・部活動の推進
- ・体力向上の推進
(うつのみや元気っ子プロジェクト)
- ・食育の推進
(宮っこ・食べっこ・元気っこプラン)
- ・防災教育・交通安全教育の推進
- ・冒険活動教室における活動の充実

※新体力テスト…「握力, 上体起こし, 長座体前屈, 反復横跳び, 20mシャトルラン, 50m走, 立ち幅跳び, ハンドボール投げ」の8種目の記録を得点化し, その合計得点によりA~Eの5段階に分けて評価するもの。(栃木県教育委員会の平成23年度児童生徒の体力・運動能力調査では, A段階の割合は19.7%)

3 地域と連携した独自性のある学校経営の推進**■施策目標**

各学校が、家庭や地域、企業と連携・協力しながら、信頼され魅力のある学校づくりを進めています。

■施策指標

「学校は、家庭、地域、企業等と連携・協力して、教育活動や学校運営の充実を図っている。」と回答した保護者・地域住民の割合

現状値 87.7% (H23実績)

目標値 95.0% (H29)

(1) 地域とともにある学校づくりの推進

- ・地域の教育力を生かした教育活動の推進
- ・魅力ある学校づくり地域協議会との連携の充実
- ・家庭・地域・企業等による学校支援の充実

(2) 活力ある学校経営の推進

- ・特色ある学校づくりの推進
- ・学校マネジメントシステムの充実
- ・地域学校園を活用した学校運営の推進
- ・学校ICT化(校務)の推進

4 教育環境の充実**■施策目標**

児童生徒が、安全で快適な教育環境の中で学校生活を送っています。

■施策指標

耐震化率(学校校舎・体育館)

現状値 73.2% (H24.3現在)

目標値 100% (H29)

(1) 校舎・体育館等整備の推進

- ・校舎・体育館耐震化事業の推進
- ・体育館改築・武道場新築事業の推進
- ・校舎大規模改造事業の推進
- ・一条中学校改築事業の推進

(2) 教育環境改善の推進

- ・学校ICT化の推進
- ・学校リフレッシュ化の推進

5 特別支援教育の充実**■施策目標**

児童生徒一人ひとりが、ニーズに応じた適切な教育的支援を受けています。

■施策指標

個別の支援計画を活用して、特別支援教育を実践している学校の割合

現状値 96.8% (H23実績)

目標値 100% (H29)

(1) 特別支援教育の学習環境づくり

- ・かがやきルーム(特別支援教室)における指導の充実
- ・全教職員の特別支援教育に係る指導力の向上

(2) 幼児期からの一貫した支援の推進

- ・子ども発達センターと連携した相談支援の充実
- ・特別支援学校との交流の推進
- ・個別支援計画の策定と活用
- ・障がい児発達支援ネットワークの推進

6 高い指導力と情熱をもつ教職員の育成

■施策目標

教育への情熱があり、信頼される教職員が育成されています。

■施策指標

教員マイスター制度（受講者）とうつのみや授業の達人（表彰者）の対象人数

現状値 32人（H23実績）

目標値 92人（H29）

(1) 教職員研修事業の充実

- ・キャリア段階に応じた計画的な研修の実施
- ・リーダー養成研修の充実
- ・教員マイスター制度の実施
- ・若手教員育成システムの充実
- ・夜間・土曜公開講座の実施

(2) 意欲的な教職員の育成

- ・特色ある教育活動のための教職員配置
- ・うつのみや授業の達人表彰制度の実施
- ・教職員ひらめき提案制度の実施

7 幼児教育の充実

■施策目標

幼児が、人間形成の基礎となる適切な教育を受けています。

■施策指標

幼稚園・保育園に入園していない児童（3～5歳）の割合

現状値 5.0%（H24.4現在）

目標値 2.8%（H29）

(1) 幼児教育活動の充実

- ・幼・保・小による連携の推進
- ・宮っ子就学前プログラムの構築
- ・子育てランド事業
- ・家庭教育に関する意識啓発事業の充実

(2) 幼児教育環境の整備

- ・認定こども園の整備促進
- ・幼稚園就園奨励事業

8 高校、高等教育の充実

■施策目標

市民が自己実現を図るために必要な、高度で専門的な学習機会や場が充実しています。

■施策指標

市内8大学の公開講座数

現状値 73講座（H24実績）

目標値 90講座（H29）

(1) 高校・高等教育機関等との連携強化

- ・高校・高等教育機関、企業との連携・活用事業
- ・企業・高等教育機関等を活用したリカレント教育の充実

(2) 教育資金負担軽減策の充実

- ・奨学金制度の充実
- ・入学一時金貸付制度の充実

個性的な市民文化・都市文化を創造する

現状・課題 ➤ 個性豊かな市民文化の創出や自主的な芸術文化活動への欲求が高まりを見せる一方で、ものの豊かさやライフスタイルの変化を一因として、地域の文化遺産・伝統文化に対する関心や、その継承に関する意識が薄れてきています。こうした中、文化が薫り、市民が全国に誇れる活力ある宇都宮を築いていくため、個性的な市民文化・都市文化を創造・継承することが重要になっています。

**基本施策
目標** ➤ 本市の誇りである地域の文化が市民の手により生まれ、受け継がれるとともに、市民の文化活動が活発に展開され、本市の顔となる魅力的な文化が創造・発信されています。

**取組の方向
(施策)** ➤ 1 文化活動環境の充実
2 文化資源の保存、継承、活用

主要事業名	目的	内容
子どもの文化芸術活動の支援	次代の文化の担い手である子どもの、豊かな心や感性、創造性などを育むため、文化芸術活動の機会を創出する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化芸術体験講座の実施 ・ふれあい文化教室 ◆文化芸術の学習・発表機会の充実 ・ジュニア芸術祭
文化会館の改修	本市の文化振興の中核を担う施設として、建物及び各種設備の経年による老朽化に対処するとともに、計画的で適正な施設整備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◆文化会館の再整備
ふるさと宇都宮の伝統文化の継承	本市の伝統文化を振興し、次世代に継承していくため、伝統文化に身近に触れる機会を創出するとともに、地域の継承活動の環境づくりや、人材育成の支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◆人材育成・普及啓発事業の実施 ・伝統文化フェスティバル開催 ・宮っ子伝統文化体験教室 ・伝統文化映像記録作成事業 ◆宇都宮伝統文化連絡協議会における団体間等の連携・交流の促進

1 文化活動環境の充実

■施策目標

市民が、主体的に芸術文化活動を展開しています。

■施策指標

市民芸術祭，ジュニア芸術祭の参加者数

現状値 130,187人 (H23 実績)

目標値 140,000人 (H29)

(1) 文化芸術の学習・発表・鑑賞機会の充実

- ・市民芸術祭，ジュニア芸術祭の開催
- ・文化芸術体験支援事業
- ・文化会館の改修

(2) 文化芸術を担う人材・団体育成・支援の推進

- ・宇都宮エスペール文化振興事業
- ・創造的芸術活動支援事業
(アート・クレイドル事業)
- ・文化ボランティアの育成・支援

2 文化資源の保存，継承，活用

■施策目標

市民が文化遺産・伝統文化などの文化資源を活用し，各々の地域に根ざした文化を守り，伝え，育んでいます。

■施策指標

文化財保存団体数

現状値 52団体 (H23 実績)

目標値 現状維持 (H29)

(1) 文化財の保存・継承・活用

- ・ふるさと宇都宮の伝統文化の継承
- ・重要遺跡の整備
- ・文化財の展示・啓発
- ・文化財収蔵研究施設の整備
- ・文化財の活用によるまちづくりの推進

(2) 文化財の保存・継承・活用を担う人材・団体育成・支援の推進

- ・文化財保存活動の支援
- ・宮っ子伝統文化体験教室の実施
- ・文化財ボランティアの育成・支援

(3) 個性ある文化資源の活用

- ・ジャズのまちづくり推進事業
- ・妖精によるまちづくり推進事業
- ・百人一首のまちづくり推進事業

(4) 文化情報の集約・発信

- ・歴史・文化情報の集約・発信
- ・観光・産業振興との連携

生涯にわたるスポーツ活動を促進する

現状・課題 ➤ 少子・高齢化の進行や地域コミュニティの希薄化などに伴い、健康づくりや生きがいつくり、地域における連帯感の醸成など、スポーツ活動の果たす役割がますます増大しています。こうした中、スポーツの多面的な効用を活かすため、市民の生涯にわたるスポーツ活動を促進することが重要になっています。また、プロスポーツチームなどの活躍により、市民の関心も高まっていることから、スポーツを活用したまちづくりの推進が求められています。

基本施策 目標 ➤ 人材や団体、自然などの地域資源が活かされながら、市民それぞれの目的に応じた自主的・継続的なスポーツ活動が活発化し、暮らしの中にスポーツがより深く浸透しています。

取組の方向 (施策) ➤ 1 スポーツ活動環境の充実
2 スポーツを支える人材の育成, 団体の活性化

主要事業名	目的	内容
地域スポーツクラブの育成, 活動支援	市民が身近な地域において、生涯にわたってスポーツに親しむことができる社会を実現するため、地域住民が主体的に運営する地域スポーツクラブの設立・運営を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の特性に合った、地域住民の主体的な運営による、市全域への地域スポーツクラブの設立, 運営 ・設立, 運営に係る財政的な支援 ・活動場所の確保に向けた支援 ・設立, 運営に係る助言
トップレベルのスポーツに触れる機会の創出	市民がレベルの高い競技に触れることにより、スポーツ人口の底辺拡大を図るとともに、市のイメージアップ、地域経済の活性化にもつなげるため、プロスポーツを開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆プロスポーツ等の開催 ・ジャパンカップサイクルロードレースの開催 ・プロ野球公式戦の誘致
スポーツ施設等の整備	市民が継続的かつ気軽にスポーツに取り組めるよう、市民ニーズや老朽化等の状況を的確に捉えるとともに、それぞれの施設役割などを考慮しながら、計画的にスポーツ施設を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆市体育館の改修 ◆宮原運動公園の再整備
スポーツ指導者の資質向上	市民の主体的かつ継続的なスポーツ活動を促進するため、スポーツの指導に意欲を有する新たな人材を掘り起こし、育成するとともに、市民のスポーツ活動を支える指導者の資質向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆スポーツ少年団指導者 OB など多様な主体によるスポーツ人材活用 ◆大学や企業等との連携による指導者の育成
プロスポーツチームへの支援	青少年をはじめとする市民のスポーツへの興味・関心を高めるとともに、地域と一体となったチームづくりを通じ、地域の活力と都市の魅力の創造を図るため、プロスポーツチームを支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆本市をホームタウンとするプロスポーツチームへの支援 ・ファン層及び支援組織拡大などのための広報活動 ・練習場, 試合会場の確保 ・社会貢献活動の場, 機会の提供等

1 スポーツ活動環境の充実

■施策目標

市民が主体的に自分に合ったスポーツに取り組んでいます。

■施策指標

20歳以上の市民の週1回以上のスポーツ活動実施率

現状値 49.2% (H24実績)

目標値 50.0% (H29)

(1) 地域におけるスポーツ活動の推進

- ・地域スポーツクラブの育成，活動支援
- ・ニュースポーツの普及
- ・学校体育施設の活用促進

(2) スポーツの参加機会の拡大

- ・スポーツ大会，スポーツ教室の充実
- ・トップレベルのスポーツに触れる機会の創出
- ・野外活動事業の充実
- ・スポーツ情報提供の充実

(3) スポーツ施設や場の充実

- ・スポーツ施設等の整備
- ・身近な地域におけるスポーツ活動の場の充実
- ・県総合スポーツゾーン形成の促進

2 スポーツを支える人材の育成，団体の活性化

■施策目標

市民のスポーツ活動が多く指導者，スポーツ団体により支えられています。

■施策指標

スポーツ指導者研修の受講者数

現状値 700人 (H23実績)

目標値 800人 (H29)

(1) スポーツ指導者の育成・活用

- ・スポーツ指導者の発掘・活用
- ・スポーツ指導者の資質向上
- ・指導者登録機能を有するホームページ“U-SPORTS”の有効活用

(2) スポーツ団体の活動支援

- ・スポーツ活動団体の育成・支援
- ・指導者と競技団体等の連携促進
- ・プロスポーツチームへの支援

健全な青少年を育成する

現状・課題

➤ 少子化や核家族化など、青少年を取り巻く環境が変化し、人間関係や地域社会とのつながりが希薄化している中、コミュニケーションや自立に不安を抱えている青少年の増加が社会問題となっています。また、青少年の社会規範意識の未熟さが、非行・問題行動や、犯罪に巻き込まれることなどの要因のひとつとなっています。

こうした中、将来の夢や希望を育みながら、社会の一員として健全な社会生活を営むとともに、積極的に社会参加・貢献する青少年を育成していくことが重要となっています。

基本施策
目標

➤ 青少年が、さまざまな人とのかかわりの中で、成長段階に応じた社会性を身につけ、心身ともに健康に成長し、社会の一員として充実した生活を送っています。

取組の方向
(施策)

- 1 青少年の社会的自立の促進
- 2 非行・問題行動の未然防止

主要事業名	目的	内容
青少年の自主的活動の創出促進	青少年が社会の中での責任や役割を自覚し、積極的に社会参加することを促すため、青少年自らが企画するイベントや活動発表などを行う機会や場の提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 青少年による事業実施団体や活動団体の掘り起こし ◆ 継続的な事業実施のための組織づくりへの支援 ◆ 関係団体や企業、NPO等との連携による青少年の活動への支援
青少年の居場所づくり事業の充実	青少年のコミュニティの形成や自主性、社会性を養い、健やかな育成を図るため、地域や関連団体と連携し、身近な地域における青少年の居場所づくり事業の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 指導者や見守り役など、地域における人材の発掘・育成 ◆ 青少年の異年齢交流や異世代交流、体験機会の提供 ◆ 居場所設置数の拡充 ◆ 居場所の運営への中高校生等の参画促進
青少年の相談機能の充実	社会的自立に困難を抱えている青少年の自立を促進するため、総合的な青少年の相談機能の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 相談支援機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別支援計画による継続性・一貫性のある支援 ・ 関係機関と連携による適切な支援

1 青少年の社会的自立の促進

■施策目標

青少年が社会の中での責任や役割を自覚し、主体的に活動しています。

■施策指標

地域などでの社会的な活動に取り組んでいる青年（20歳代）の割合

現状値 14.2% (H24実績)

目標値 43% (H29)

(1) 青少年の社会参加の促進

- ・青少年の自主的活動の創出促進
- ・社会体験活動の促進
- ・中高生のリーダースクラブ活動の促進
- ・宇都宮ジュニア未来議会の開催

(2) 健全育成活動の推進

- ・青少年の居場所づくり事業の充実
- ・青少年活動センター事業の充実
- ・青少年育成団体の活動支援

(3) 自立支援対策の推進

- ・青少年の相談機能の充実
- ・関係機関との連携強化
- ・ニート・引きこもり対策の充実

2 非行・問題行動の未然防止

■施策目標

青少年が非行や問題行動等を起こすことなく、健全に生活しています。

■施策指標

初発型非行検挙補導人数（※）（20歳未満）

現状値 270人 (H23実績)

目標値 270人未満 (H29)

(1) 非行・問題行動未然防止の環境づくり

- ・市民総ぐるみ環境点検活動や環境浄化活動の推進
- ・巡回指導や青少年相談活動の充実
- ・非行防止のための市民の意識醸成

(2) 青少年の規範意識の醸成

- ・問題行動対策やモラル教育の推進
- ・薬物乱用防止に向けた取組運動の推進

※初発型非行検挙補導人数… 万引き、自転車盗など「犯罪の入り口」といわれる罪を犯し、検挙補導された20歳未満の人数

Ⅲ 市民の快適な暮らしを支えるために

(生活環境分野)

基本施策 1 3 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する

基本施策 1 4 良好な水と緑の環境を創出する

基本施策 1 5 上下水道サービスの質を高める

基本施策 1 6 快適な住環境を創出する

基本施策

13

脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する

現状・課題

- 地球温暖化の進行や気候変動など、地球規模で環境問題が深刻化しています。また、身近な視点からの環境問題への関心も高まっています。こうした中、環境問題に的確に対応していくため、市民一人ひとりの行動によって、地球温暖化を抑制し、資源循環型の環境にやさしい社会を形成していくことが重要になっています。

基本施策 目標

- 市民、事業者、行政が一体となって脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会をつくっています。

取組の方向 (施策)

- 1 環境保全行動の推進
- 2 地球温暖化対策の推進
- 3 ごみの発生抑制，減量化，資源化の推進（3Rの推進）
- 4 廃棄物の適正処理の推進
- 5 良好な生活環境の確保

主要事業名	目的	内容
もったいない運動の推進	市民の自主的な環境保全行動を広げるため、もったいない運動を推進する。	◆もったいない精神の普及啓発
環境にやさしいライフスタイルの推進	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減するため、省エネルギー・省資源型の行動やライフスタイルを推進する。	◆省エネルギー機器の普及促進 ◆省エネルギー行動の推進
再生可能エネルギーの利活用の推進	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減するため、再生可能エネルギーの利活用を推進する。	◆太陽光発電システム等の設置促進
ごみの資源化事業の推進	ごみの発生抑制や減量化を図るため、資源化事業を推進する。	◆市民協働による生ごみの資源化の推進 ◆廃食用油，剪定枝等の資源化事業の推進 ◆バイオマスの利活用の促進
廃棄物処理施設の計画的・効率的な整備の推進	効果的・効率的なごみ処理体制を構築するため、計画的に廃棄物処理施設を整備する。	◆中間処理施設の整備 ◆最終処分場の整備

1 環境保全行動の推進

■施策目標

市民が、環境にやさしい社会の形成に向け、環境保全に取り組んでいます。

■施策指標

家庭版環境 I S O 認定家庭数

現状値 1, 6 6 1 世帯 (H23 実績)

目標値 5, 0 0 0 世帯 (H29)

- (1) もったいない運動の推進
 - ・もったいない精神の普及啓発
- (2) 環境学習の推進
 - ・環境情報の整備と提供
 - ・環境リーダー等人材育成の推進
 - ・環境学習の場と機会の提供
- (3) 環境配慮行動の推進
 - ・主体別・事業別環境配慮指針の推進
 - ・家庭版、学校版環境配慮行動の推進

2 地球温暖化対策の推進

■施策目標

市民が、地球温暖化の抑制を図るため、温室効果ガスの削減に積極的に取り組んでいます。

■施策指標

住宅用太陽光発電システム設置家庭数

現状値 4, 1 9 6 世帯 (H23 実績)

目標値 1 3, 0 0 0 世帯 (H29)

- (1) 環境にやさしいライフスタイルの推進
 - ・市民の省エネルギー・省資源行動の推進
- (2) 環境に配慮したビジネススタイルの推進
 - ・事業者の省エネルギー・省資源活動の推進
- (3) 二酸化炭素の排出が少ないまちづくりの推進
 - ・環境配慮型交通体系の確立
 - ・二酸化炭素吸収のための緑の確保
 - ・「宇都宮市役所“ストップ・ザ・温暖化”プラン」の推進
- (4) 再生可能エネルギーの利活用の推進
 - ・太陽光発電システム等の設置促進

3 ごみの発生抑制、減量化、資源化の推進（3Rの推進）

■施策目標

市民が、日常生活や事業活動の中で、ごみを減らし、限りある資源の有効活用に取り組んでいます。

■施策指標

市民 1 人 1 日あたりの資源物以外のごみ排出量

現状値 8 0 6 g / 日 (H23 実績)

目標値 7 2 5 g / 日 (H29)

- (1) ごみの減量化・資源化に対する意識の向上
 - ・教育機関と連携した「ごみ教育」の推進
 - ・意識啓発事業の推進
- (2) 資源の有効活用の推進
 - ・ごみの資源化事業の推進

4 廃棄物の適正処理の推進

■施策目標

市民・事業者・行政がそれぞれの役割・責任を十分に果たし、廃棄物を適正に処理しています。

■施策指標

不法投棄発生件数

現状値 507件 (H23実績)

目標値 300件 (H29)

(1) 収集・処理体制の適正化の推進

- ・効率的な収集・中間処理の推進
- ・不適正搬入防止対策の強化
- ・廃棄物処理施設の計画的・効率的な整備の推進

(2) 廃棄物に係る監視・指導の強化

- ・不法投棄未然防止への取組の強化
- ・優良な廃棄物処理業者の育成

5 良好な生活環境の確保

■施策目標

大気や水の汚染、騒音など、公害のない良好な生活環境が確保されています。

■施策指標

工場・事業所数に対する公害苦情件数の割合

現状値 2.1% (H23実績)

目標値 1.7% (H29)

(1) 環境調査、監視等の充実

- ・大気汚染、水質汚濁、騒音等の監視の強化
- ・化学物質や放射線量など各種環境調査の充実

(2) 発生源対策の充実

- ・事業者指導の強化
- ・近隣公害対策の充実
- ・環境に悪影響のある物質への対策

基本施策

14

良好な水と緑の環境を創出する

現状・課題

➤ 水と緑に恵まれた本市には、古くから市民の生活を支えるとともに、市民に癒しや憩いを与え、原風景として愛されてきた豊かな自然環境が数多く残されています。これらの自然との共生を深め、次の世代へとしっかりと引き継いでいくため、美しく豊かな水と緑の環境を創出していくことが重要になっています。

基本施策
目標

➤ 市民が身近に自然と親しめる良好な水と緑の環境が創出され、自然との共生が深まっています。

取組の方向
(施策)

- 1 安全で快適な河川環境の整備
- 2 生物多様性の保全
- 3 緑の保全・育成

主要事業名	目的	内容
河川整備事業の推進	住宅などへの浸水被害を解消するとともに、良好な河川環境を創出するため、治水と環境の調和に配慮した河川整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆都市基盤河川:奈坪川, 御用川の整備 ◆準用河川:越戸川, 西川田川, 駒生川の整備など
生物多様性の保全啓発事業の推進	多くの生物は、お互いに支えあい競争するなど、複雑に関わりあいながらバランスを保って生きており、これら「生物多様性」から受けているさまざまな‘恵み’を未来に引き継ぐため、その保全と持続可能な利用を市民や団体などとの協働により計画的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆生物多様性に関する市民理解の促進 ◆自然体験活動の充実 ◆自然環境における市民や団体などの自主的な行動・配慮の促進
都市緑地の保全・活用	市街化区域内に残された貴重な自然環境を守るとともに、豊かな自然とふれあい、憩える場を確保するため、市民協働による都市緑地の保全・活用を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆戸祭山緑地の保全・活用 ◆鶴田沼緑地の保全・活用 ◆「もったいないの森長岡」植樹事業の実施
中心市街地の緑化推進	街の位置付けにふさわしい風格の感じられる景観の形成や良好な都市環境を維持するため、人の目に映る緑の創出など中心市街地の緑化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆中心市街地における公共施設等の緑化推進 ◆中心市街地における民有地の緑化推進

1 安全で快適な河川環境の整備**■施策目標**

環境と調和のとれた安全で快適な河川環境が創出されています。

■施策指標

自然生態系などに配慮して整備している河川の整備率

現状値 58.0% (H23 実績)

目標値 60.9% (H29)

(1) 治水対策の推進

- ・河川整備事業の推進
- ・いっ水被害の解消

(2) 水辺に親しめる空間の創出

- ・多自然川づくりの推進
- ・川の日クリーン作戦の推進

(3) 河川機能の保全

- ・河川維持管理
- ・河川愛護活動の促進
- ・グラウンドワーク (※) の促進

※グラウンドワーク…市民・事業者・行政が協力しながら展開する身近な地域の環境改善運動。

2 生物多様性の保全**■施策目標**

人と自然との共生により、豊かな生物多様性が守られています。

■施策指標

生物多様性保全の意識を持った自然ふれあい活動の体験者数

現状値 — 人 (H25 年度より実施)

目標値 6,000人 (H29)

(1) 生物多様性保全意識の醸成

- ・生物多様性の保全啓発事業の推進
- ・大気・水環境保全に係る啓発事業の推進

(2) 生物多様性保全対策の推進

- ・アドバイザー制度を活用した生物多様性保護、保全対策の推進
- ・生物多様性に関する調査の有効活用
- ・公共水域における水質保全の推進

3 緑の保全・育成**■施策目標**

市民・事業者の主体的な活動により、都市の緑化や樹林地の保全が図られています。

■施策指標

緑化ボランティア登録者数

現状値 174人 (H23 実績)

目標値 265人 (H29)

(1) 緑地保全の推進

- ・都市緑地の保全・活用
- ・民有地の緑地保全

(2) 都市緑化の推進

- ・中心市街地の緑化推進
- ・民有地の緑化推進
- ・公共施設の緑化推進

(3) 緑の普及・啓発

- ・花と緑に係る人づくりの推進
- ・緑の情報拠点の活用促進

上下水道サービスの質を高める

現状・課題 ➤ 顧客ニーズの多様化や高度化による高品質な水道水の安定供給や、危機管理意識の高まりによる「災害に強い上下水道」の推進が求められています。また、生活環境の快適性や利便性の向上とともに公共用水域の水質保全が求められているほか、都市化の進展や局地的大雨により、雨水の流出量が増大し、なお一層浸水被害の解消が求められています。こうした中、安定性や効率性の高い信頼される経営を確立し、顧客満足度を向上させていくためには、上下水道サービスの質をさらに高めていくことが重要になっています。

**基本施策
目標** ➤ 安全・安心で高品質な水道水が安定的に供給されているとともに、下水が適正に処理されています。

**取組の方向
(施策)** ➤

- 1 安全で安心な水道水の供給
- 2 下水の適正処理の推進
- 3 顧客重視経営の推進

主要事業名	目的	内容
災害や事故に強い上下水道の整備	地震等災害時においても水道水を安定的に供給するとともに、下水を適正に処理するため、災害や事故に強い上下水道の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆上下水道施設の耐震化 ◆上下水道施設の改築・更新
合流式下水道(※)の機能改善	合流式下水道区域において、大雨時に雨水とともに未処理の汚水が公共用水域へ流れ込むことによる水質悪化を防止するため、合流式下水道の機能改善を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆貯留施設の設置
雨水幹線等の整備	市街地における浸水被害の解消を図るため、雨水幹線等の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急度の高い重点排水区の雨水幹線等の整備 ・重点配水区:鶴田川, 駒生川 など

※合流式下水道・・・汚水と雨水を同じ管きよで排除する下水道。

1 安全で安心な水道水の供給**■施策目標**

高品質な水が安定して供給され、市民が安心して水道水を利用しています。

■施策指標

老朽配水管更新率（※）

現状値 71%（H23実績）

目標値 100%（H29）

(1) 水道水の高品質化の推進

- ・水道水の水質管理の充実
- ・高度浄水システムの導入
- ・貯水槽水道管理の充実

(2) 安定給水の確保

- ・災害や事故に強い水道の整備
- ・ISO9001の推進

(3) 施設・資源の有効活用

- ・小水力発電の推進
- ・太陽光発電の推進

※老朽配水管更新率…本市の全ての上水道の配水管のうち、著しく老朽化した配水管（総延長35km）の更新率

2 下水の適正処理の推進**■施策目標**

生活排水と雨水が適正に処理され、市民の快適な生活環境が確保されています。

■施策指標

合流式下水道改善率

現状値 61%（H23実績）

目標値 100%（H29）

(1) 生活排水の適正処理の推進

- ・公共下水道（汚水管渠）の整備
- ・合併処理浄化槽設置の促進
- ・合流式下水道の機能改善
- ・処理場・ポンプ場の整備

(2) 雨水対策の推進

- ・雨水幹線等の整備
- ・雨水貯留浸透施設設置の促進

(3) 下水道の適正な管理

- ・下水道施設の適正な維持管理
- ・災害や事故に強い下水道の整備

(4) 施設・資源の有効活用

- ・下水汚泥等の有効活用
- ・下水処理水の再利用

3 顧客重視経営の推進**■施策目標**

顧客を重視した経営により、顧客満足度の高い上下水道サービスが提供されています。

■施策指標

顧客満足度

現状値 68%（H23.7現在）

目標値 75%（H29）

(1) 顧客サービスの高品質化

- ・顧客ニーズを踏まえたサービスの提供
- ・広報・広聴事業の充実

(2) 経営基盤の強化

- ・健全経営の推進
- ・効率的経営の推進

基本施策
16

快適な住環境を創出する

現状・課題 ➤ 少子・高齢化の進展や、ライフスタイル・家族形態の変化などにより、市民の住宅や居住環境に対するニーズが多様化しています。こうした中、市民のゆとりある住生活を実現するため、地域の実情に応じた快適な住環境を創出することが重要になっています。

基本施策目標 ➤ 市民が良好な居住環境の中で、安全で環境にやさしい住宅で快適に暮らしています。

取組の方向(施策) ➤ 1 多様な住まいづくりの推進
2 住宅の安全性・環境性の向上

主要事業名	目的	内容
都心居住の推進	中心市街地を賑わいと魅力のある快適な住空間とするため、都心部への定住を推進する。	◆民間賃貸住宅を活用した居住支援の推進 ◆住宅取得者向け支援の推進
住宅セーフティネット機能の充実	住宅確保要配慮者への支援を充実するため、市営住宅や民間活力を活用した住宅を提供する。	◆市営住宅の供給、維持更新 ◆サービス付き高齢者向け住宅の普及啓発 ◆事業者やNPOなど多様な主体と連携した住宅セーフティネットの構築
住宅の耐震化の促進	地震時における市民の安全を確保するため、住宅の耐震化を促進する。	◆耐震診断、耐震改修に対する補助の実施 ◆市民に対する普及啓発の強化

1 多様な住まいづくりの推進**■施策目標**

市民が、それぞれの人生設計にかなった住居や住まい方を選択し、快適に暮らしています。

■施策指標

住宅のバリアフリー化率

(2 箇所以上の手すり設置又は屋内の段差解消)

現状値 36.2% (H20.10 現在)

目標値 65.3% (H29)

(1) 多様な居住ニーズに対応した支援の充実

- ・都心居住の推進
- ・地域優良賃貸住宅の供給促進
- ・既存住宅の活用促進
- ・総合的な住情報の提供と相談体制の充実

(2) 住宅セーフティネット機能の充実

- ・市営住宅の供給
- ・民間賃貸住宅の活用

2 住宅の安全性・環境性の向上**■施策目標**

市民が、安全で環境にやさしい住宅で生活を送っています。

■施策指標

住宅の耐震化率

現状値 84.1% (H23 実績)

目標値 90%以上 (H29)

(1) 安全に配慮した住まいづくりの推進

- ・住宅の耐震化の促進
- ・建築士による住宅相談事業

(2) 環境に配慮した住まいづくりの推進

- ・住宅の省エネルギー化の促進
- ・住宅用太陽光発電システムの設置促進

IV 市民の豊かな暮らしを支える

活気と活力のある社会を築くために

(産業・経済分野)

基本施策 17 地域産業の創造性・発展性を高める

基本施策 18 商工業の活力を高める

基本施策 19 農林業の付加価値を高める

基本施策 20 魅力ある観光と交流を創出する

地域産業の創造性・発展性を高める

現状・課題

- 経済活動のグローバル化やボーダーレス化により経済環境が大きく変化しており、世界規模で長引く景気停滞や国際競争の激化などの影響が地域経済にも波及しています。また、少子高齢化の進展や雇用形態の多様化など、地域産業の担い手をめぐる社会環境も同様に変化しています。こうした中、より一層本市の地域の特性を生かし、また、創意工夫により、激しさを増す地域間競争に対応するため、地域産業の創造性・発展性を高めていくことが重要になっています。

基本施策
目標

- 本市の農業、商業、工業において、相互に新たな関係や連携が生み出され、地域資源の有効活用や人材の交流が活発化して、地域産業の創造性・発展性が高まっています。

取組の方向
(施策)

- 1 地域特性を生かした産業集積の促進
- 2 新規開業・新事業創出の促進
- 3 就労・雇用対策の充実

主要事業名	目的	内容
イノベーションが期待される産業の育成	裾野が広く、足腰の強い持続可能な産業基盤の確立を図るため、本市の産業を牽引する次世代モビリティ産業のほか、環境・エネルギー分野や医療・福祉分野などのイノベーションが期待される産業を重点的に育成する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆新産業創出支援事業の実施 ◆(仮称)次世代産業創出協議会の設置運営 ◆産学連携・交流事業等の実施 ◆コーディネート事業の実施
企業集積・立地の促進	地域産業の活性化や雇用機会の確保・拡大などを図るため、地域企業間のネットワークを強化し、地域の特性・強みを生かした企業集積、立地を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆企業誘致推進員の配置 ◆助成制度(企業立地・拡大再投資等)・融資制度の充実 ◆関係機関・団体との連携強化
起業家の集積・成長支援	地域の活力を創出するため、世代や経験に関わらず、意欲や才能に溢れた起業家の集積を図るとともに、その成長を総合的に支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆起業家育成支援事業の実施 ◆チャレンジャーのまち・うつのみや推進事業の実施 ◆資金調達等の新たな仕組みの検討構築
新事業創出の支援	新たなビジネスの発掘と地域の活性化を図るため、独自の企画力や技術力、ビジネスモデルを有し、地域資源の活用やまちづくりの課題に積極的に取り組もうとするチャレンジャーを支援する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆起業・創業相談窓口の実施 ◆起業環境創造事業の実施 ◆まちづくり・ソーシャルビジネスの創出促進
就業支援の充実	高齢者や障がい者をはじめとする就職困難者の就労や、新規学卒者・新卒後未就職者の円滑な就職、および非正規労働者の正規労働へのステップアップなどを支援し、本市における労働力の確保と中小企業の雇用維持を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆求職者に対する一体的就労支援サービスの推進 ◆就職困難者の就労支援の充実 ◆ニーズに合ったマッチングの機会の創出 ◆国・県等関係機関との連携強化

1 地域特性を生かした産業集積の促進**■施策目標**

新たな時代のニーズや変化に対応できる地域の特性を活かした産業集積が進んでいます。

■施策指標

市内事業所数（製造業）

現状値 582社（H22実績）

目標値 640社（H29）

(1) 成長産業分野の振興

- ・イノベーションが期待される産業の育成
- ・企業集積・立地の促進
- ・産業活動環境の向上

(2) 産業連携の強化

- ・産業間・産学官連携の促進
- ・アグリネットワークの推進

2 新規開業・新事業創出の促進**■施策目標**

市民や企業の時代のニーズを捉えた積極的な取組により、新規開業や新事業が創出されています。

■施策指標

起業家セミナー参加者数

現状値 72人（H23実績）

目標値 100人（H29）

(1) 起業チャレンジャーの育成・集積促進

- ・起業家精神の育成
- ・起業家の集積・成長支援

(2) 事業チャレンジ基盤の充実

- ・事業資金調達の支援
- ・インキュベーション機能の充実
- ・新事業創出の支援

3 就労・雇用対策の充実**■施策目標**

求職者の雇用が安定的に確保充実され、それぞれの能力を発揮しながら安全にいきいきと働いています。

■施策指標

有効求人倍率

現状値 0.93（H24.6現在）

目標値 1.20（H29）

(1) ニーズに合った就業と雇用の実現

- ・就業支援の充実
- ・キャリア形成支援の促進
- ・雇用確保・安定化の促進

(2) 働きやすい労働環境づくり

- ・労働相談の充実
- ・雇用・労働条件等の周知啓発
- ・労働環境の充実

基本施策

18

商工業の活力を高める

現状・課題

➤ 消費者のライフスタイルの変化やニーズの多様化、商業機能の周辺部への拡散に伴う中心市街地の活力低下、ICT等を活用した技術革新の進展、産業構造の変化や国際競争の激化など、商工業を取り巻く急速な環境変化に、迅速で的確に対応することが求められています。こうした中、本市の商工業の持続的な発展を実現するため、商工業者の活力を高めることが重要になっています。

基本施策
目標

➤ 社会経済環境の変化に柔軟に対応し、「ひと」、「もの」、「情報」等が活発に行き交い、地域経済が活性化しています。

取組の方向
(施策)

- 1 魅力ある商業の振興
- 2 中小企業の経営・技術革新の促進
- 3 安定した経営基盤の確立
- 4 流通機能の充実

主要事業名	目的	内容
魅力ある中心商業地の創出	中心商業地の回遊性の向上や集客力を高め、魅力ある中心商業地を創出する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 空き店舗等の有効活用の促進 ◆ イベント等による拠点広場の活用促進 ◆ 特色あるファサードの整備促進 ◆ 商業者、商店街、関係団体等の連携強化
商店街活性化事業の促進	地域の生活やコミュニティの核としての商店街の魅力を高めるため、商店街の活性化を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 商店街の活性化支援 ◆ 商店街と地域との連携協力の促進
高度技術開発の促進	多様化・高度化する消費者ニーズや国際競争の激化などに対応するため、中小企業における知恵と想像力を生かした高度技術開発を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高度な設備導入等の支援 ◆ 知的財産の活用促進 ◆ 経営、技術支援体制の充実
地域産業を担う人材の育成	高齢化の進展等に対応するため、高度な技術伝承やスキルアップ、労働人口の確保など、産業を支える人材の確保・育成環境を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高度技術継承の支援 ◆ 伝統産業の振興
中央卸売市場機能の充実	安全で安心な生鮮食料品をいかなる時にも安定して供給するため、北関東唯一の中央卸売市場の機能の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 集荷力・販売力・市場関係者連携等の強化、業務の効率化 ◆ 品質管理、危機・災害対策の強化 ◆ 市場機能のPR強化、食育の推進

1 魅力ある商業の振興**■施策目標**

商業活動が、市民の日常生活やまちづくりを支えながら、活発化しています。

■施策指標

中心商業地の空き店舗数

現状値 123店舗 (H23実績)

目標値 100店舗 (H29)

(1) 魅力ある中心商業地の創出

- ・ 中心商業地への出店促進
- ・ 中心市街地拠点広場の活用促進
- ・ 商店街の景観整備の促進

(2) 地域社会の核となる商店街の強化

- ・ 地域特性を生かした商店街の振興
- ・ 安全・安心な商店街の整備促進
- ・ 商店街活性化事業の促進

(3) 魅力ある商店づくりの促進

- ・ 消費者の視点に立った商店づくりの支援
- ・ 商店後継者の育成支援

2 中小企業の経営・技術革新の促進**■施策目標**

中小企業が、絶えず技術の革新、経営の合理化などを進め、持続的に成長しています。

■施策指標

高度化設備設置補助制度を活用した企業数

現状値 25社 (H23実績)

目標値 45社 (H29)

(1) 高度技術開発の促進

- ・ 設備高度化の促進
- ・ 知的所有権の取得促進
- ・ 発明、研究開発意欲の高揚

(2) 先進的企業経営の促進

- ・ 経営革新や技術革新の促進
- ・ 企業と地域社会との連携促進

(3) 地域産業を担う人材の育成

- ・ 高度技術承継の支援
- ・ ものづくり達人制度の活用促進
- ・ 伝統産業の振興

3 安定した経営基盤の確立**■施策目標**

中小企業が、経営力を備え、安定した経営基盤を確立しています。

■施策指標

制度融資における中小企業設備資金貸出総額

現状値 497,000千円 (H23 実績)

目標値 650,000千円 (H29)

(1) 資金調達の円滑化

- ・制度融資の活用促進
- ・信用保証の充実

(2) 経営体質・基盤の強化

- ・経営基盤の強化
- ・経営相談、技術・経営指導の充実
- ・販路拡大の強化支援

(3) 経済団体との連携強化

- ・経済団体との連携強化
- ・事業者の組織化支援

4 流通機能の充実**■施策目標**

食料品などの流通体制が確保され、消費者に安定的に供給されています。

■施策指標

中央卸売市場年間取扱金額

現状値 464億円 (H23 実績)

目標値 570億円 (H29)

(1) 中央卸売市場機能の充実

- ・食の安定確保と物流体制の強化
- ・食の安全・安心の確保
- ・市場と食に関する情報発信の充実

(2) 物流機能の強化

- ・物流の集積化の促進
- ・卸売業の振興

農林業の付加価値を高める

- 現状・課題** ➤ 高齢化の進行や就業構造の変化、消費者の価値観の多様化により、農業の担い手の確保や生産基盤の維持向上、また、消費者が安心できる新鮮で高品質な農産物の安定的な供給が求められています。こうした中、農業者が意欲をもって農業に従事し、農林業の持続力・競争力を強化するため、ニーズに的確に対応した農産物の生産や販路の開拓、6次産業化(※)の取組などにより、収益を上げる環境を整え、その付加価値を高めていくことが重要になっています。

※6次産業・・・第1次産業（生産）、第2次産業（製造・加工等）、第3次産業（販売）を融合させた新たな産業形態のこと。

- 基本施策 目標** ➤ 農林業を支える多様な担い手が育ち、生産力や産地力の向上、良好な農村環境の形成など、総合的に農林業の付加価値が高まっています。

- 取組の方向 (施策)** ➤
- 1 農林業を支える担い手の確保・育成
 - 2 安定的な農林業経営を支える基盤の確立
 - 3 良質な農林産物の生産・普及の促進
 - 4 環境と調和した農林業の推進

主要事業名	目的	内容
意欲ある担い手の確保・育成	本市農業の持続的な発展を図るため、認定農業者など中核的な地域農業の担い手を確保・育成する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆経営規模拡大への支援 ◆農業者の経営力の向上支援 ◆新規就農者の確保・育成
生産性の高い土地基盤の整備・保全	効率的で安定的な農業経営を実現するため、生産性の高い土地基盤の整備・保全を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆耕作放棄地の発生抑制と解消 ◆農業振興地域の適正管理 ◆ほ場整備事業の推進
効率的な生産・出荷体制の確立	消費者・市場から選ばれる品質の高い農産物を生産し、安定的に供給するため、効率的な生産・出荷体制の確立を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模共同利用施設の整備・活用 ◆低コスト化・省エネ技術の導入促進 ◆ICTを活用した農業の促進
農産物のブランド化推進	農産物の消費拡大を図り、将来的な農業経営の安定と消費の信頼を確保するため、農産物のブランド力の向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ブランド農産物の販売促進 ◆農商工連携による6次産業化の促進 ◆海外に向けた輸出促進
地産地消の推進	本市農業の生産振興及び市民の健康で快適な食生活を確立するため、農産物の安全安心について周知を図るとともに、地域で生産された農産物を地域で消費する地産地消を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆農産物直売所等の充実・強化 ◆地産地消啓発活動の促進 ◆安全安心な農産物の生産・供給の促進
環境保全型農業の推進	循環型社会の形成、地球温暖化防止を図るため、環境保全型農業を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆環境にやさしい農業の推進 ◆バイオマスの利活用の促進 ◆菜の花プロジェクトの推進
農資源・農村環境の保全推進	農業者と地域住民が一体となった農資源の保全や、環境に配慮した営農活動を支援するため、農資源・農村環境の保全を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆農地・水環境の保全活動の推進 ◆環境に配慮した土地改良事業の推進 ◆有害鳥獣の出没しにくい環境づくりの推進

1 農林業を支える担い手の確保・育成**■施策目標**

地域の実情に合った多様な担い手が、確保・育成されています。

■施策指標

認定農業者数

現状値 660経営体 (H24.3 現在)

目標値 780経営体 (H29)

- (1) 意欲ある担い手の確保・育成
 - ・農業者の経営力の向上支援
 - ・新規就農者の確保・育成
 - ・担い手への農地利用集積の強化
- (2) 地域農業を支える担い手づくり
 - ・組織的な農業経営体の確保・育成
 - ・女性や高齢者の起業等（6次産業化）の促進
 - ・地域に融和する企業の参入促進

2 安定的な農林業経営を支える基盤の確立**■施策目標**

生産性の高い土地基盤の整備・保全や効率的な生産出荷体制が確立され、安定した農業経営が展開されています。

■施策指標

耕作放棄地面積

現状値 53.2ha (H24.3 現在)

目標値 40.0ha (H29)

- (1) 生産性の高い土地基盤の整備・保全
 - ・優良農地の確保と有効活用
 - ・ほ場整備事業の推進
- (2) 効率的な生産・出荷体制の確立
 - ・大規模共同利用施設の整備・活用
 - ・大型農業機械の導入促進
 - ・新たな生産技術の導入促進

3 良質な農林産物の生産・普及の促進**■施策目標**

安全・安心で、市場価値の高い良質な農林産物が生産・普及され、地域でも多くの地場農林産物が消費されています。

■施策指標

うつのみや地産地消推進店数

現状値 77店 (H24.3 現在)

目標値 120店 (H29)

- (1) 農産物の安定供給の促進
 - ・高品質な米・麦・大豆の生産振興
 - ・園芸畜産物の生産振興
- (2) 農産物のブランド化推進
 - ・新たな生産技術の導入促進
 - ・農商工連携による6次産業化の促進
 - ・マーケティング力の向上
 - ・農産物の海外輸出の促進
- (3) 地産地消の推進
 - ・農産物直売所等の充実・強化
 - ・地場農産物の利用拡大
 - ・消費者と農業・農村との相互理解の促進
 - ・安全・安心な農産物等の供給促進

4 環境と調和した農林業の推進

■施策目標

環境と調和した農林業を推進し，農林業が持つ多様な公益的機能が維持・向上しています。

■施策指標

エコファーマーの認定者数

現状値 690人 (H24.3 現在)

目標値 810人 (H29)

(1) 環境保全型農業の推進

- ・環境にやさしい農業の推進
- ・バイオマス資源等の利活用の促進

(2) 農資源・農村環境の保全推進

- ・農地・水環境の保全活動の推進
- ・環境に配慮した土地改良事業の推進
- ・有害鳥獣被害対策事業の推進

(3) 森林保全整備の推進

- ・民有林整備事業の推進
- ・森林体験事業の推進
- ・森林資源の有効活用の促進

魅力ある観光と交流を創出する

現状・課題 ➤ 近年、観光に対するニーズが、「周遊する」、「参加・体験する」、「滞在する」へと変化するとともに、内容、範囲も多様化しています。こうした中、産業・文化・歴史・スポーツ等の資源を観光資源と捉え、地域間や資源間のネットワークを強化しながら本市へより多くの来訪者を呼び込み、満足感や再来意欲を高め、魅力ある観光と交流を創出することが重要になっています。

**基本施策
目標** ➤ 新たな資源が発掘、活用され本市の観光資源の価値がさらに高まり、市民も自らの地域に誇りを持つことで、多くの人に宇都宮を訪れ楽しんでもらえるような、魅力ある観光と交流が創出されています。

**取組の方向
(施策)** ➤

- 1 おもてなしある受入体制の充実
- 2 観光資源の活用促進
- 3 都市と農村の交流促進

主要事業名	目的	内容
おもてなし事業の推進	本市を訪れる多くの人に満足していただき、本市への再訪や定住に結びつけるため、市民全体の接遇等のおもてなし意識の向上を図るため、おもてなし事業を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆おもてなし推進体制の充実 ◆おもてなしモニター・顕彰事業の実施 ◆おもてなし意識の啓発
観光セールスの強化	本市の魅力をあらゆる機会を捉え、さまざまなツールを用い国内外へ発信し、本市のイメージアップと誘客を促進する観光セールスを強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆観光宣伝活動の推進 ◆誘客促進事業の推進
戦略的観光事業の推進	本市が誇るさまざまな地域資源を活用し、都市観光としての魅力を高め、来訪者の増加につながる戦略的観光事業を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆観光資源の発掘と観光ルートの開発推進 ◆自然、文化、人材等の再評価と有効活用推進 ◆コンベンション等の誘致強化 ◆大谷地域の観光推進
農業・農村ふれあい交流事業の推進	農村地域の主体的な活動による活性化と、都市地域の農業に対する理解の促進を図るため、農業・農村ふれあい交流事業を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆農資源を活用した体験・交流事業の推進

1 おもてなしある受入体制の充実

■施策目標

本市への来訪者がさまざまなおもてなしに接し、「来てよかった」、「また訪れたい」と感じています。

■施策指標

「来てよかった」、「また訪れたい」と感じている来訪者の割合

現状値 44.6% (H23.12 現在)

目標値 50.0% (H29)

(1) 市民のおもてなし意識の向上

- ・郷土愛と知識の醸成
- ・おもてなし事業の推進

(2) おもてなし体制の充実

- ・観光ガイドの育成・確保
- ・観光・コンベンション機能の充実
- ・外国人に対する受入体制の強化

(3) 観光情報発信の充実

- ・多様な手段による観光情報の発信
- ・観光セールスの強化

2 観光資源の活用促進

■施策目標

人、産業、文化・スポーツなど、本市の優れた資源が観光に生かされ、本市の魅力が高まっています。

■施策指標

年間入込客数

現状値 13,531千人 (H22 実績)

目標値 15,000千人 (H29)

(1) 戦略的観光事業の推進

- ・着地型観光の促進
- ・地域特性資源の活用促進
- ・コンベンション等の誘致強化
- ・大谷地域観光の推進

(2) 広域観光ネットワークの構築

- ・観光ネットワークの推進
- ・広域観光事業の推進

3 都市と農村の交流促進

■施策目標

地域住民がコミュニティに参画し、都市住民との交流も活発に行われ、活力ある地域社会が形成されています。

■施策指標

都市農村交流参加者数

現状値 1,338,569人 (H23 実績)

目標値 1,400,000人 (H29)

(1) 農資源を活かした交流の推進

- ・農村地域コミュニティ活動の促進
- ・農業・農村ふれあい交流事業の推進
- ・交流活動実施団体の育成

(2) 農林業の魅力発信

- ・農林業イベントの充実
- ・農林業観光交流施設の充実

V 都市のさまざまな活動を支える

都市基盤の機能と質を高めるために

(都市基盤分野)

基本施策 2 1 機能的で魅力のある都市空間を形成する

基本施策 2 2 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する

機能的で魅力のある都市空間を形成する

現状・課題

- 超高齢社会・人口減少時代の到来，地方分権の進展，市民のライフスタイルの多様化等を見据え，本市のまちづくりにおいては，これからの人口規模・構成や都市活動に見合った持続可能な都市への転換，また，北関東最大の都市として，広域的な役割を踏まえた高次な都市機能の集積や拠点性の向上が求められています。こうした中，市民の生活の質の向上を図りながら，都市の持続的な発展が可能となるよう機能的で魅力ある都市空間を形成することが重要になっています。

基本施策
目標

- 市内の地域が，その特性に応じた個性や魅力，都市機能を備え，コンパクトで調和のとれた都市空間が形成されています。

取組の方向
(施策)

- 1 地域特性に応じた土地利用の推進
- 2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成
- 3 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成
- 4 都市景観の保全・創出

主要事業名		目的	内容
JR地区 宇都宮 駅周辺	宇都宮駅東口 地区整備の推 進	都市拠点の形成と，シンボル性のある都市環境を創出するため，宇都宮駅東口地区の整備を推進する。	◆立地施設の整備・促進
	宇都宮駅西口 周辺地区整備 の推進	宇都宮の玄関口としてふさわしい，多様な都市機能の集積を図るため，宇都宮駅西口周辺地区の整備を推進する。	◆市街地再開発事業等の推進 ◆駅前広場等の整備改善の推進
岡本駅周辺地域整備の 推進		駅周辺の都市機能の充実・効率化を図るため，岡本駅周辺地域整備事業を推進する。	◆駅関連施設整備 ◆駅西地区土地区画整理事業 ◆駅東地区整備
土地区画整理事業の推 進		防災性や利便性の高い，安全・安心で快適な居住環境を形成するため，土地区画整理事業を推進する。	◆公共施行(6地区) ・小幡・清住地区，宇都宮大学東南部第1・2地区，鶴田第2地区，岡本駅西地区，平松本町第三地区
市街地再開発事業の推 進		高次な都市機能の集積を図るとともに，安全・安心で快適な市街地を形成するため，再開発事業を推進する。	◆宇都宮大手地区市街地再開発事業 ◆宇都宮バンバ地区市街地再開発事業 ◆宇都宮千手・宮島地区市街地再開発事業 ◆優良建築物等整備事業
魅力ある都市景観づくり 事業の推進		緑や水辺など良好な景観の保全と地域特性を生かした魅力ある景観を創出するため，景観計画に基づく規制誘導を図るとともに，市民協働による景観づくりを推進する。	◆景観計画区域における建築等に係る景観計画の届出制度の運用 ◆景観形成重点地区の指定

1 地域特性に応じた土地利用の推進**■施策目標**

地域の個性や魅力を生かしながら、計画的な土地利用が行われています。

■施策指標

地区計画（※）導入地区数

現状値 22地区（H24.4現在）

目標値 24地区（H29）

市街化区域の宅地率

現状値 54.8%（H24.4現在）

目標値 55.4%（H29）

(1) 土地利用の適正化

- ・地域地区制度の活用
- ・地区計画制度等の活用
- ・開発許可制度の適正運用
- ・地域特性に応じた計画的な農地の保全

(2) 土地利用の円滑化

- ・地籍調査事業の推進
- ・国土利用計画法の適正運用，地価公示制度の周知・活用

※地区計画…良好な都市環境の整備と保全を図るために地区独自のまちづくりのルールを決める地区単位の都市計画。

2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成**■施策目標**

地域特性に応じた都市機能が集積された魅力ある拠点が形成されています。

■施策指標

人口集中地区（DID）人口

現状値 384,583人（H22.10現在）

目標値 392,000人（H29）

都市拠点（市内中心部）の通行量（平日）

現状値 103,880人（H23実績）

目標値 110,000人（H29）

(1) 都市拠点の形成

- ・宇都宮駅東口地区整備の推進
- ・宇都宮駅西口周辺地区整備の推進
- ・市街地再開発事業の推進
- ・東武宇都宮駅周辺地区整備の推進
- ・都心居住の促進

(2) 地域拠点等の形成

- ・雀宮駅周辺地域整備の推進
- ・岡本駅周辺地域整備の推進
- ・テクノポリスセンター地区，東谷・中島地区の施設立地の促進
- ・北部・北西部地域等の拠点における機能集積の促進

3 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成**■施策目標**

安全で快適な居住環境を有した市街地が形成されています。

■施策指標

土地区画整理事業の整備面積

現状値 2,077ha（H24.3現在）

目標値 2,151ha（H29）

(1) 市街地の機能性・安全性の向上

- ・土地区画整理事業の推進
- ・身近な道路整備の推進
- ・市街地再開発事業の推進
- ・優良建築物等整備事業の推進

(2) 緑と憩いの拠点づくりの推進

- ・街区・近隣・地区公園整備事業の推進
- ・公園・緑地の再整備事業の推進
- ・ワークショップによる公園づくり
- ・公園愛護会支援事業の推進

4 都市景観の保全・創出

■施策目標

市民協働により，地域資源を活用し地域特性に応じた良好な都市景観が形成されています。

■施策指標

景観形成重点地区等の指定地区数

現状値	5地区 (H24.10 現在)
-----	-----------------

目標値	8地区 (H29)
-----	-----------

(1) 市民の景観に対する意識の高揚と主体的な取組の促進

- ・まちなみ景観賞表彰事業の推進
- ・地域の景観づくり組織の育成支援
- ・景観ワークショップの開催
- ・景観アドバイザー派遣事業の推進
- ・景観教育の推進

(2) 地域特性を生かした都市景観づくりの推進

- ・魅力ある都市景観づくり事業の推進
- ・中心市街地の緑化推進
- ・都心部道路景観整備の推進

円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する

現状・課題 ➤ 超高齢社会の到来や環境問題への対応など、さまざまな観点から、公共交通が十分整備され、過度に自動車に依存しない、調和の取れた交通環境への社会的要請が高まっています。こうした中、各拠点の機能を連携・補完する軸として、また、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい交通環境をつくるため、円滑で利便性が高い、総合的な交通体系を確立することが重要になっています。

基本施策目標 ➤ 総合的な交通体系の構築により、公共交通や自動車、自転車などのあらゆる交通手段が相互に連携した、円滑で利便性が高く、安全で、ひとや環境にもやさしい、誰もが利用しやすい交通環境がつくられています。

取組の方向(施策) ➤

- 1 公共交通ネットワークの充実
- 2 道路ネットワークの充実
- 3 自転車のまち宇都宮の推進

主要事業名	目的	内容
新交通システム(LRT)の導入	ひとや環境にやさしい快適な都市内移動手段を確保するため、東西基幹公共交通として新交通システム(LRT)の導入を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業実施計画の策定 ◆関連法手続き(都市計画決定, 事業認可取得等) ◆事業運営主体の選定 ◆施設整備(走行空間, 車両基地, トランジットセンター等)
バス路線の充実	公共交通不便地域・空白地域の解消や公共交通サービスの向上を図るため、バス路線を充実させる。	<ul style="list-style-type: none"> ◆赤字バス路線に対する支援 ◆バス路線の新設・拡充に向けた社会実験の実施 ◆バス利用促進策の実施
地域内交通の充実	公共交通不便地域・空白地域の解消を図るため、地域の実情に応じた地域内交通の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆周辺部全地区への早期導入 ◆中心部での地域内交通の検討
既存鉄道の利便性向上の促進	本市の基幹公共交通である鉄道における交通結節機能の充実を図るため、既存鉄道の利便性向上を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆岡本駅等の駅機能強化 ◆既存鉄道におけるバリアフリー整備の促進, 新しい駅施設, 鉄道利便性, アクセシビリティなどの向上の研究・検討 ◆関係機関との協議・構想策定
幹線道路の整備	都市間の道路交通機能の充実や都市防災機能を向上させるため、幹線道路の整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆産業通り, 宇都宮日光線, みずほの通り等
スマートICの整備	本市交通の円滑化や地域振興を図るため、スマートインターチェンジの整備を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆新たなスマートICの設置

主要事業名		目的	内容
橋りょうの長寿命化、耐震化推進		老朽化する橋りょうへの対応や、地域道路網のより高い安全性・信頼性を確保するため、橋りょうの長寿命化・耐震化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆橋りょう長寿命化修繕計画に基づく修繕の実施 ◆主要橋りょうへの耐震補強の実施
自転車 のまち 宇都宮 の推進	自転車走行空間の整備	市民の誰もが自転車を安全で快適に利用できる環境を創出するため、安全性が高く快適な自転車走行空間の整備を推進する。	◆道路状況に応じた自転車専用通行帯等の整備推進
	サイクルステーションの充実	自転車の魅力を発信し、市民の自転車の利用・活用を促進するため、自転車利用者の拠点施設であるサイクルステーションの充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆「宮サイクルステーション」の機能、提供サービスの充実 ◆新たなサイクルステーションの整備検討

1 公共交通ネットワークの充実

■施策目標

誰もが円滑に移動できる公共交通ネットワークが形成されています。

■施策指標

年間公共交通利用者数

現状値 30,713千人 (H22実績)

目標値 40,589千人 (H29)

一日あたりの利用者数

現状値 84,145人 (H22実績)

目標値 111,203人 (H29)

- (1) 東西基幹公共交通の整備
 - ・新交通システム（LRT）の導入
- (2) 公共交通サービスの向上
 - ・バス路線の充実
 - ・ノンステップバスの導入促進
 - ・地域内交通の充実
- (3) 公共交通の利用促進
 - ・公共交通利用環境整備の促進
 - ・モビリティ・マネジメント施策（マイカー利用者の意識転換策）の推進
- (4) 交通結節機能の充実
 - ・既存鉄道の利便性向上の促進
 - ・宇都宮駅西口周辺地区整備の推進
 - ・岡本駅周辺地域整備の推進

2 道路ネットワークの充実

■施策目標

円滑で機能的な道路ネットワークが構築されています。

■施策指標

都市計画道路の整備率

現状値 67.5% (H24.3現在)

目標値 73.1% (H29)

- (1) 幹線道路の整備・機能の充実
 - ・幹線道路の整備
 - ・交差点・踏切改良の整備
- (2) 広域アクセス性の充実
 - ・スマートICの整備
- (3) 道路環境の向上と機能保全
 - ・橋りょうの長寿命化・耐震化の推進
 - ・都心部道路景観整備の推進
 - ・道路バリアフリー化の推進
 - ・生活道路の整備
 - ・道路の維持補修
 - ・交通安全施設整備の推進

3 自転車のまち宇都宮の推進

■施策目標

自転車が安全で快適に、楽しく利用できる環境が整備されています。

■施策指標

自転車走行空間の整備延長

現状値 14.5 km (H23 実績)

目標値 30.9 km (H29)

- (1) **安全な自転車利用環境の創出**
 - ・自転車走行空間の整備
 - ・自転車利用者への交通安全教育の推進
- (2) **快適な自転車利用環境の創出**
 - ・サイクルアンドライド用駐輪場の整備
 - ・休憩スポット（自転車の駅）の設置
- (3) **自転車利用・活用の促進**
 - ・レンタサイクルの充実
 - ・サイクルステーションの充実
 - ・サイクリングロードの整備

VI 持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために

(都市経営・自治分野)

基本施策 2 3 市民が主役のまちづくりを推進する

基本施策 2 4 行政経営基盤を強化する

基本施策 2 5 市民の相互理解と共生のこころを育む

市民が主役のまちづくりを推進する

現状・課題 ➤ 市民の価値観やライフスタイルの多様化、少子・高齢化の進行、地域における連帯意識の希薄化など、近年、社会を取り巻く環境が大きく変化している一方で、増加傾向にあるNPOの活動や事業者の社会貢献活動など、まちづくり活動が活発化しています。こうした中、さまざまなまちづくりの課題に的確に対応していくため、市民・地域活動団体（※1）・NPO・事業者・行政の適切な役割分担のもと、地域のコミュニティをはじめ、あらゆる場において、それぞれが連携を図り、市民が主役となったまちづくりを推進していくことが重要になっています。

基本施策 目標 ➤ 市民や地域活動団体、NPOなど、多様な主体による連携したまちづくり活動や、市政への積極的な参画によって、市民が主役となったまちづくりが実践されています。

取組の方向（施策） ➤

- 1 協働によるまちづくりの推進
- 2 地域主体のまちづくりの促進
- 3 市民の市政への参画促進

主要事業名	目的	内容
まちづくり活動主体の連携・協力の促進	多様化している公共的課題の解決に向け、市民・地域活動団体・NPO・事業者・行政などのさまざまなまちづくり活動主体が、それぞれの特性を生かして相乗効果が発揮されるよう、まちづくり活動主体の連携・協力を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆多様な活動主体が連携する機会と場の創出 ◆協働を進めるコーディネートの充実
自治会活性化の促進	日常生活を共に支えあい、安全安心な暮らしを確保するため、自治会の活性化を支援し、地域コミュニティの醸成、地域の絆づくりを図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆自治会の加入促進 ◆自治会の集会所等の整備促進
地域が一体となったまちづくりの推進	地域の資源や特性を生かした魅力ある地域づくりを实践するため、地域が一体となったまちづくりを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域まちづくり計画の策定地域の拡大 ◆地域まちづくり計画の着実な実行の支援
地域まちづくり組織（※2）のコーディネート機能や事務局機能の強化	活力ある地域まちづくり活動が将来にわたって続くよう、地域活動を担う人材を育成するとともに、地域まちづくり組織のコーディネート機能や事務局機能の強化を支援し、地域まちづくりの人的・経営的基盤を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域活動の担い手育成 ◆地域のコーディネート機能や事務局機能の強化 ◆地域活動団体間の連携強化

※1 地域活動団体…地域で自主的に公共活動を行う、地域ごとに形成された団体。

※2 地域まちづくり組織…地域の様々な意見を取りまとめ、総意を形成するとともに、その総意を実現するため、様々な活動主体の連携・協力を促進する地域のネットワーク組織。

1 協働によるまちづくりの推進

■施策目標

市民・地域活動団体・NPO・事業者・行政が、それぞれ、適切に役割を分担して、協働のまちづくりに取り組んでいます。

■施策指標

まちづくりセンター及びボランティアセンターの登録団体数

現状値 348 団体 (H24.4 現在)

目標値 600 団体 (H29)

- (1) まちづくり活動への参加機会と環境の充実
 - ・地域活動やボランティアなどへのデビュー支援の充実
 - ・まちづくりの担い手の育成
 - ・まちづくり活動拠点の充実と機能の強化
- (2) まちづくり活動主体の連携・協力の促進
 - ・多様なまちづくり主体の連携の場の形成推進
 - ・まちづくりセンターのネットワーク機能の充実
 - ・住民提案型の協働事業の推進
- (3) まちづくり活動主体の組織力の向上
 - ・経営基盤・人材育成の支援
 - ・コミュニティビジネス・ソーシャルビジネスの取組みへの支援

2 地域主体のまちづくりの促進

■施策目標

地域住民が、コミュニティを大切にしながら、地域の特性に合わせ一体的にまちづくり活動に取り組んでいます。

■施策指標

自治会加入率

現状値 68.6% (H24.4 現在)

目標値 70.0% (H29)

地域まちづくり計画推進地区数

現状値 14 地区 (H24.4 現在)

目標値 39 地区 (H29)

- (1) 日常生活の安全安心を支える絆づくりの推進（小さなコミュニティの活性化）
 - ・自治会活性化の促進
 - ・顔の見える緊密な近隣関係づくりの促進
 - ・活動場所・居場所の整備促進
- (2) 地域が一体となったまちづくりの推進（大きなコミュニティの活性化）
 - ・地域まちづくり計画の策定の促進
 - ・地域まちづくり組織のコーディネート機能や事務局機能の強化
 - ・地域活動団体間の連携強化
 - ・特色ある地域づくり活動の促進

3 市民の市政への参画促進

■施策目標

市の政策づくりのさまざまな過程で、市民の意見がよりの確に反映されています。

■施策指標

政策特集に寄せられる意見の平均数

現状値 37 件 (H23 実績)

目標値 74 件 (H29)

- (1) 行政情報の共有化の推進
 - ・広報・広聴事業の充実
 - ・情報提供の推進
- (2) 政策形成段階からの市民参画の促進
 - ・市民参加・参画機会の拡充

基本施策
24

行政経営基盤を強化する

現状・課題 ➤ 人口減少社会の到来や少子・高齢化の進行、市民ニーズの一層の多様化など、行政を取り巻く社会経済環境の変化に伴い、行政課題がますます増加、多様化しています。こうした中、「政策や施策の選択と行政経営資源の集中」によって効果的・効率的にまちづくりを進め、本市が50万都市として、今後も引き続き発展していくため、行政経営基盤の一層の強化が重要になっています。

基本施策目標 ➤ 本市の行政運営を効果的・効率的に行うことで、行政経営基盤が強化されています。

- 取組の方向（施策）** ➤
- 1 効果的で効率的な行政経営システムの確立
 - 2 地区行政の推進
 - 3 行政の組織力の向上
 - 4 財政基盤の強化
 - 5 地域情報化の推進

主要事業名	目的	内容
経営資源を適切に配分し活用する仕組みの充実	厳しい社会経済環境の中、限られた経営資源で最大の効果を発揮できるよう、それらを適切に配分し活用するための仕組みを充実する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆多様な手法を活用した事務事業の再構築 ◆行政評価システムの推進 ◆公有財産マネジメントの推進 ◆公共施設長寿命化の推進
宇都宮ブランド戦略の推進	本市のイメージアップや他都市との差別化を図り、より活気や活力のある宇都宮を築いていくため、「宇都宮ブランド戦略」を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆情報発信・発信拠点の活用促進 ◆シティセールスの強化 ◆市民参加型事業の推進
地域行政機関の機能強化	市民に身近な場所である地域行政機関において、きめ細かなサービスの提供を行っていくとともに、住民の意見やニーズ、地域の状況を的確に捉え、地域に軸足を置いたまちづくりを推進していく必要があるため、地域行政機関の機能を強化する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民生活に密着したサービスの充実 ◆地域と行政を繋ぐ地域振興機能の強化 ◆地域まちづくり拠点としての地域行政機関の施設整備
将来世代への負担に配慮した財政運営	将来にわたる財政の健全性を確保するため、中期財政計画の策定などにより、将来世代への負担に配慮した財政運営を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆出資法人等を含めた財務諸表の作成や人件費を含めた事業ごとのコスト分析等の実施 ◆中期財政計画の策定
身近な行政サービスの電子化の推進	市民の行政手続きにおける利便性の向上を図るため、身近な行政サービスの電子化を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆電子申請・届出システムの構築・運用 ◆ICTを利活用した納付方法の多様化

1 効果的で効率的な行政経営システムの確立

■施策目標

限りある経営資源を適切に配分することにより、最少の経費で最大の効果が発揮できるような行政経営を行っています。

■施策指標

行政改革推進プランの進捗状況

(全取組中、順調に進められている取組の割合)

現状値 98.8% (H23実績)

目標値 95%以上を維持 (H29)

- (1) 経営資源を適切に配分し活用する仕組みの充実
 - ・多様な手法を活用した事務事業の再構築
 - ・行政評価システムの推進
 - ・公有財産マネジメントの推進
 - ・公共施設長寿命化の推進
- (2) 最適な主体・手法によるサービスの提供
 - ・自治基本条例の運用
 - ・民間活力の積極的な活用
 - ・分権型社会にふさわしい自治制度の確立
- (3) 都市間連携の強化
 - ・広域的共同・協力事業の推進
 - ・広域的な都市機能の合理的配置の促進
 - ・都市間の政策的連携の推進
- (4) 宇都宮ブランド戦略の推進
 - ・情報収集・発信拠点の活用促進
 - ・シティセールスの強化
 - ・市民参加型事業の推進

2 地区行政の推進

■施策目標

地域に軸足を置いた行政が、効果的に展開されています。

■施策指標

地区市民センターや出張所などの地域行政機関を利用しやすいと感じている市民の割合

現状値 61.4% (H24実績)

目標値 70.6% (H29)

- (1) 地域行政機関の機能強化
 - ・市民生活に密着したサービスの充実
 - ・地域振興機能の強化
 - ・地域行政機関の施設整備

3 行政の組織力の向上

■施策目標

行政が、組織力を高め、さまざまなまちづくりの課題に対応しています。

■施策指標

組織目標達成率

現状値 97.3% (H23実績)

目標値 100% (H29)

- (1) 意欲や能力に応じた人材活用の促進
 - ・人事評価制度の充実
 - ・人材確保・活用策の充実
- (2) 職員の自律的能力開発の推進
 - ・職場における人材育成の充実
 - ・キャリア形成の推進

4 財政基盤の確立

■施策目標

将来にわたる財政の健全性が確保されています。

■施策指標

公債費負担比率

現状値	14.3%	(H23実績)
目標値	15%以内を維持	(H29)

(1) 持続可能な財政構造の構築

- ・事務事業の「選択と集中」の徹底
- ・将来世代への負担に配慮した財政運営

(2) 財源の充実強化

- ・自主財源の確保
- ・受益と負担の適正化

5 地域情報化の推進

■施策目標

ICTが有効に利活用され、行政サービスの利便性と行政経営の効率性が高まっています。

■施策指標

身近な行政手続きの電子化率

現状値	53.3%	(H24)
目標値	100%	(H29)

(1) ICTを活用した行政運営の効率化・高度化

- ・情報システム最適化の推進
- ・身近な行政サービスの電子化の推進
- ・情報提供・コンテンツの充実

(2) 市民・事業者の情報リテラシーの向上

- ・ICT利活用促進に向けた支援の充実
- ・情報セキュリティ対策の推進

市民の相互理解と共生のこころを育む

現状・課題 ➤ 成熟社会を迎えた21世紀にあっても、いまだ個人の意識や行動、社会慣習の中に差別や偏見が存在しています。こうした中、市民の誰もがこころの壁を感じることなく安心して暮らしていくため、家庭、地域、学校、事業者、行政等の連携を強め、すべての市民が、互いの個性や特性を認め、理解し合い、人権を尊重することのできる、共生するこころを育てていくことが重要になっています。

基本施策目標 ➤ 家庭、地域、学校、事業者、行政等の十分な連携のもとで、市民の誰もが思いやりのこころを持ち、差別や偏見を持つことなく、相互理解と共生のこころが育まれています。

取組の方向（施策） ➤

- 1 かけがえのない個人の尊重
- 2 男女共同参画の推進
- 3 多文化共生の推進

主要事業名	目的	内容
虐待防止対策の強化	虐待の未然防止のため、関係機関・地域との連携強化や相談体制の充実、また、虐待の早期発見と支援の充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆関係機関等との連携強化 ◆虐待の早期発見と支援 ◆虐待防止の周知・啓発 ◆相談体制の充実
男女間のあらゆる暴力の根絶	男女が互いの尊厳を尊重できるよう、DV（ドメスティックバイオレンス）の防止啓発・相談から自立支援に至るまでの総合的なDV対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談体制の充実 ◆DVの未然防止対策の推進 ◆DV被害者の自立支援の充実
いじめゼロ運動の推進	市民総ぐるみにより、いじめの根絶を図るため、学校でのいじめ対策の強化や、家庭や社会への啓発活動を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ◆強調月間の設定 ◆ポスターコンクールの実施
ワーク・ライフ・バランスの促進	仕事と生活の調和を図ることができるよう、職場・家庭の環境づくりを促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ◆企業における働きやすい職場環境づくりの促進 ◆勤労者等への意識啓発・理解の促進
在住外国人と市民のネットワーク化の支援	在住外国人も地域社会の構成員として、地域づくりの担い手として活躍できるよう、支援団体やボランティアのネットワーク化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ◆多文化共生社会に関する市民への啓発 ◆在住外国人支援団体のネットワーク化促進

1 かけがえのない個人の尊重

■施策目標

すべての市民が、平和の尊さを理解し、個人として尊重され、その人権が擁護されています。

■施策指標

子どもから高齢者まで、一人ひとりの権利が守られていると感じている市民の割合

現状値 52.5% (H24実績)

目標値 60.0% (H29)

(1) 権利擁護の推進

- ・権利擁護の支援
- ・虐待防止対策の強化

(2) 男女間のあらゆる暴力の根絶

- ・相談体制の充実
- ・DV未然防止対策の推進
- ・DV被害者の自立支援の充実

(3) いじめ対策の充実

- ・人権教育の推進
- ・いじめゼロ運動の推進
- ・いじめに関する教育相談事業

(4) 平和啓発活動の充実

- ・平和のつどいの開催
- ・平和月間事業の推進

2 男女共同参画の推進

■施策目標

男女が社会のさまざまな分野へ、ともに参画しています。

■施策指標

社会全体で男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合

現状値 22.9% (H24実績)

目標値 30.0% (H29)

(1) 男女共同参画意識の醸成

- ・意識啓発事業の充実
- ・男女共同参画の視点に立った家庭・学校・地域教育の推進

(2) さまざまな分野における男女共同参画の推進

- ・意思決定の場への女性の登用促進
- ・就労の場における男女共同参画の推進
- ・ワーク・ライフ・バランスの促進

3 多文化共生の推進

■施策目標

市民と在住外国人が、相互に理解し合い、共生の意識を持って、安心して暮らしています。

■施策指標

在住外国人を支援する民間ボランティア団体の会員数

現状値 755人 (H24.4現在)

目標値 900人 (H29)

(1) 情報の多言語化の推進

- ・多言語による相談事業
- ・多言語による情報発信事業
- ・やさしい日本語の普及促進

(2) 在住外国人との相互理解の促進

- ・在住外国人の自立化支援事業
- ・在住外国人と市民のネットワーク化の支援
- ・多文化共生の地域づくり事業

第9章 計画の着実な推進に向けて

1 各施策分野における個別計画の策定

「総合計画基本計画」に掲げた施策における事業の優先化・重点化や、他施策における関連事業との連携を図り、施策の実効性を高めるため、必要に応じて、各施策分野における個別計画などを策定します。

2 総合計画実施計画と行政評価、中期財政計画、予算の連携

「総合計画基本計画」に掲げた施策・事業の取組の具体化を図るため、「総合計画実施計画」を策定します。

「総合計画実施計画」は社会経済状況の変化などに適切かつ柔軟に対応できるよう、「市民意識調査」の結果や各種の指標を踏まえた「行政評価」の結果、「中期財政計画」で明らかにする財政収支の見直しなどを活用しながら、総合的な視点から毎年見直しを行います。

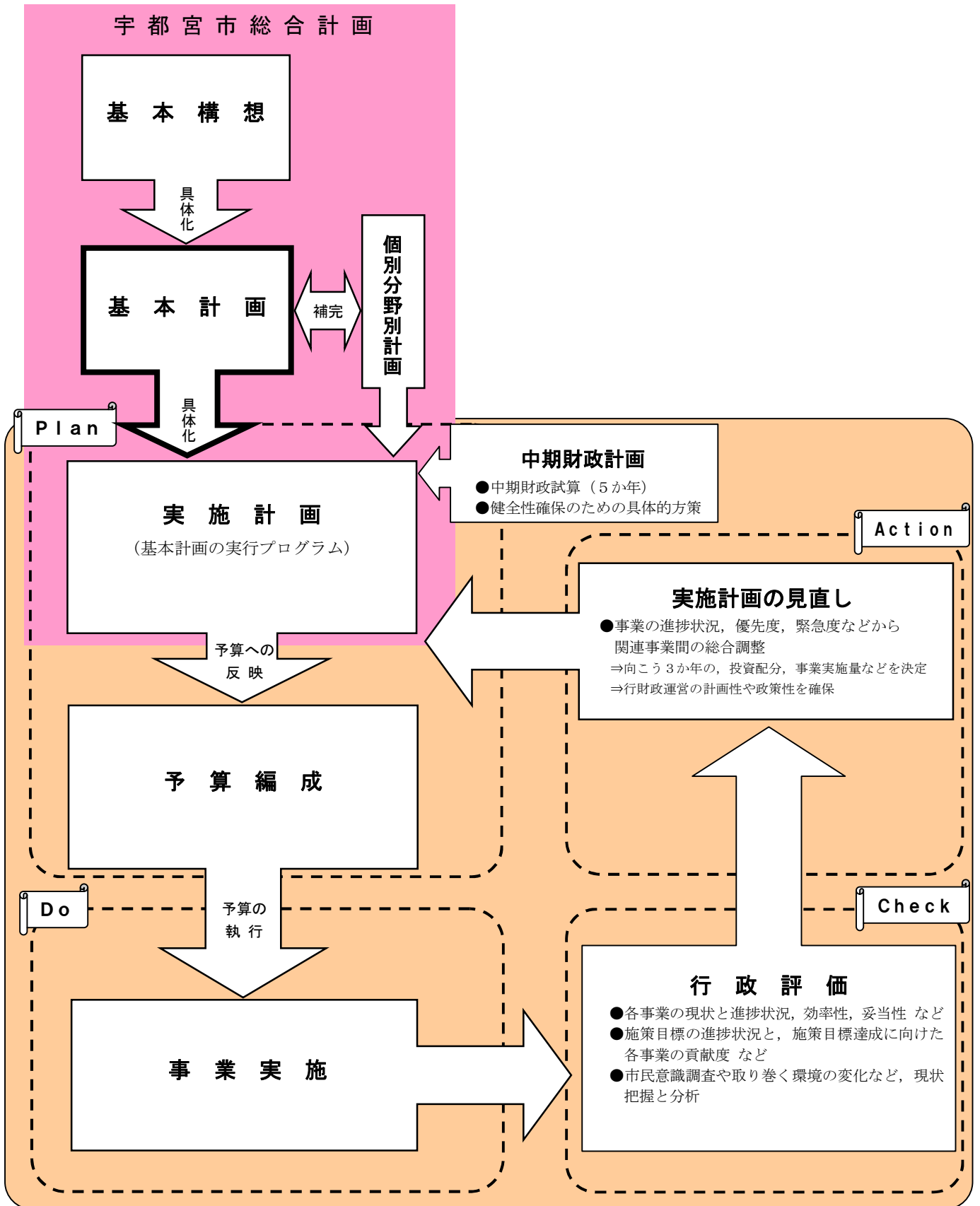
「行政評価」は、市が実施する政策・施策・事業について「どのような成果があったか」、「当初設定した目標が達成できているか」などの視点や、他都市との比較など総合的に評価・検証を行い、次年度以降の施策・事業の立案や見直しに活用していきます。

各年度の予算編成は、「総合計画実施計画」を基本に、経営資源の配分を行い、さまざまな状況に対応した施策を推進します。

このような一連の「計画行政システム」により、「P l a n（計画）」－「D o（実施）」－「C h e c k（評価）」－「A c t i o n（改善）」の循環サイクルの充実・強化により、総合計画全体の着実な推進を確保します。

なお、「総合計画基本計画」の施策・事業のうち、特に重要なものについては、本市執行部の最高意思決定機関である庁議において、定期的に進捗を把握するとともに、適切な措置を講じ、着実に推進していきます。

【計画行政システムの流れ（イメージ）】



3 指標を用いた計画の達成状況の把握

「総合計画基本計画」の達成状況を把握するため、分野別計画において後期基本計画の終了年次である平成29年（2017年）の「施策指標」における目標値を設定するとともに、各施策の「市民満足度指標」を設定し、市民の評価やニーズの変化を把握していきます。

「市民満足度」については、毎年の市民意識調査で、各施策について、「満足」、「やや満足」、「やや不満」、「不満」、「わからない」の5つの選択肢で行い、「満足」、「やや満足」の市民の割合の合計を“満足度が高い”ものとし、「市民満足度」の目標値については、「やや不満」と答えた人の一定割合を「満足」、「やや満足」に転換させる、という考え方で設定します。

こうした「施策指標」や「市民満足度指標」、さらには、各事業における活動指標の状況などを総合的に評価し、総合計画の達成状況を見極め、その後の計画推進に生かしていきます。

【市民満足度】

政策の柱Ⅰ：市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために

基本施策	施策	現状値 【H24】	目標値 【H29】
1 保健・医療サービスの質を高める	1 健康づくりの推進	39.2%	49.0%
	2 地域医療体制の充実	37.6%	49.1%
	3 医療保険制度の適切な運営	49.4%	59.0%
2 高齢期の生活を充実する	1 高齢者の社会参画の促進	31.9%	41.1%
	2 高齢者の生活支援の推進	26.8%	36.0%
3 障がいのある人の生活を充実する	1 障がい者の社会的自立の促進	20.4%	30.8%
	2 障がい者の地域生活支援の充実	19.2%	28.8%
4 愛情豊かに子どもたちを育む	1 児童健全育成環境の充実	30.2%	38.2%
	2 子育て支援の充実	26.4%	35.6%
	3 ひとり親家庭等への支援充実	17.0%	24.4%
	4 子どもへの虐待防止対策の強化	21.3%	29.1%
5 都市の福祉力を高める	1 市民の福祉活動への参画促進	28.6%	37.8%
	2 ユニバーサルデザインの推進	30.7%	43.4%
	3 社会を支える福祉支援の充実	21.5%	32.5%

6 日常生活の安心感を高める	1 防犯対策の充実	38.1%	50.6%
	2 交通安全対策の充実	42.5%	56.9%
	3 消費生活の向上	32.5%	41.6%
	4 食品安全性の向上	40.9%	50.5%
	5 生活衛生環境の向上	38.1%	48.2%
7 危機への備え・対応力を高める	1 危機管理体制の充実	26.0%	37.7%
	2 防災対策の強化	26.7%	38.1%
	3 消防力・救急救助体制の充実	40.0%	47.1%

政策の柱Ⅱ：市民の学ぶ意欲と豊かなところを育むために

基本施策	施策	現状値 【H24】	目標値 【H29】
8 生涯にわたる学習活動を促進する	1 学ぶ意欲の向上に向けた学習環境の醸成	46.5%	55.1%
	2 学校・家庭教育支援の充実	32.1%	42.6%
	3 学んだ成果を活かす仕組みの構築	20.0%	29.1%
9 信頼される学校教育を推進する	1 学力向上の推進	27.0%	36.0%
	2 豊かな人間性と健やかなからだの育成	20.4%	31.6%
	3 地域と連携した独自性のある学校経営の推進	24.9%	31.9%
	4 教育環境の充実	32.9%	39.5%
	5 特別支援教育の充実	20.1%	26.4%
	6 高い指導力と情熱をもつ教職員の育成	15.8%	26.2%
	7 幼児教育の充実	24.1%	32.2%
	8 高校、高等教育の充実	22.1%	28.7%
10 個性的な市民文化・都市文化を創造する	1 文化活動環境の充実	38.4%	44.1%
	2 文化資源の保存、継承、活用	42.2%	48.8%
11 生涯にわたるスポーツ活動を促進する	1 スポーツ活動環境の充実	44.8%	51.0%
	2 スポーツを支える人材の育成、団体の活性化	32.4%	39.2%
12 健全な青少年を育成する	1 青少年の社会的自立の促進	19.8%	30.1%
	2 非行・問題行動の未然防止	19.8%	30.3%

政策の柱Ⅲ：市民の快適な暮らしを支えるために

基本施策	施策	現状値 【H24】	目標値 【H29】
13 脱温暖化・循環型の環境にやさしい社会を形成する	1 環境保全行動の推進	34.2%	41.2%
	2 地球温暖化対策の推進	26.6%	37.4%
	3 ごみの発生抑制, 減量化, 資源化の推進 (3Rの推進)	44.1%	54.3%
	4 廃棄物の適正処理の推進	30.5%	42.2%
	5 良好な生活環境の確保	28.4%	37.5%
14 良好な水と緑の環境を創出する	1 安全で快適な河川環境の整備	44.0%	54.2%
	2 生物多様性の保全	25.1%	32.5%
	3 緑の保全・育成	42.1%	53.2%
15 上下水道サービスの質を高める	1 安全で安心な水道水の供給	63.4%	67.9%
	2 下水の適正処理の推進	53.6%	58.5%
	3 顧客重視経営の推進	34.9%	40.7%
16 快適な住環境を創出する	1 多様な住まいづくりの推進	26.4%	36.5%
	2 住宅の安全性・環境性の向上	30.3%	40.6%

政策の柱Ⅳ：市民の豊かな暮らしを支える活気と活力のある社会を築くために

基本施策	施策	現状値 【H24】	目標値 【H29】
17 地域産業の創造性・発展性を高める	1 地域特性を生かした産業集積の促進	19.6%	27.1%
	2 新規開業・新事業創出の促進	13.3%	19.7%
	3 就労・雇用対策の充実	14.2%	26.2%
18 工業の活力を高める	1 魅力ある商業の振興	14.0%	33.3%
	2 中小企業の経営・技術革新の促進	11.9%	24.0%
	3 安定した経営基盤の確立	12.3%	22.6%
	4 流通機能の充実	20.2%	27.7%
19 農林業の付加価値を高める	1 農林業を支える担い手の確保・育成	15.5%	23.7%
	2 安定的な農林業経営を支える基盤の確立	16.2%	22.9%
	3 良質な農林産物の生産・普及の促進	39.3%	45.7%
	4 環境と調和した農林業の推進	23.6%	31.7%
20 魅力ある観光と交流を創出する	1 おもてなしある受入体制の充実	29.9%	38.2%
	2 観光資源の活用促進	48.2%	54.9%
	3 都市と農村の交流促進	23.5%	30.3%

政策の柱V：都市のさまざまな活動を支える都市基盤の機能と質を高めるために

基本施策	施策	現状値 【H24】	目標値 【H29】
2-1 機能的で魅力ある都市空間を形成する	1 地域特性に応じた土地利用の推進	18.0%	28.0%
	2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成	24.0%	37.7%
	3 地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成	31.9%	44.5%
	4 都市景観の保全・創出	27.2%	37.0%
2-2 円滑で利便性の高い総合的な交通体系を確立する	1 公共交通ネットワークの充実	32.3%	45.9%
	2 道路ネットワークの充実	38.0%	50.8%
	3 自転車のまち宇都宮の推進	30.8%	41.2%

政策の柱VI：持続的発展が可能な都市の自治基盤を確立するために

基本施策	施策	現状値 【H24】	目標値 【H29】
2-3 市民が主役のまちづくりを推進する	1 協働によるまちづくりの推進	25.0%	35.0%
	2 地域主体のまちづくりの促進	29.3%	41.6%
	3 市民の市政への参画促進	36.8%	46.7%
2-4 行政経営基盤を強化する	1 効果的で効率的な行政経営システムの確立	27.4%	35.9%
	2 地区行政の推進	43.4%	51.1%
	3 行政の組織力の向上	20.6%	29.1%
	4 財政基盤の強化	17.2%	27.8%
	5 地域情報化の推進	33.2%	42.4%
2-5 市民の相互理解と共生のこころを育む	1 かけがえのない個人の尊重	20.1%	29.3%
	2 男女共同参画の推進	22.7%	31.1%
	3 多文化共生の推進	19.7%	25.6%

※「市民満足度」の目標値については、「やや不満」と答えた人のおおむね5割を、「満足」、「やや満足」に転換させるという考え方で設定します。